

京 都 会 館 再 整 備 工 事

発 注 仕 様 書

平成24年6月

京 都 市

< 目 次 >

第1章 総則	
第1節 基本事項	1
第1 適用	
第2 基本設計説明書の位置づけ	
第3 本工事	
第4 別途工事	
第5 工程	
第6 危険負担	
第2節 支払条件	4
第1 対価の支払条件	
第2 実施設計図書および対価内訳書	
第2章 設計業務・施工業務	
第1節 共通事項	6
第1 一般事項	
第2 提出書類	
第3 電子納品	
第2節 設計業務	9
第1 業務条件等	
第2 業務範囲及び内容	
第3 成果物	
第3節 施工業務	13
第1 業務条件等	
第2 検査・引渡し	
別表第1(全体工程表(案))	19
別表第2(リスク分担表)	20
別表第3(関係法令一覧)	21
別表第4(適用基準図書, 建築)	23
別表第5(適用基準図書, 設備)	24
別表第6(適用基準図書, 舞台機構・照明, 音響)	25
別表第7(契約締結後提出書類)	26
別表第8(設計業務内容)	27
別表第9(設計業務提出書類)	29
別表第10(設計業務引渡し成果物)	30
別表第11(施工業務提出書類)	31
別 紙 特記仕様書	34
別 紙 完成模型制作仕様書	57
(添付) 基本設計説明書	

## 第1章 総則

### 第1節 基本事項

#### 第1 適用

本発注仕様書(以下、「本書」という。)は、京都市(以下「本市」という。)が発注する「京都会館再整備工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

#### 第2 基本設計説明書の位置づけ

添付した基本設計説明書は、本書の一部とする。

基本設計説明書の構成としては、「1. 基本設計方針」、「2. 検討委員会提言を受けた基本設計内容/景観シミュレーション」、「3. 計画概要」、「4. 建築計画」、「5. 構造計画」、「6. ホール、舞台計画」、「7. 電気設備計画」、「8. 機械設備計画」、「9. 基本設計図(建築)」、「10. 基本設計参考図(構造)」、「11. 基本設計参考図(電気)」、「12. 基本設計参考図(機械)」、「13. 基本設計図(舞台機構)」、「14. 基本設計図(舞台照明)」、「15. 基本設計図(舞台音響)」、及び「16. その他設計図」にて構成されている。

発注仕様書に基づいて行う実施設計業務に際しては、「1. 基本設計方針」、「2. 検討委員会提言を受けた基本設計内容/景観シミュレーション」、「3. 計画概要」、「4. 建築計画」、「5. 構造計画」、「6. ホール、舞台計画」、「7. 電気設備計画」、「8. 機械設備計画」、「9. 基本設計図(建築)」、「10. 基本設計参考図(構造)」、「11. 基本設計参考図(電気)」、「12. 基本設計参考図(機械)」、「13. 基本設計図(舞台機構)」、「14. 基本設計図(舞台照明)」、「15. 基本設計図(舞台音響)」、及び「16. その他設計図」の趣旨を十分考慮し反映させること。

基本設計説明書中、「10. 基本設計参考図(構造)」に記載のある構造関係部分は、基本設計段階で想定した計画を示したものであり、実施設計に際しては、「10. 基本設計参考図(構造)」に記載のある構造関係部分に基づき、基本設計説明書中「5. 構造計画」に示す要求水準を満たすよう、構造設計を行うこと。

基本設計説明書の「9. 基本設計図(建築)」中、「解体前一般図 参考図、現況仕上げ表 参考図」、「解体工事及び埋文調査後平面図」、「解体設計図」及び「解体設計図 外構」については、基本設計段階での既存建築物又は整備工事に係る敷地内構築物等の概要を示したものであり、図面と現状が相違する場合には、現状を優先する。

#### 第3 本工事

##### 1 名称

京都会館再整備工事

##### 2 敷地概要

###### (1) 工事場所

京都市左京区岡崎最勝寺町13番地

###### (2) 敷地の地域・地区

ア	用途地域	第二種住居地域(特別用途地区:岡崎文化芸術・交流拠点地区)
イ	建ぺい率	70%(京都市建築基準法施行規則第15条適用)
ウ	容積率	200%
エ	地区計画	壁面の位置の制限(冷泉通から4m, 二条通・神宮道から15m, 琵琶湖疏水から10m), 高さの最高限度(31m, 20m, 15m), その他「岡崎文化・交流地区地区計画」による。
オ	防火地域	建築基準法第22条区域
カ	日影規制	5mライン4時間, 10mライン2.5時間
キ	その他	風致地区第5種地域, 岡崎公園地区特別修景地域, 近景デザイン保全区域, 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財包蔵地 屋外広告物禁止区域, 屋外広告物第2種地域

(3) 概況

本敷地は、多くの文化・交流施設が集積し、京都の近代化のシンボリックな地域であるとともに、市民をはじめ、国内外から年間延べ500万人を超える方々が訪れる「国際文化観光都市 京都」の顔となる岡崎地区に位置しており、二条通をはさんで南側にはみやこめっせ、東側は岡崎公園、冷泉通をはさんで北側は平安神宮観光バス駐車場及び京都市武道センターが位置している。また、西側は琵琶湖疏水に面しており、地域全体として、良好な文化ゾーンに位置する。

3 対象業務

本工事の対象業務は、次の業務とする。

(1) 設計業務

ア 事前調査業務

イ 京都会館再整備工事実施設計業務

(ア) 第一ホール部分増築工事実施設計(接続部分の解体撤去設計含む。)

(イ) 第二ホール及び会議棟部分増築及び改修工事実施設計(耐震診断・改修設計含む。)

(ウ) 外構整備工事実施設計(付属建屋解体撤去工事設計含む)

(2) 施工業務

ア 京都会館再整備工事

(ア) 第一ホール部分増築工事(接続部分の解体撤去工事を含む。)

(イ) 第二ホール及び会議棟部分増築及び改修工事(耐震改修工事含む。)

(ウ) 外構整備工事(付属建屋解体撤去工事含む)

4 契約期間

契約の日から平成27年8月31日まで

5 計画概要

(1) 規模

ア 敷地面積 約13,167.50㎡

イ 第一ホール部分(増築)

階数 地上6階, 地下2階

延床面積 約 10,890㎡

建築面積 約 3,410㎡

構造 鉄筋コンクリート造, 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の混構造

ウ 第二ホール及び会議場部分(増築及び改修)

階数 地上3階, 地下1階

延床面積 約 8,560㎡

建築面積 約 4,765㎡

構造 鉄筋コンクリート造

エ 外構整備工事 計画敷地内中庭及び計画建築物周囲

第4 別途工事

本市は、本工事に含まない次の別途工事等を本工事場所で実施予定である。

工事期間中、別途工事が行われるときは、別途工事業者との工事間調整を行うこと。また、別途工事を円滑に進めるため、本市から請負者に対し、情報、資料の提供、協力依頼があるときは、合理的な範囲でこれに協力するものとする。

別途工事等名	内 容
解体撤去工事	第一ホール部分, 他解体撤去工事
埋蔵文化財発掘調査	同上跡地及び疏水側の空地に係る発掘調査
備品等工事	備品・什器・家具・機器で本書に記載する以外の備品・什器・家具・機器の工事
にぎわい施設テナント工事	にぎわい施設部分に入居する予定の飲食等店舗の内装・設備・備品工事

#### 第5 工程

本工事及び別途工事の全体工程表(案)を別表第1に示す。

#### 第6 危険負担

本工事における対価の増加等の負担は、別表第2リスク分担表による。

## 第2節 支払条件

### 第1 対価の支払条件

#### 1 前払金

支払年度	前払金支払限度額
平成24年度	平成24年度本工事出来高予定額の30%以内
平成25年度	平成25年度本工事出来高予定額の40%以内
平成26年度	平成26年度本工事出来高予定額の40%以内
平成27年度	平成27年度本工事出来高予定額の40%以内

※ 平成25年度の前払いは、本工事の設計業務の完了まで行わない。

※ 各年度支払限度額は3億円とする。

#### 2 部分払

中間前金払及び部分払については、いずれか一方を請負者が選択するものとする。

(1) 中間前金払の場合(低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない。)

支払年度	中間前払金支払限度額
平成24年度	なし
平成25年度	平成25年度工事出来高予定額の20%以内
平成26年度	平成26年度工事出来高予定額の20%以内
平成27年度	平成27年度工事出来高予定額の20%以内

※ 中間前払金の支払いは、請負者からの請求により、本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」に掲げるすべてに該当したことを確認したうえで行うものとする。ただし、1会計年度につき中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。

なお、各会計年度の年度末に限り、各会計年度における支払限度額の範囲で、当該年度末における出来高に応じて部分払を行うことができる。

(2) 部分払

部分払は平成25年度に2回、平成26年度に3回以内とし、平成27年度については1回以内とする。ただし、本工事の設計業務の完了までは部分払を行わない。

#### 3 完成払

本工事完成後に支払う。

#### 4 各年度の支払限度額及び出来高予定額

各年度の支払限度額及び出来高予定額は、概ね下記の比率による。

支払年度	支払限度額	出来高予定額
平成24年度	請負代金額の0.36%以内	請負代金額の0.4%以内
平成25年度	請負代金額の27%以内	請負代金額の30%以内
平成26年度	請負代金額の36%以内	請負代金額の40%以内
平成27年度	残額	残額

※前払金、中間前金払、部分払金の当該年度の累計は、その年度の支払限度額を超えることはできない。

#### 5 総合評価を受けた内容を履行できない場合の措置

請負者は、契約締結後、請負者の責により技術提案した内容が履行できない場合は、本市と協議のうえ、提案内容とは異なる方法で本工事を履行することができる。

なお、その場合における基本条件は、原則として、本書及び落札者決定基準による。また、本市は落札者決定基準に基づき技術提案書を再評価し、対価を減額することができる。

## 第2 実施設計図書及び対価内訳書

### 1 実施設計図書及び対価内訳書の提出と合意

- (1) 請負者は、契約締結後速やかに、設計業務及び施工業務の内訳を記した対価内訳書を作成し、本市が設置する設計監督職員に提出すること。
- (2) 請負者は、設計業務完了後直ちに、自らが作成した実施設計図書に基づく対価内訳書を再度作成し、本市と協議の上、数量及び単価に係る合意を得た対価内訳書を完成させ、設計監督職員に提出すること。  
なお、設計業務完了後に作成する対価内訳書については、契約金額と相違の無い総額となる内訳書とすること。
- (3) 請負者は、自ら作成した実施設計図書について本市の検査を受けること。

### 2 実施設計図書及び対価内訳書の扱い

- (1) 本市は、検査に合格した実施設計図書を、その後の施工業務における工事目的物を施工する上での設計図書として取り扱う。  
ただし、当初の設計図書(発注仕様書及び基本設計説明書を含む。)からの脱漏、不備、図書相互間の不整合があった場合には、当初の設計図書(発注仕様書及び基本設計説明書を含む。)を優先する。
- (2) 本市は、実施設計業務完了後に合意をした対価内訳書を、施工業務における部分払及び請負代金額の変更が発生した場合の請負代金額の変更金額の算定に用いる。  
ただし、仕様、数量など前提条件が大きく変わる場合は、この限りではない。  
なお、合意した対価内訳書に記載の無い項目については、本市が定める基準に基づく方法により算出した数量を用いることとし、本市が定める基準に基づく方法により算出した金額に、請負者と契約した金額を本市入札時予定価格にて除した割合(いわゆる落札率)を乗じた金額を用いることとする。
- (3) 上記にある「本市が定める基準」とは「京都市都市計画局建築工事積算要綱」とし、それによりがたい場合は、別表第4にある「5 建築積算に関するもの」及び別表第5にある「4 積算に関するもの」を基本とする。

## 第2章 設計業務・施工業務

### 第1節 共通事項

#### 第1 一般事項

##### 1 関連法令等の遵守

本工事にあたっては、契約書、京都市契約事務規則、建設業法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、下水道法、労働安全衛生法、その他関連法令等を遵守すること。(詳細は、関連法令一覧(別表第3)を参照すること。)

##### 2 適用基準

本書に記載のない事項については、適用基準図書(別表第4, 5, 6)の基準による。適用基準図書は最新のものを用いること。

##### 3 基本条件

(1) 本書、入札説明書及び発注仕様書等に関する質問への回答に示す仕様、性能及び水準を満たすこと。

(2) 本工事において、本市が監修業務の実施のため、監修者を配置した場合、請負者は、監修者と協議を行い、監修者の意向を把握し、本市の監督職員の指示に基づき本工事を進めることとする。

また、基本設計説明書からの仕様等の変更が生じる場合は、監修者及び本市と協議を行い、協議結果を本工事に反映すること。

なお、監修業務とは、本工事に先立ち、本市が設置した、「京都会館の建物価値継承に係る検討委員会」において議論された京都会館の建物価値を将来にわたって確実に継承し、本工事に反映させるため、本市が専門家に委託して実施する業務をいう。

(3) 平面計画及び外観意匠の変更は、本市の求めがない限り認めない。ただし、次に該当する場合で、本市と協議のうえ行う変更を除く。

ア 技術提案に伴う構造計画及び設備計画の変更

イ 構造材・仕上材・設備機器等の相互間の納まりによる軽微な変更

(4) 請負者は、本工事の契約締結後から、第2章、第3節、第1, 2に定める着工日にかかわらず、工事場所に設けられている本市設置の仮設物を含め、工事範囲における保安管理(監督官庁等との協議及びそれに基づく対応を含む。)を行う。ただし、別途工事である京都会館の解体撤去工事の範囲及びその期間、並びに埋蔵文化財の調査範囲及びその期間はこの限りではない。

(5) 請負者は、本工事を履行するに際しては、京都市内に本社や工場が所在する事業者から施設・資材・技術を含めて調達するよう努めるものとする。

##### 4 技術提案内容の反映

(1) 請負者は、入札において行った技術提案について、その内容を本工事に反映させなければならない。

(2) 技術提案内容の反映による対価の変更はしない。

##### 5 優先順位

本書、入札説明書等に関する質問への回答等の優先順位は次のとおりとする。

(1) 発注仕様書等に関する質問回答書

(2) 技術提案書類(本市が本工事に反映させると判断した提案に限る。)

(3) 本書

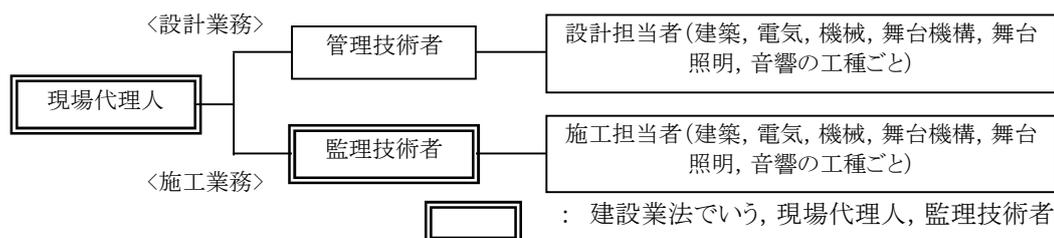
(4) 入札説明書(入札公告を含む。)

## 6 監督職員の指示

本市は、設計監督職員及び施工監督職員(以下、「監督職員」という。)を置く。  
請負者は、設計・施工業務を通じ、監督職員の指示に従い、円滑に業務を遂行すること。

## 7 現場代理人

- (1) 請負者は、契約締結後速やかに、設計業務及び施工業務共通の現場代理人を選定し、専任すること。
- (2) 請負者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴等を書面により本市行財政局財政部契約課(以下、「契約課」という。)に提出すること。
- (3) 現場代理人は、実務経験が豊富であり、本書の趣旨及び内容を総括的に本事業に反映できる誠実かつ責任感のある者を選定すること。
- (4) 現場代理人と監理技術者の兼任を認める。
- (5) 現場代理人の変更は、やむを得ない場合を除き、認めない。
- (6) 本市がその者を現場代理人として著しく不相当であるとみなした場合、請負者は速やかに適切な措置を講じること。
- (7) 設計業務・施工業務の実施体制を下図に示す。設計及び施工の各人員については第2章第2節第1及び第3節第1による。



## 8 関係官公署等への届出手続等

- (1) 本工事に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続等(申請に伴う説明会を含む)は請負者が行う。
- (2) 関係官公署等への届出手続等に当たっては、届出内容等について、あらかじめ監督職員に報告し承諾を受けること。
- (3) 関係官公署等への届出手続等に係る必要な一切の費用は、請負者の負担とする。
- (4) 請負者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- (5) 建築基準法及び建築士法に規定する設計者は請負者が配置すること。(計画通知書に建築士法第20条の規定に基づく表示を行うこと。)
- (6) 工事にかかる計画通知書の審査及び建築物等の完了検査については、請負者の負担により責任をもって適法とさせること。
- (7) 構造計算適合性判定、全館避難安全検証法及び時刻暦応答解析に係る国土交通大臣認定取得(性能評価機関の手数料を含む。)の手数料は1回を限りとして本市が別途支払う。請負者の責により再度、構造計算適合性判定、全館避難安全検証法及び時刻暦応答解析に係る国土交通大臣認定取得が必要となった場合は、請負者が手数料(性能評価機関の手数料を含む。)を負担する。

## 9 打合せ及び記録

- (1) 請負者は、設計業務・施工業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と密接に連絡をとり、十分に打合せを行うこと。
- (2) 請負者は、監督職員から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じること。
- (3) 請負者は、監督職員と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、監督職員の確認を受けること。

#### 10 予定工程表等

- (1) 請負者は、契約締結後、設計業務着手から施工業務完成までの予定工程表を設計監督職員に提出し、承諾を受けること。
- (2) 請負者は、設計業務及び施工業務の各業務に先立ち予定工程表を作成し、設計業務に係る予定工程表は、設計監督職員に、施工業務に係る予定工程表は施工監督職員に提出し、それぞれの承諾を受けること。
- (3) 請負者は、提出した予定工程表を変更する必要がある場合は、監督職員に承諾を得るとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

#### 11 別途工事等に係る注意事項

- (1) 請負者は、本市が発注する業務上密接に係る別途工事について、その工事が円滑に施工できるよう協力すること。
- (2) 什器・備品工事に伴う据付のための基礎工事、下地補強工事等については、設計業務・施工業務の中で脱漏がないよう注意を行うこと。
- (3) 請負者は、本市が工事監理業務を別途発注した場合、その工事監理者の業務が円滑に実施できるよう協力すること。
- (4) 本市は、別途工事の内容及び図面等を必要に応じて通知又は支給する。

#### 12 特許権等の使用

特許権等の使用に係る一切の責任は請負者とする。

### 第2 提出書類

- (1) 請負者は、本市が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 本市で様式を指定していないものは、請負者において様式を定め、監督職員の確認を受けること。
- (3) 契約締結後に提出が必要な書類は、別表第7による。
- (4) 設計業務において提出が必要な書類は、別表第9及び別表第10による。
- (5) 施工業務において提出が必要な書類は、別表第11による。
- (6) 監督職員の指示した書類は、各工種ごと(建築、電気、機械、音響、舞台機構及び舞台照明)に分類して提出すること。提出部数は、監督職員の指示による。

### 第3 電子納品

本工事は電子納品の対象工事とする。設計業務の電子納品対象書類は、別表第10による。施工業務については別表第11による。

- (1) 電子納品は、「京都市都市計画局電子納品(建築設計業務)要領(案)」及び「京都市都市計画局電子納品(建築工事)要領(案)」に基づいて行うものとする。(要領については、都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007350.html> を参照すること。)
- (2) 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2を満足すること。
- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体(CD-R)で正、副各1部提出する。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム(国土交通省大臣官房官庁営繕部)により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督職員と請負者で協議のうえ、決定する。なお、電子納品の成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するときは、当該著作物に係る著作権は、当該成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。

## 第2節 設計業務

### 第1 業務条件等

#### 1 基本条件

- (1) 請負者は、契約締結後、速やかに設計業務に着手すること。
- (2) 請負者は、設計監督職員及び監修者と打合せ、協議を行い、本書の内容等について十分把握し、成果物に反映させること。また、設計方針等については、設計監督職員の指示又は承諾を受けること。
- (3) 請負者は、工法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うこと。また、その工法等が特殊なものである場合は、あらかじめ設計監督職員及び監修者と協議し、承諾を受けること。
- (4) 請負者は、設計業務内容に疑義が生じた場合は速やかに設計監督職員及び監修者と協議をし、打合せた結果を設計図書に反映すること。
- (5) 請負者は、業務遂行上必要となる関係者及び関係官公署等と十分打合せを行い、成果物に反映させること。
- (6) 建築、電気、機械、舞台機構、舞台音響及び舞台照明等の各工事の設計担当者は、相互の設計内容について十分打合せを行い、設計内容の調整し、成果物に反映させること。
- (7) 請負者は、近隣住民、議会及び関係機関に対して本市が行う説明会に協力し、説明資料等を請負者の負担により準備すること。

#### 2 協力事務所

請負者は、設計業務にあたり、協力事務所に依頼することができる。ただし、その場合は、協力事務所名・所在地、依頼する業務内容及び依頼先担当者名を設計監督職員に書面により事前に報告し、承諾を受けること。また、協力事務所が再委託を行う場合においても同様とする。

#### 3 管理技術者及び設計担当者等

請負者は、設計業務にあたり、管理技術者及び設計担当者を選定すること。また、選定する管理技術者及び設計担当者は、その氏名、住所及び経歴等を書面により設計監督職員に提出し、承諾を受けること。

また、建築基準法、建築士法その他の法令等に基づき、配置を求められる資格者を必要とする場合は、満足する体制とすること。

なお、業務履行中において、その者が管理技術者及び設計担当者として著しく不相当と本市がみなした場合、請負者は速やかに適切な措置を講じること。

##### (1) 管理技術者

管理技術者は、1級建築士資格取得後10年以上の実務経験を有し、誠実かつ責任感のある者で、平成9年度以降に完成した建築工事における、固定席で客席数500席以上を有する劇場の新築工事又は増築工事に係る実施設計実績（増築工事については、舞台及び客席の全面を増築したものとする。）を有し、建築意匠、建築構造、電気工事、機械工事、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の各設計担当者を統括し、本書の趣旨及び内容を成果物に反映できる者とする。

管理技術者は設計監督職員の承諾を得て、(2)の建築意匠設計担当者を兼ねることができる。

##### (2) 設計担当者

請負者は、次のア〜クに掲げる各設計担当者を選定すること。

###### ア 建築意匠設計担当者

次に掲げるいずれかの条件を満足する者

- ① 1級建築士資格取得後5年以上の建築意匠設計実務経験を有する者
- ② 2級建築士資格取得後7年以上の建築意匠設計実務経験を有する者
- ③ 大学(専門課程)卒業後5年以上の建築意匠設計実務経験を有する者

###### イ 建築構造設計担当者

次に掲げるいずれかの条件を満足する者

- ① 構造設計一級建築士で建築構造設計の実務経験を有する者

- ② 1級建築士資格取得後5年以上の建築構造設計実務経験を有し、時刻暦応答解析により国土交通大臣の認定を取得した構造設計実績を有する者

ウ 電気工事設計担当者

- ① 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者  
② 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者  
③ 大学(電気に関する専門課程)卒業後5年以上の電気設備設計の実務経験を有する者  
④ 高等学校(電気に関する専門課程)卒業後8年以上の電気設備設計の実務経験を有する者  
⑤ 10年以上の電気設備設計の実務経験を有する者  
注1 上記③～⑤に記す実務経験年数の2分の1を上限として、「電気設計実務経験」を「電気設備工事施工実務経験」に読み替えることができるものとする。  
注2 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。  
一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

エ 機械工事設計担当者

- ①設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者  
②建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者  
③1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計実務経験を有する者  
④空調衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計実務経験を有する者  
⑤大学(機械に関する専門課程)卒業後5年以上の機械設備設計実務経験を有する者  
⑥高等学校(機械に関する専門課程)卒業後8年以上の機械設備設計実務経験を有する者  
⑦10年以上の機械設備設計の実務経験を有する者  
注1 上記⑤～⑦に記す実務経験年数の2分の1を上限として、「機械設計実務経験」を「機械設備工事施工実務経験」に読み替えることができるものとする。  
注2 「機械に関する」とは、「機械」など建築設備と関連のある名を冠する学科をいう。  
注3 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。  
一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

オ 音響設計担当者

平成9年度以降、固定客席で500席以上の客席数を有する劇場の音響設計の実績(新築工事又は増築工事に係る音響設計実績(増築工事については、舞台及び客席の全面を増築したものとす。))を有する者

カ 舞台機構設計担当者

平成9年度以降、固定客席で500席以上の客席数を有する劇場の舞台機構の設計実績(新築工事又は増築工事に係る舞台機構設計実績(増築工事については、舞台及び客席の全面を増築したものとす。))を有する者

キ 舞台照明設計担当者

平成9年度以降、固定客席で500席以上の客席数を有する劇場の舞台照明の設計実績(新築工事又は増築工事に係る舞台照明設計実績(増築工事については、舞台及び客席の全面を増築したものとす。))を有する者

ク 積算の技術者

積算の技術者は、社団法人 日本建築積算協会が付与する建築積算資格者とする。

4 特記仕様書

- (1) 別紙(特記仕様書)は実施設計図の一部として使用する。適用項目が未確定の部分は設計監督職員との協議により確定すること。  
ただし、本市において特記仕様書の改定等があった場合については、設計段階にて別紙(特記仕様

書)に反映させるものとする。

- (2) 特記仕様書中の工事請負契約書に関する内容は、本工事の契約書の内容に読み替えるものとする。

## 5 業務連絡網



## 6 貸与品等

- (1) 本市が請負者に貸与する品は次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
現況図面	1	企画設計課	設計着手時	設計完了時
耐震診断報告書(平成14年実施)	1	企画設計課	設計着手時	設計完了時
各種基準図	1	企画設計課	設計着手時	設計完了時
設計業務委託要領	1	企画設計課	設計着手時	設計完了時
地質調査報告書	1	企画設計課	設計着手時	設計完了時
テレビ電波障害机上検討報告書	1	企画設計課	設計着手時	建物完成時

- (2) 請負者は、貸与品を善良な管理者の注意を持って取り扱うこと。万一、紛失又は損傷した場合は、請負者の責任と費用負担により、代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償すること。
- (3) 本市は鉄筋コンクリート工事標準図を請負者に支給する。

## 第2 業務範囲及び内容

### 1 業務範囲

- (1) 事前調査及び確認業務

- ア 請負者は、業務に必要な現地調査(敷地の現況測量、建設敷地周辺の家屋調査及び工事事目的物によるテレビ電波障害(デジタル)の事前調査等)を行うこと。
- イ 調査内容等については、あらかじめ設計監督職員に報告すること。
- ウ 現地調査に係る一切の費用は、請負者の負担とする。
- エ 現地調査を行った場合は、その結果等について設計監督職員に報告し、設計図書に反映すること。

- (2) 本工事の設計業務

- ア 請負者は、基本設計説明書に係る関係法令等の点検を行うこと。
- イ 請負者は、基本設計説明書に示す本工事(外構工事を含む。)の実設計を行うこと。

### 2 業務内容

別表第8による。

請負者は、設計の進捗に関して、一週間程度ごとに、本市及び本市が設置する監修者と打合せを行う。打合せ、報告、確認にあたっては設計内容を表すための図面、スケッチの他に、スタディ模型、パース等を用意する。

次に示すモックアップを作成し、本市及び設計監督員の承諾を得るものとする。

- ・施設全体模型 1/200
- ・共通ロビーを中心とする断面模型 1/30
- ・1)第一ホールの内部全体模型 1/30
- ・2)第一ホールの音響反射板音響検討用模型 1/30
- ・3)第二ホールの内部全体模型 1/30
- ・4)第二ホールの音響反射板音響検討用模型 1/30
- ・5)多目的スタジオの内部全体模型 1/30

### 第3 成果物

#### 1 成果物

別表第10による。

#### 2 確認

- (1) 請負者は、本工事の設計業務完了後、速やかに第2章第1節第2(4)に定めた書類を提出し、設計監督職員の確認を受けること。

なお、本工事の設計業務の完了までに、建築基準法に基づく計画通知の確認済証の交付を受けること。

- (2) 確認を行う場所及び日時は、請負者から設計業務完了通知書により通知がなされた後、設計監督職員が請負者に通知する。

確認は設計業務完了通知書を受けてから14日以内に実施する。

- (3) 請負者は、設計監督職員の確認において修補を指示された場合、直ちに修補して再度、設計業務完了通知書を提出し、設計監督職員による確認を受けなければならない。

#### 3 提出

- (1) 請負者は、設計監督職員による確認後、成果物を速やかに設計監督職員に提出することとする。

- (2) 請負者は、成果物の写しを業務完了後15年間保存すること。ただし、本市が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

### 第3節 施工業務

#### 第1 業務条件等

##### 1 基本条件

- (1) 請負者は、施工監督職員と十分打合せのうえ工事を進めること。
- (2) 請負者は、工法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うこと。また、その工法等が特殊である場合は、あらかじめ施工監督職員と協議し、承諾を受けること。
- (3) 請負者は、施工業務内容に疑義が生じた場合は速やかに施工監督職員と協議しなければならない。
- (4) 建築、電気、機械、舞台機構、舞台照明、舞台音響等の各工種間で、相互の工事内容について十分打合せ及び調整を行い、施工業務に反映させること。
- (5) 請負者は、関係者及び関係官公署等と十分打合せを行い、施工業務に反映すること。
- (6) 請負者は、無理のない工程を計画すること。
- (7) 近隣住民に対しての工事説明を行うこと。

##### 2 工事着工日

- (1) 本工事の着工日については、設計業務の検査合格日以降に本市と請負者が協議を行い、定める。
- (2) 請負者が提出する「着工届」には上記の着工日を記載すること。「着工届」の受領をもって、工事着工を可能とする。ただし、解体撤去工事及び準備工事等で、施工監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

##### 3 施工条件

###### (1) 作業日時等

ア 請負者は、労働時間短縮の推進を図るため、現場作業は、原則として本市の休日を定める条例による休日(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等(以下「休日」という。))は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。

なお、作業内容、作業工程の都合等により作業時間の延長又は休日作業が生じる場合は施工監督職員と協議すること。

イ 作業時間帯は、原則として、午前8時から午後5時とする。

ウ 施工監督職員の立会日及び確認検査日は、平日とする。

エ 上記で作業を認めている期間及び日時においても、施工監督職員は指示により、作業日時等を制約することがある。その場合には請負者はこれに従わなければならない。

###### (2) 建設機械

請負者は、公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された建設機械を使用すること。

##### 4 監理技術者及び施工担当者

請負者は、施工業務の遂行にあたり、本業務専任の建築工事の監理技術者及び施工担当者を選定すること。

なお、業務履行中において、その者が監理技術者及び施工担当者として著しく不相当と本市がみなした場合は、請負者は速やかに適切な措置を講じること。

###### (1) 監理技術者

監理技術者は、平成9年度以降、固定客席で500席以上の客席数を有する劇場の新築工事又は増築工事を監理技術者として施工した実績(コリンズ等で実績が判明できるものであること。増築工事については、舞台及び客席の全面を増築したものとする。)を有する者とする。

ア 請負者は、選定した建設業法第26条第2項に定める監理技術者の氏名、住所及び経歴等を書面により契約課に提出すること。

イ 監理技術者の変更は、やむを得ない場合を除き、原則として認めない。

ウ 監理技術者の工事実績情報サービスへの登録は工事着工日から起算してもよいものとする。

エ 監理技術者は施工監督職員の承諾を得て、次の(2)の建築工事に係る施工担当者を兼ねること

ができる。

(2) 施工担当者

次のア～ウに示す工種ごとの施工管理技士を選定すること。

また、ア～ウの施工担当者は、平成9年度以降、固定客席で、500席以上の客席数を有する劇場の新築工事又は増築工事の施工実績(コリンズ等で実績が判明できるものであること。役割は問わない。増築工事については、舞台及び客席の全面を増築したものとす。)を有する者とする。

ア 1級建築施工管理技士

イ 1級電気工事施工管理技士

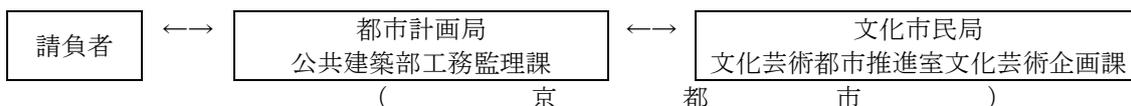
ウ 1級管工事施工管理技士

5 施工体制

(1) 請負者は、建設業法第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを施工監督職員に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(2) 本市は、本工事を施工するために使用している下請負者等で工事の施工または監理において不適当と認められる場合、必要な措置をとるよう求めることができる。この場合、請負者は速やかに適切な措置を講じること。

6 業務連絡網



7 施工状況の確認

(1) 施工監督職員が要請した場合、請負者は工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

(2) 施工監督職員は必要に応じて、工事現場において施工の確認を行うものとする。請負者はこれに協力すること。

(3) 施工の事前確認として、次の打合せ用モックアップを作成すること。

- ・第一ホール 照明ブリッジ 原寸 3m 長程度
- ・第一ホール プロセニウム 原寸 2mx2m 長程度
- ・第一ホール、第二ホール 種類別客席椅子 3脚 程度
- ・共通ロビー新規カーテンウォール W8,000×H6,000 程度

8 工程会議

請負者は、各種工事施工業者と工程等について検討、協議するため、原則として毎週1回、施工監督職員立会いのもと工程会議を行うこと。

9 工事報告書

請負者は、工事の進ちょく表、作業員の出面、工事箇所図及び工事状況写真などを記載した工事報告書を毎月15日及び月末ごとに提出する。

確認検査、又は監督職員の指示による手直し工事は、手直し前、中、後の判断ができる写真を報告書に添えて提出すること。

10 作業範囲

(1) 作業範囲等については施工監督職員の承諾を受けること。(基本設計説明書の仮設計画図(参考図)を参照すること。)

(2) 資材置場は、作業範囲に確保することとし、資材等は引渡し完了までの間、請負者の責において管理すること。また、工事完成後、本市が支給した仮囲い等の仮設資材については、請負者の責に

より、適正に処分すること。

- (3) 作業範囲外での工事車両及び関係車両の駐車場所等を必要とする場合は、請負者の負担で別途駐車場を確保すること。

#### 11 工事保険等

- (1) 請負者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする建設工事保険及び請負者賠償責任保険等に加入し、その証書の写しを本市に提出する。
- (2) 建設工事保険の保険金額は、本工事の対価もしくは本工事の対価のうち本市が施工業務に係る費用であると認めた金額を保障できるものとする。
- (3) 保険期間は工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
- (4) 工事保険等に必要な一切の費用は請負者の負担とする。

#### 12 安全管理・災害の防止

- (1) 請負者は、関係法令に従うとともに、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 請負者は、近隣住民等の安全を損なうことのないよう、十分な安全管理及び対策を行うこと。
- (3) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を施工監督職員に報告すること。
- (4) 請負者は、地震、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。
- (5) 請負者は、適切な仮囲い、照明その他危険防止設備を設置すること。
- (6) 請負者は、労働者への安全教育を徹底すること。
- (7) 工事用車両の出入口には警備員を配置すること。また、主要資材等の搬出入時については適宜警備員を増員し、工事の安全を図ること。
- (8) 関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めるものとする。
- (9) 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとする。
- (10) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めるものとする。
- (11) 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障をきたさない施工方法を定めるものとする。
- (12) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとする。
- (13) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質安全データシート(MSDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めるものとする。
- (14) 資材・工法等の選定に当たっては、できる限りグリーン調達を推進を図るものとする。
- (15) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めるものとする。
- (16) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行う。
- (17) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を本市に報告する。
- (18) 請負者は、作業範囲、工事用進入路等を常に整理整頓し、工事中に生じた不用物は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行う。

- (19) 施工業務に当たっては、道路、樹木、既設建物、車両その他の器物に損傷、汚損を生じさせないよう努めること。万一、損傷、汚損等が生じた場合には、請負者の負担で速やかに現状復旧すること。

### 13 監督職員事務所

請負者は、作業範囲内の基本設計説明書の仮設計画図(参考図)に記載する場所を参考に監督職員事務所を設置すること。(100 m<sup>2</sup>程度)

また、監督職員用備品として、下記のを工事期間中常備する。

- ・保安帽 6個 ・雨具 6着 ・工事用安全靴 6足 ・長靴 6足 ・安全帯 6組
- ・ノートパソコン(WINDOWS, MAC 各1台) ・A1サイズプロッター 1台
- ・デジタルカメラ 1000万画素以上
- ・A3カラーコピー, FAX, スキャナー複合機 1台(FAXと電話とは別番号)
- ・事務机・椅子 6セット ・会議用テーブル 2セット・ホワイトボード(無地及び行事務用)
- ・サンプル棚 ・室内照明色温度 3500K ・デスク用照明 2機 2800K

### 14 工事用電力・用水

- (1) 着工から引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の料金は請負者の負担とする。
- (2) 別途工事において工事用電力・用水が必要な場合は、相互間で十分協議し、協力して工事を円滑に進めること。
- (3) 電気供給事業者、関係機関等から節電要請が行われたときは、対応が可能な仮設計画とすること。

### 15 電気主任技術者の選任

受電後の工事目的物の電気主任技術者の外部委託は本市が行う。ただし、工事用電力として請負者が事業用電気工作物を設置した場合はこの限りではない。

### 16 近隣への工事影響対策

- (1) 近隣への騒音、振動及び粉塵等については十分配慮すること。
- (2) 必要に応じ工事説明会を開催する等、近隣住民等との連絡調整等を十分に行うこと。
- (3) 近隣住民等との必要な折衝は請負者が行うものとし、あらかじめ、その概要を施工監督職員に報告し、承諾を受けること。また、説明の要求及び苦情等があった場合は、誠意をもって対応するとともに施工監督職員に報告すること。
- (4) 近隣住民等との間に覚書等を締結する場合は、事前に施工監督職員と協議することとし、締結後は、その締結事項を遵守すること。
- (5) 請負者は、安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全等に十分配慮すること。なお、騒音が発生する工事、極端に工事車両が増加する工事、また、臭気が発生する工事などのときは、周辺住民に事前に周知するよう努めること。
- (6) 井戸工事、山止め工事など、周辺の井戸水に影響を及ぼす恐れがある工事については、事前に調査を行い、施工において、明らかに本工事の影響であると認められた場合は誠意をもって対応すること。

### 17 テレビ電波受信障害

- (1) 請負者は、工事目的物によるテレビ電波受信障害(デジタル)の事前調査の結果、障害が発生する場合は対策の提案を行うこと。
- (2) 工事目的物によりテレビ電波障害が発生した場合は、本市が対策を行う。ただし、仮設物及び建設機器等によるテレビ電波受信障害が発生した場合は、請負者の責により必要な対策を行うこと。

### 18 支障物、支障配管について

工事中に発生する想定外の障害物の撤去及び処理に要する費用は、施工監督職員との協議によるものとする。

## 19 建設発生土の処理

- (1) 建設発生土情報交換システム((財)日本建築情報総合センター)を活用し、建設発生土の工事間流用を検討すること。同システムを利用し、工事間流用を行う場合は、次の(2)による場合との比較により、設計変更を行う。
- (2) 上記の(1)によらず、建設発生土を処分する場合は、下記の指定地に処分することとする。
  - ア 宇治田原町  
処分場:宇治田原町山砂利採取跡地  
連絡先:宇治田原町役場 建設・計画課 0774-88-6637
  - イ 城陽市  
処分場:城陽山砂利採取地  
連絡先:(財)城陽山砂利採取地整備公社 0774-55-9506

## 20 建設業退職金共済制度

請負者は、本工事に関わる現場雇用労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)の退職金制度について把握に努めること。なお、建設業退職金共済制度対象労働者を雇用する場合には、以下の(1)～(4)に注意し適切に運用し、(5)～(7)の書類を施工監督職員に提出すること。

- (1) 請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、本工事に必要な共済証紙の確保を行うこと。
- (2) 請負者は、対象労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図ること。なお、下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、請負者がその事務を代行すること。
- (3) 現場の状況に応じて、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。
- (4) その他、「建設業退職金共済制度の手引き」を参照すること。(建設業退職金共済事業本部HP(<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>))
- (5) 請負者は、本工事で共済証紙を購入した場合、掛金収納書を工事請負契約締結後、速やかに(共済証紙を追加購入したときは随時工事完成まで)施工監督職員に提出すること。なお、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出理由書」を提出すること。
- (6) 完成検査までに、証紙を貼付したことが確認できる資料を提出すること。
- (7) 本市が必要と認めた場合は、本制度の執行状況等の関係資料を提出すること。

## 第2 検査・引渡し

### 1 部分払出来高検査及び中間検査

- (1) 部分払の請求があった場合、検査職員が既済部分出来形に係る検査を実施する。
- (2) 工事の中間段階において、施工状況を確認するために、検査職員による中間技術検査を行う場合がある。

### 2 完成検査

- (1) 請負者は、本工事の施工業務を完成した後、速やかに完成通知書を提出し、施工監督職員による工事の完成の確認後、検査職員による完成検査を受けること。
- (2) 完成検査を行う場所及び日時は、請負者からの完成通知書による通知がなされた後、検査職員が決定する。完成検査は、完成通知を受けてから14日以内に実施する。なお、検査に必要な機材、計測費用は本工事に含む。
- (3) 請負者は、検査に合格しなかった場合、検査職員から修補等手直し工事指示書を受領した後、直ちに修補を行い、施工監督職員の確認後、修補等手直し工事完了届を提出し、検査職員による検査を受けなければならない。この場合、検査実施日等は、上記(2)の規定による。
- (4) 検査職員の検査に合格して完成とする。
- (5) 契約工期末までに完成しなければならない。

### 3 引渡し

- (1) 請負者は、完成検査に合格したときは、本市の指示に従い直ちに工事目的物を引渡さなければならない。
- (2) 請負者は、引渡しまでに敷地内の資機材及び仮設物等（基本設計説明書において、存置し、本市に引き渡すよう示された仮囲等を除く。）をすべて搬出すること。
- (3) 引渡しに際し、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行なうものとする。同説明内容については「維持メンテナンス計画書」（書式については、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」による。）として書面にわかりやすくまとめ、施工監督職員に3部提出すること。
- (4) 特別な材料や工法等、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
- (5) 保守及び点検に必要となる工具及びPCのOS、アプリケーションソフトのバックアップディスクなどを引渡すこと。

別表第1 全体工程表(案)

年度 月	24年度												25年度												26年度												27年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
本工事	第一ホール												実施設計業務(10箇月)												施工業務(24箇月)																							
	第二ホール												実施設計業務(10箇月)												施工業務(24箇月)																							
別途工事等	第一ホール解体工事(6箇月)																																															
	埋蔵文化財調査(6箇月)																																															
																									テナント工事												備品工事											

別表第2(リスク分担表)

段階	リスクの種類		NO.	リスクの内容	負担者		備考	
					本市	請負者		
共通	入札手続リスク		1	入札用資料の誤り	○			
			2	本市の帰責事由により落札者と契約が締結できない場合	○			
			3	落札者の帰責事由により本市と契約が締結できない場合		○		
	制度関連リスク		法令変更リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		
				5	本工事のみならず、広く一般に適用される法令の変更や新規立法	○		契約前に確認できるものは請負者のリスク
				6	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
	社会リスク		住民等の要望活動	7	工事の実施にあたって、請負者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	設計に係る認定、判定、通知、確認済証の取得等も含む。
				8		本市の提示条件や本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等	○	
			9	請負者が行う業務全般に関する地域住民等の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等		○		
	社会リスク		環境の保全	10	請負者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	
				第三者賠償	11	本市の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(本市の帰責事由により、通常さけることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)	○	
			12		請負者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常さけることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○	
	経済リスク		物価の変動	13	設計・工事段階の物価の変動	△	○	
	債務不履行リスク		本業務の中止・延期	14	本市の指示、市議会の不承認等による本業務の中止・延期	○		予算案の不通過や政策変更等によるものを指す。
				15	上記以外の事由による本業務の中止・延期(不可抗力リスクを除く)		○	
			構成員に関するリスク	16	請負者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク			17	暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災、騒乱、暴動その他の自然災害又は人為的な事象による施設の損害。	○	△	
	設計・施工段階	計画・設計リスク		各種調査リスク	18	本市が指示した現況図等が施設の現状と著しく異なっていた場合	○	
19					請負者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
設計リスク				20	本市が提示した設計に関する与条件又は発注仕様書の内容に著しい不備があった場合	○		
				21	請負者が実施した設計に不備があった場合		○	
				設計変更リスク	22	本市の指示により、発注仕様書と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○	
23		請負者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加			○			
施工リスク		工事完了の遅延	24	本市の指示、変更等、本市の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		埋蔵文化財調査期間の延長等	
			25	請負者の帰責事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○		
		工事費増減	26	本市の指示、変更等、本市の帰責事由による工事費の増加	○			
			27	請負者の帰責事由による工事費の増加		○		
			発注仕様書未達	28	完了検査等において、発注仕様書未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	

※表中に記載のある「○」についてはリスクの負担を示し、「△」については一部のリスク負担を示す。

別表第3(関連法令一覧)(最新のものとする)

1 建設関連法令

(1) 基本法

- 建築士法
- 建設業法
- 都市計画法
- 建築基準法
- 消防法
- 駐車場法
- 屋外広告物法
- 文化財保護法
- 景観法

(2) 京都市関連

- 京都市建築基準条例
- 京都市火災予防条例
- 京都市市街地景観整備条例
- 京都市駐車場条例
- 京都市屋外広告物等に関する条例
- 京都市眺望景観創生条例
- 京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例

2 その他建設関係法令

(1) 基本法

- 電波法
- 水道法
- 下水道法
- 電気事業法
- ガス事業法
- 道路法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 大気汚染防止法
- 電気設備技術基準
- 有線電気通信法
- 電気通信事業法
- 土壌汚染対策法
- 興行場法

(2) 京都府関連

- 京都府環境を守り育てる条例

3 福祉関係法令

(1) 基本法

- バリアフリー新法(高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

(2) 京都市関連

- 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
- 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例

4 環境・衛生関連法令

(1) 基本法

- 環境基本法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 食品衛生法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 石綿障害予防規則

(2) 京都市関連

- 京都市環境基本条例
- 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- 京都市環境保全基準
- 京都市地球温暖化対策条例

5 省エネ・省資源関係法令

- 省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)
- ラージリサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)
- 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)
- 京都市地球温暖化対策条例

6 その他

- 京都市公共建築デザイン指針
- 京都市公共建築物低炭素仕様
- 京都市自家用電気工作物保安規程
- 京都市計画段階環境影響評価
- 京都市雨水流出抑制対策実施要綱(京都市水共生プラン)
- 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例
- 京都府地球温暖化対策条例
- 京都市自転車等放置防止条例
- その他関係法令

別表第4(適用基準図書, 建築)

- |   |                            |                    |
|---|----------------------------|--------------------|
| 1 | 設計指針に関するもの                 |                    |
|   | ● 建築設計基準及び同解説              | (社)公共建築協会          |
|   | ● 官庁施設の総合耐震計画基準            | (社)公共建築協会          |
| 2 | 設計図書作成に関するもの               |                    |
|   | ● 建築工事設計図書作成基準             | (社)公共建築協会          |
| 3 | 各部設計の指針に関するもの              |                    |
|   | ● 建築構造設計基準                 | (社)公共建築協会          |
|   | ● 建築物の構造規定                 | 日本建築センター           |
|   | ● 表示・標識標準                  | (社)公共建築協会          |
|   | ● 身体障害者の利用を考慮した設計資料集成      |                    |
|   | ● 構内舗装・排水設計基準              | (社)公共建築協会          |
|   | ● 学校建築構造設計指針・同解説(平成8年版)    | 文教施設整備技術研究会        |
|   | ● 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書    | 国土交通省住宅局建築指導課      |
|   | ● 建築鉄骨設計基準                 | 建設大臣官房官庁営繕部監修      |
| 4 | 設計図書の一部として作成されているもの        |                    |
|   | ● 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)       | (社)公共建築協会          |
|   | ● 建築物解体工事共通仕様書             | 国土交通省大臣官房官庁営繕部     |
|   | ● 擁壁設計標準図                  | (社)公共建築協会          |
|   | ● 敷地調査共通仕様書                | (社)公共建築協会          |
|   | ● 建築工事標準詳細図                | (社)公共建築協会          |
| 5 | 建築積算に関するもの                 |                    |
|   | ● 公共建築工事積算基準               | (財)建築コスト管理システム研究所  |
|   | ● 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編      | (財)建築コスト管理システム研究所  |
|   | ● 建築数量積算基準・解説              | (財)建築コスト管理システム研究所  |
|   | ● 建築工事内訳書作成要領(建築工事編)       | (財)建築コスト管理システム研究所  |
|   | ● 建築工事内訳書標準書式・同解説          | (財)建築コスト管理システム研究所  |
|   | ● 建築工事標準歩掛                 | 建築物価調査会            |
|   | ● 標準工事歩掛要覧                 | 経済調査会              |
|   | ● 営繕積算システム RIBC 内訳書作成システム  | (財)建築コスト管理システム研究所  |
| 6 | その他                        |                    |
|   | ● 京都市建築法令実務ハンドブック          | 京都市都市計画局建築指導部建築審査課 |
|   | ● 京都市開発技術基準                | 京都市都市計画局都市景観部      |
|   | ● 京都市公共建築物低炭素仕様            | 京都市都市計画局公共建築部      |
|   | ● その他関係法令(建築基準法・消防法・都市計画法) |                    |

別表第5(適用基準図書, 設備)

1 設計指針に関するもの

- 建築設備計画基準 (社)公共建築協会
- 建築設備設計基準 (社)公共建築協会
- 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説 (社)公共建築協会
- 官庁施設の総合耐震計画基準 (社)公共建築協会
- 建築設備耐震設計・施工指針 (財)日本建築センター
- 建築設備設計・施工上の指導指針 (財)日本建築センター
- 建築物の省エネルギー基準と計算の手引き (財)住宅・建築省エネルギー機構
- 防災設備に関する指針 (社)日本電設工業協会
- 内線規程 (社)日本電気協会
- 高圧受電設備規程 (社)日本電気協会
- 建築物等の避雷設備ガイドブック (社)電気設備学会
- 避雷設備関係法令集-JIS規格とその解説 避雷設備工業協同組合
- 昇降機技術基準の解説 (財)日本建築センター
- 昇降機・遊戯施設 設計施工上の指導指針 (財)日本昇降機安全センター
- 給排水設備技術基準・同解説 (財)日本建築センター
- 換気設備技術基準・同解説 (財)日本建築センター
- 換気用耐火二層管工法の設計施工指針 (財)日本建築センター
- ガス機器の設置基準及び実務指針 (財)日本ガス機器検査協会
- 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針 (財)日本ガス機器検査協会
- 新・排煙設備技術指針 (財)日本建築センター
- 尿尿浄化槽の構造基準・同解説 (財)日本建築センター
- 消防用設備等の運用基準 (社)京都消防設備協会
- 京都市火災予防条例運用基準 京都市消防局

2 設計図書作成に関するもの

- 建築設備工事設計図書作成基準 (社)公共建築協会
- 建築設備設計計算書作成の手引 (社)公共建築協会

3 設計図書の一部として作成されているもの

- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (社)公共建築協会
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (社)公共建築協会
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (社)公共建築協会
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (社)公共建築協会

4 積算に関するもの

- 公共建築工事積算基準 (財)建築コスト管理システム研究所
- 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編 (財)建築コスト管理システム研究所
- 建築設備数量積算基準・同解説 (財)建築コスト管理システム研究所
- 建築工事内訳書作成要領(設備工事編) (財)建築コスト管理システム研究所
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (財)建築コスト管理システム研究所
- 営繕積算システム RIBC 内訳書作成システム (財)建築コスト管理システム研究所

5 その他

別表第3(適用基準図書, 建築)と同じ

別表第6(適用基準図書, 舞台機構・照明, 音響)

1 設計指針に関するもの

- 懸垂物安全指針・同解説 (財)日本建築センター
- 吊物機構安全指針・同解説 (社)劇場演出空間技術協会
- 床機構安全指針・同解説 (社)劇場演出空間技術協会
- 劇場等演出空間電気設備指針 (社)電気設備学会・劇場演出空間技術協会

2 その他

別表第5(適用基準図書, 設備)と同じ

別表第7(契約締結後提出書類)

名称		提出部数		備考
		原紙	複写	
1	現場代理人等通知書	2		契約課に提出
2	経歴書	2		現場代理人, 管理技術者, 設計担当者, 監理技術者, 施工担当者
3	資格者証の写し	2		管理技術者, 設計担当者, 監理技術者, 施工担当者
4	下請契約等の通知書・変更通知	2		契約課に提出 追加及び変更が生じた場合は遅滞無く再提出すること
5	組織表・緊急連絡表	1		設計業務着手時, 施工業務着工時等, 追加及び変更が生じた場合は遅滞無く再提出すること
6	予定工程表(全体)	1		設計業務着手から完成までの全体予定工程表
7	対価内訳書	1		技術提案内容を反映したもの
8	その他監督職員が指示するもの	必要部数		

別表第8(設計業務内容)

<再整備工事>

業務内容		建築	設備	業務概要		
敷地測量及び調査等	○			現況敷地, 既存建築物の平面・高低, 面積の調査, 測量		
	○			真北測量		
		○		テレビ電波障害(デジタル)の事前調査		
基本設計説明書の点検	○	○		現地の詳細調査, 関係法規の確認, 利用条件の把握		
	○			配置計画・意匠計画・構造計画等の点検		
		○		設備方式・使用機材・配置計画等の点検		
実施設計・検討・調整	○	○		基本設計説明書の点検・提案に伴う詳細協議		
	○	○		工法, 仮設計画, 工程, 設備システム, 機材配置の検討 他		
	○	○		他工事との調整(工事区分, 設備機器の納まりの調整)		
再整備工事	設計図の作成	○	意匠	特記仕様書, 工事区分表, 機材指定一覧表, 付近見取図, 配置図, 平面図, 断面図, 仕上表, 面積表, 屋外図 他		
				矩計図, 断面詳細図, 平面・部分詳細図, 展開図, 伏図, 建具表 他		
			構造	構造計算書(2次設計を含む計算書及び技術資料収集)		
				伏図, 軸組図, 断面詳細図, 架構図 他		
		○	○	舞台機構	舞台機構工事設計図一式	
		○	○	舞台照明	舞台照明工事設計図一式	
		○	○	舞台音響	舞台音響工事設計図一式	
		○	○	屋外付帯	配置図・平面図・立面図・断面図・仕上 他	
	○	○	電気設備	特記仕様書, 標準仕様書, 配置図, 系統図, 平面図, 詳細図, 機器姿図, 機器仕様, 盤結線図, 単線結線図 他		
			機械設備	特記仕様書, 標準仕様書, 配置図, 系統図, 平面図, 詳細図, 機器姿図, 機器仕様, 盤結線図 他		
	積算資料の作成	○	○	数量積算書, 集計表, 見積価格一覧表, 内訳書, 拾い図		
	庁内・地元説明等	○	○	着色立面図, イメージパース, 説明パネル等の必要資料作成 他		
	計画通知等の申請	○	○	計画通知, 許認可申請の資料作成及び申請 (建築審査会, 美観風致審議会等許認可に係る各種審議会説明資料作成含む)		
		○	○	計画通知, 許認可申請の関係官公署等との事前協議		
		○	○	省エネ法に基づく計算書		
○			日影図(等時間・時刻歴日影図, 平均地盤算定書等)の作成			
○			構造及び全館避難安全検証の大臣認定取得及び性能評価機関評価に係る申請, 提出図書作成業務			
○		○	防災計画書に係る協議・資料作成			
計算書の作成		○	各種機材の容量算出 他			
	○	○	CASBEE 京都(新築)評価, 申請書の作成			

実施設計説明書の作成	○	○	調査・協議・検討・配置計画等のまとめ(設計方針)
	○	○	計画概要書・計画書・設計書の作成 等
透視図の作成	○		鳥瞰図, 外観図, 内観図
完成模型の作成	○		写真撮影を含む
保全資料の作成	○	○	国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」に基づく 建築基準法第 12 条の定期点検にかかる資料を含む。

※設計図書の作成基準については、「設計業務委託要領」による。

※区分は参考とする。

別表第9(設計業務提出書類)

名称		提出部数		備考
		原紙	複写	
契約締結後				
1	実施工程表(設計業務)	1	3	計画通知等の各種申請手続期間を明記
2	管理技術者等届	1	2	
3	経歴書	1	2	管理技術者, 設計担当者
4	資格者証の写し	1	2	管理技術者, 設計担当者
5	事務所概要	1	2	協力事務所がある場合
6	その他監督職員が指示するもの	必要部数		
設計業務完了時(再整備工事及び解体撤去工事について各々提出する)				
1	設計業務完了届	1		
2	成果物納入届	1		
3	成果物	別表第10参照		
4	対価内訳書	1		本市の検査をうけること。
5	その他監督職員の指示するもの	必要部数		

別表第10(設計業務引渡し成果物)

<再整備工事>

建築	設備	名称	提出部数			備考	
			原紙	複写	電子		
○		再整備工事 設計図	意匠	1	7	2	A1, A3 縮小版 2 種類
			構造	1	7	2	同上
○			舞台機構・照明	1	7	2	同上
			音響	1	7	2	同上
	○		電気設備	1	7	2	同上
			機械設備	1	7	2	同上
○	○		屋外付帯	1	7	2	同上
○		構造計算書	1	3	2		
○	○	積算資料	1	4	2	内訳書は金入りとする。(RIBC データ)	
○	○	計画通知等の申請書	必要部数		2		
○	○	計画通知関連の事前協議書	必要部数		2		
○	○	省エネ法に基づく計算書	必要部数		2		
○	○	CASBEE 評価結果・申請書	必要部数		2		
○	○	各種申請書・審議会説明資料	必要部数		2		
○	○	防災計画書	必要部数		2		
○		日影図等	必要部数		2		
	○	計算書	1	1	2	工種毎に提出	
○	○	実施設計説明書	1	7	2	建築と設備で合冊とする。	
○		敷地測量図及び報告書	1	1	2	本市仕様による。	
○	○	現地調査報告書	1	3	2	現況図, 現況写真(ネガ又はデータとも)	
	○	テレビ電波障害事前調査報告書	1		2		
○	○	法令調査報告書	1	3	2	押印	
○	○	協議記録(関係官公署等)	1	3	2	押印, 工種毎に提出	
○	○	打合せ記録(監督職員)	1	3	2	押印, 工種毎に提出	
○	○	各種技術資料	1	1	2	工種毎に提出	
○	○	検討記録	1	1	2	工種毎に提出	
○	○	本工事備品リスト	1	1	2	本工事備品リスト, 詳細図によるキープラン共	
○		透視図及びカラーコピー	各 1	各 4	2	鳥瞰2・外観4・内観5枚 A2 版, 原紙はケース入り, 複写はラミネート加工	
○		完成模型及びカラー写真	1		2	完成模型の仕様については別紙参照。キャビネ版, 写真のネガ 又はデータとも	
○	○	保守管理計画及び長期修繕計画資料	1	3	2	建築と設備で合冊とする。建築基準法第 12 条の定期点検にかかる資料を含む。	

※提出部数欄の「電子」は電子納品の対象物であることを示す。

別表第11(施工業務提出書類)

名称	提出部数			備考
	原紙	複写	電子	
着工時				
1	着工届	1		
2	現場代理人等通知書・変更届	1		行財政局財務部契約課に提出, 監理技術者を追記したもの
3	施工担当者届	1		
4	経歴書	1		現場代理人, 監理技術者, 施工担当者
5	資格者証の写し	1		監理技術者, 施工担当者
6	労災保険成立証明書または労災保険加入証明書	1		
7	実施工程表(施工業務)	1		
8	対価内訳書	1		別表第8の対価内訳書と同じもの
9	再生資源利用計画書, 再生資源利用促進計画書	1		
10	工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1		
11	法第13条及び省令第4条に基づく届出	1		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
12	工事カルテ	1		工事実績情報サービス入力システムによる変更が生じた場合は遅滞無く再提出すること
13	建設業退職金共済制度掛金収納書等	1		
14	工事保険加入証明書	1		賠償責任保険含む
15	使用機材製造者通知書	2		電気, 機械, 昇降機に分けて提出
16	電気保安技術者届	1		
17	その他監督職員の指示するもの	必要部数		
施工中(計画, 協議に係るものは施工に先立ち提出すること)				
1	予定工程表	1		週間, 月間等 建築, 電気, 機械, 舞台関係, 昇降機に分けて提出
2	総合施工計画書・各種施工計画書	1		建築, 電気, 機械, 昇降機に分けて提出
3	技能士選定届	1		追加及び変更が生じた場合は遅滞無く再提出すること
4	各技術検討資料	1		
5	施工図	1		建築, 電気, 機械, 舞台関係に分けて提出
6	使用機材納入仕様書	2		電気, 機械, 舞台関係, 昇降機に分けて提出 機器製作図, 性能表, 各種計算書を含む
7	施工計画書(産業廃棄物処理)	1		産業廃棄物処理に係る契約書(写), 許可書(写)を含む
8	施工体制台帳		1	遅滞無く提出する。追加・変更が生じた場合も同様とする

9	検査要領書	1			
10	機器搬入計画書	1			
11	関係官公署等届出書	必要部数			完成後に提出する完成図書の一部とする
12	協議記録	1			建築, 電気, 機械, 昇降機に分けて提出
13	実施工程表	1			週間, 月間等 建築, 電気, 機械, 昇降機に分けて提出
14	工事日報	1			作業人数・作業内容・搬入機材等 完成後に提出する完成図書の一部とするためフ ァイル等に綴じること
15	工事月報	1			定点写真(全景)を含む
16	工事写真	1			
17	廃棄物処理実績報告書	1			
18	周辺環境測定記録	1			
19	テレビ電波障害事後調査・対策提案書	1			
20	その他監督職員の指示するもの	必要部数			
完成時					
1	完成通知書	2			
2	完成図	1			原図, 工種毎に提出
3	完成図(A1版二つ折製本)	3			工種毎に提出
4	完成図(A3縮小版二つ折製本)	2			工種毎に提出
5	完成図面 CAD データ			1	工種毎に提出
6	完成図書(工事担当課用)	1			A4一式製本2部, ファイル可
	完成図書等引渡しリスト兼受領書	1			
	完成図(A1→A4版折)	1			
	機器完成図	1			製作図, 納入仕様書を利用可
	機器性能試験成績書	1			製作工場性能試験記録, 納入仕様書を利用可
	試運転調整記録書	1			
	機器納入者連絡先	1			
	社内検査報告書	1			
	産業廃棄物管理票[マニフェストE票写し]	1			
	産業廃棄物処分業許可証[写し]	1			
	産業廃棄物収集運搬業許可証[写し]	1			
	産業廃棄物処理委託契約書[写し]	1			
	再生資源利用実施書, 再生資源利用促進実施 書	1			
	工事カルテ	1			
工事写真	1				
打ち合わせ記録	1				
工事日報	1				

	関係官公署等届出書		1		写し 省エネ届出書式を含む。
7	完成図書(施設管理者用)	1			A4一式製本2部, ファイル可
	完成図書等引渡しリスト兼受領書	1			
	機器完成図	1			製作図, 納入仕様書を利用可
	機器性能試験成績書	1			製作工場性能試験記録, 納入仕様書を利用可
	試運転調整記録書	1			
	機器取扱説明書	1			
	機器納入者連絡先	1			
	保証書	1			
	社内検査報告書	1			
	関係官公署等届出書	1			副本
8	建物引渡書	1			
9	完成写真	2		2	撮影業者は、建築完成写真撮影の実績がある者で、監督職員が承諾する者とする
10	保全資料	1		1	別表第9にて作成した成果物に、施工業務で決定した内容を加筆・修正し作成。
11	施設台帳	1		1	
12	省エネ計画書	1	1		省エネを計るための運用指針等
13	その他監督職員の指示するもの		必要部数		

※提出部数欄の「電子」は電子納品の対象物であることを示す。

別紙 (特記仕様書・建築)

特記仕様書		章 項目	特記事項	章 項目	特記事項	京都市 だし、 工事 工事設計図 No. 枚の内																																																									
<p><b>特記仕様書</b></p> <p>京都市○○○○○○○○○○○○○○工事 だし、○○○○○○○○○○○○工事</p> <p>I. 工事概要</p> <p>1 工事場所 京都市○○区</p> <p>2 敷地面積 _____㎡</p> <p>3 工事期間 契約の日から●●箇月以内 契約の日から○○●●年●●月●●日まで 着工命令の日から●●以内 (本工期には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う場合の養生期間等を含む。)</p> <p>4 工事種目 (1) 主体工事</p> <table border="1"> <tr><td>用途</td><td></td><td></td><td>合計</td></tr> <tr><td>構造</td><td></td><td>造</td><td>造</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延べ面積</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3階床面積</td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr> <tr><td>2階床面積</td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr> <tr><td>1階床面積</td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr> </table> <p>(2) 付帯工事 屋外付帯工事 舗装工事、排水工事、その他図示による。 解体撤去工事 範囲、工法は図示による。</p> <p>(3) 警備員 (警備保障の会社の警備員とする。) ・工事期間中 名を配置する。 ※ただし、主要資材等の搬入時については適宜増員し、工事の安全を図ること。 上記以外で増員する場合は、監督職員と協議のうえ配置する。 ・配置する警備員は、警備員等の検定に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1級または2級)とする。 また、請負者は、交通誘導警備検定合格証(写し)を監督職員に提出する。 ※配置する警備員は、交通誘導警備検定合格者以外の配置を可とする。</p> <p>5 別途工事 電気設備工事 (ただし、仮設用 工事は本工事に含む) 空調設備工事 ( 同 上 ) 給排水・衛生・ガス工事 ( 同 上 ) 上記の他、工事区分表による。 なお、別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事者とともに、工事全体の円滑な施工に努めること。(1.1.7)</p> <p>6 その他 ※施工に当たっては、工事請負契約書の趣旨を踏まえ、必要な部材等の調達を含め工期内に工事を完成させること。 ※本工事の型枠材料については、熱帯木材の保護の見地から、型枠合板については複合型合板(心材針葉樹材)の使用を努めること。 ※本工事の施工にあたり、別に定めるシックハウス対策を行うほか、積極的に室内換気を努め、VOC等の放散を図ること。 ※本市における、建設省告示第1454号(平成12年5月31日付け)による風速及び地表面相度区分は、次のとおり。 風速(V0): 3.2m/S 地表面相度区分: III</p> <p>II. 摘要</p> <p>1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下を適用する。 (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成22年度版)」(以下、「標準仕様書」という。) (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成22年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という。) (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成18年版)(以下、「解体仕様書」という。)</p> <p>2 適用範囲 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ○印のない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※○印の両方付いている場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の( )内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の[ ]内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 (5) 特記事項に記載の&lt; &gt;内表示番号は解体仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 (6) 設計図書に規定する事項は、請負者の責任において履行するものとする。</p>		用途			合計	構造		造	造	建築面積				延べ面積				3階床面積		㎡		2階床面積		㎡		1階床面積		㎡		<p>5. 提出書類</p> <p>提出する書類は、下記による。</p> <p>1 契約締結後(又は着工命令後)1週間以内に提出するもの(各1部)</p> <p>a. 着工届 b. 現場代理人等通知書(本市契約課受付後) c. 経歴書 d. 資格者証写し e. 予定工定表 f. 組織表及び緊急連絡表 g. 工事実績情報関係書類(「F21」の項による。) h. 労災保険成立証明書又は労災保険加入証明書 i. 工事保険加入証明書 j. 請負代金内訳書(1部を契約締結後速やかに提出。) 「請負代金内訳書」は別添資料に示す構成(種目、科目及び中科目等)とし、「公共建築工事内訳書標準書式(平成15年版)」に準拠して作成すること。 k. 建設業退職金共済制度関係書類(「F17」の項による。) l. 工事請負に係る産業廃棄物処理票(「F24」の項による。) m. 工事請負契約書(写し) n. 交通誘導警備検定合格書(写し) o. 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(「F18」の項に該当する場合。) 2 前払金請求のときに提出するもの a. 前払金支払請求書(1部) b. 保証証書(正1部、副1部) c. 振込依頼書兼振込済通知書(1部) 3 中間前払金請求のときに提出するもの a. 認定請求書(1部) b. 工事履行報告書(1部) c. 認定調書(1部) d. 前払金支払請求書(1部) e. 保証証書(正1部、副1部) f. 認定調書(写し)(1部) g. 振込依頼書兼振込済通知書(1部) 4 部分支払請求のときに提出するもの a. 既済部分検査請求書(2部) b. 出来高支払請求書(1部) c. 振込依頼書兼振込済通知書(1部) 5 完成時に提出するもの a. 完成通知書(2部) b. 振込依頼書兼振込済通知書(1部) c. 出来高支払請求書(1部) d. 各種保証証書(1部) e. 引渡書(1部) f. 完成図面(「F41」参照) g. 「F42」による保全に関する資料 h. コンクリート荷重確認書</p> <p>請負代金の支払条件は原則下記のとおりである。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領」によるものとする。</p> <p>・請負代金は下記の条件で支払う。</p> <p>前払金(低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない。) 工事請負代金の[ ]%以内(ただし、3億円を限度とする。)</p> <p>中間前払金及び部分払: 中間前払金の支払いは、請負者からの請求により、本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領」に掲げるすべてに該当したことを確認した上で行うものとする。ただし、1会計年度につき中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。</p> <p>(2) 部分払の場合: 回数 平成○○年度 [ ]回以内</p> <p>・請負代金は下記の条件で支払う。 ・請負代金は下記の条件で支払うが、契約年度に、契約会計年度及び翌会計年度の出来高予定額に対する前払金を支払う。 前払金(低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない):</p> <table border="1"> <tr><th>支払年度</th><th>前払金支払限度額</th></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内</td></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内</td></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内</td></tr> </table> <p>(ただし、各支払年度において3億円を限度額とし、かつ各支払年度の支払限度額を超えることはできない。)</p> <p>中間前払金及び部分払: 中間前払金及び部分払については、いずれか一方を請負者が選択するものとする。それぞれの内容については下記のとおりとする。</p> <p>(1) 中間前払金の場合: 請負代金額の( )%以内 中間前払金の支払いは、請負者からの請求により、本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領」に掲げるすべてに該当したことを確認した上で行うものとする。ただし、1会計年度につき中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。 なお、各会計年度の年度末に限り、各会計年度における支払限度額の範囲で、当該年度末における出来高に応じて部分払を行うことができる。</p> <p>(2) 部分払の場合: 回数 平成○○年度 [ ]回以内 平成○○年度 [ ]回以内 平成○○年度 [ ]回以内</p> <p>完成払: 完成後 各年度の支払限度額、工事出来高予定額: 概ね下記の比率による。</p> <table border="1"> <tr><th>支払年度</th><th>支払限度額</th><th>工事出来高予定額</th></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>請負代金の[ ]%</td><td>請負代金の[ ]%</td></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>請負代金の[ ]%</td><td>請負代金の[ ]%</td></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>請負代金の[ ]%</td><td>請負代金の[ ]%</td></tr> </table> <p>(ただし、前払金、部分払金の当該年度の累計は、その年度の支払限度額を超えることはできない。)</p>	支払年度	前払金支払限度額	平成[ ]年度	平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内	平成[ ]年度	平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内	平成[ ]年度	平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内	支払年度	支払限度額	工事出来高予定額	平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%	平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%	平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%	<p>7. 契約の保証</p> <p>契約保証の額は原則以下のとおりである。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合には、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」によるものとする。</p> <p>・保証の額は請負代金額の10分の1以上とする。 (低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない) ・保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。 (WTO 政府調達協定の対象の大規模な工事又は公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限り)を付した場合) ・保証の免除</p> <p>8. 施工条件 (1.3.5)</p> <p>1 作業時間等(労働時間短縮の推進について) ※作業時間等は以下による。 ・作業時間等は図示による 請負者は労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として、本市の休日等を定める条例による休日(日曜日、土曜日及び国民の休日)に関する法律に規定する休日等(以下「休日」という。))は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。 なお、作業内容、作業工程の都合等により作業時間の延長、休日作業を実施する場合は監督職員と協議すること。(その場合、検査及び施工の立会いは、原則として行わない。) 施工可能時間・施工順序・工事車両駐車場・資材置場その他は打合せによる。 ・工事関係者は、施設内に入る時は工事関係者である事がわかる腕章等を着用すること。</p> <p>2 建設機械 公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された建設機械を使用する。</p> <p>9. 工事写真</p> <p>1 工事写真の撮り方(建築編改訂第3版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)により作成し、1部提出する。 撮影用具 ※ 35mmフィルム等を使用するカメラ ・ デジタルカメラ</p> <p>2 完成写真はカラープリント(DPE)のうえ、アルバムに整理し、2部(ネガ1部又はデータ、共)を提出する。</p> <table border="1"> <tr><th>分類・規格</th><th>撮影内容</th><th>撮影数</th></tr> <tr><td rowspan="3">カラープリント(D.P.E)</td><td>建物全景</td><td>3~4</td></tr> <tr><td>室内</td><td>各1~2</td></tr> <tr><td>付帯施設</td><td>監督職員指示</td></tr> </table> <p>なお、完成写真は専門家の撮影によるものとし、一切の著作権を本市に帰属させること。</p> <p>10. 工事記録 (1.2.4)</p> <p>1 請負者は、工事内容及び工種別の作業員数等を記録した工事日報を契約期間中、原則として毎日、監督職員に提出する。 (着手までの準備期間を含む。)</p> <p>2 その他、工事記録については、1. 2. 4による。</p> <p>建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者は、資格を証明する資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。(監理技術者資格証等)</p> <p>工事的目的物及び工事材料(支給材料を含む)等を対象とする建設工事保険又は積立保険及び第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償責任を負担できる請負業者損害賠償責任保険に加入し、その証書の写しを本市に提出する。保険期間は契約の日から工事的目的物の引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の積立保険期間は、保険の対象物が発生する日から工事的目的物の引渡しの日までとすることができる。 なお、着工日は、本市との協議により定めた日又は着工命令の日とする。</p> <p>工事区分表による。</p> <p>本工事において、周辺住民等との間に覚書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。</p> <p>工程管理、現場管理(安全衛生、仮設、養生、清掃他)、周辺の道路管理(清掃、事故防止、ガードマン他)等、別途工事の業者と共同で処理すべき以下の事項については、当該業者と協力を組織し、工事の円滑な進捗を図り、費用についても全員で負担すること。</p> <p>1 事故防止 2 付近道路及び仮設道路の維持管理 3 その他工事中に発生した問題について、本市が指示した事項</p> <p>16. 各種調査等</p> <p>請負者は本工事、公共労務費調査対象工事となった時には、本工事中及び工事経過後においても調査書類を作成、又は作成に協力すること。</p> <p>17. 建設業退職金共済制度</p> <p>請負者は、本工事に関わる現場雇用労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)の退職金制度について把握に努めること。 なお、建設業退職金共済制度対象労働者を雇用する場合については、以下の1~4に注意し適切に運用し、また、予定価格が1,000万円以上の工事については5~7の書類を監督職員に提出すること。</p> <p>1 請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、本工事に必要な共済証書の確保を行うこと。 2 請負者は、対象労働者の共済手帳に共済証書を貼付すること。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図ること。 なお、下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、請負者がその事務を代行すること。 3 現場の状況に応じて、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。 4 その他、「建設業退職金共済制度の手引き」を参照すること。(建設業退職金共済事業本部 Hhttp://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp) 5 請負者は、本工事で共済証書を購入した場合、掛金収納書を工事請負契約締結後1カ月以内(共済証書を追加購入したときは工事完成まで)に監督職員に提出すること。 なお、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出用書」を提出すること。 6 完成検査までに、証紙貼付したことが確認できる資料を提出する。 7 本市が必要と認めた場合は、本制度の執行状況等の関係資料を提出すること。</p>	分類・規格	撮影内容	撮影数	カラープリント(D.P.E)	建物全景	3~4	室内	各1~2	付帯施設	監督職員指示	<p>京都市 だし、 工事 工事設計図 No. 枚の内</p> <p>特記仕様書-1 縮尺 平成○○年○○月</p> <p>課長 課長補佐・係長 係員</p> <p>○○○課</p>	<p>章 項目</p> <p>特記事項</p> <p>18. 関係官庁への提出 (1.1.3)</p> <p>19. 工事実績情報の登録 (1.1.4)</p> <p>本工事に必要な関係官庁との申請手続きは請負者が行い、その費用は請負者の負担とする。</p> <p>請負金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム(日本建設情報総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員に確認を受けたうえ、(財)日本建設情報総合センターに登録手続きを行うとともに、受領書の写しを監督職員に1部提出する。 ただし、工事請負額が500万円以上2,500万円未満の工事については受注・訂正時のみ登録するものとする。 1 工事受注時 契約工期の開始日から10日以内 2 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 3 工事完成時 工事完成後10日以内 ただし、期間には、休日を含まない。また、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>20. 施工体制台帳(書類の書式等) (1.1.5)</p> <p>請負者は、締結した下請契約の代金(当該下請が2以上あるときは、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になるときは、「施工体制台帳に係る書類に関する実施要領」(平成13年3月30日国営技第30号)で定める施工体制台帳を作成する。 施工体制台帳は、工事現場に備えるとともに、写しを監督職員に提出する。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示すること。</p> <p>21. 低入札価格調査制度</p> <p>1 京都市公共工事低入札価格調査取扱要領(以下「取扱要領」という。)第5条に基づく低入札価格調査の対象者が請負者になった場合は、取扱要領第7条に基づく調査項目に関する資料を提出しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については、取扱要領に定めるものとし、対象者はこれに準じなければならない。 3 取扱要領第5条に基づく低入札価格調査の対象者が請負者となった工事については、次に掲げる事項に応じなければならない。 (1) 施工計画書の内容のヒアリング 標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 (2) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング ア 請負者は、下請業者を使用する場合は、建設業法により施工体制台帳を作成する必要がある場合であっても、同法に定める施工体制台帳と同様な書類を提出しなければならない。 イ 施工体制台帳又は(ア)に規定する施工体制台帳と同様な書類の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 (3) 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 請負者は、監督職員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 (4) 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 請負者は、監督職員の求めに応じて仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。</p> <p>22. 実施工程表 (1.2.1)</p> <p>23. 施工計画書 (1.2.2)</p> <p>1 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 2 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 3 2の施工計画書のうち、品質計画については、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>24. 施工図等 (1.2.3)</p> <p>25. 電気保安技術者 (1.3.3)</p> <p>26. 後片付け (1.3.13)</p> <p>27. 環境への配慮 (1.4.1)</p> <p>28. 材料の品質等 (1.4.2)(1.4.5)</p> <p>1 工事に使用する材料で、設計図書に記載なきものは、JIS又はJASによる。規格制定のないものは、監督職員の承諾を受けること。 なお、見本により決定するものは、施工前に見本を提出し、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。 2 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁平成18年2月15日)に準拠した証明書を監督職員に提出する。 3 材料検査及び施工検査に伴う試験は、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受ける。</p>
用途			合計																																																												
構造		造	造																																																												
建築面積																																																															
延べ面積																																																															
3階床面積		㎡																																																													
2階床面積		㎡																																																													
1階床面積		㎡																																																													
支払年度	前払金支払限度額																																																														
平成[ ]年度	平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内																																																														
平成[ ]年度	平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内																																																														
平成[ ]年度	平成[ ]年度工事出来高予定額の[ ]%以内																																																														
支払年度	支払限度額	工事出来高予定額																																																													
平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%																																																													
平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%																																																													
平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%																																																													
分類・規格	撮影内容	撮影数																																																													
カラープリント(D.P.E)	建物全景	3~4																																																													
	室内	各1~2																																																													
	付帯施設	監督職員指示																																																													
章 項目	特記事項	章 項目	特記事項	章 項目	特記事項	章 項目	特記事項																																																								
1 一般共通事項	<p>1. 関係法令等の遵守 (1.1.13)</p> <p>2. 優先順位</p> <p>3. 監督職員 (1.1.2)</p> <p>4. 設計変更</p> <p>工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係法令を遵守する。</p> <p>設計図書の優先順位は、下記による。 1 2から6に対する質問回答書 2 現場説明書 3 特記仕様書 4 設計図面 5 鉄筋コンクリート工事標準図、鉄骨工事標準図 6 標準仕様書 7 改修標準仕様書</p> <p>監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督員で、本市の監督員及び本市が監理業務を委託した者という</p> <p>工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、次の算式による。 変更請負代金額= 変更設計工事価格×(元請負工事価格/元設計工事価格)+消費税及び地方消費税相当額 ( )内千円未満切捨て</p>	<p>5. 提出書類</p> <p>提出する書類は、下記による。</p> <p>1 契約締結後(又は着工命令後)1週間以内に提出するもの(各1部)</p> <p>a. 着工届 b. 現場代理人等通知書(本市契約課受付後) c. 経歴書 d. 資格者証写し e. 予定工定表 f. 組織表及び緊急連絡表 g. 工事実績情報関係書類(「F21」の項による。) h. 労災保険成立証明書又は労災保険加入証明書 i. 工事保険加入証明書 j. 請負代金内訳書(1部を契約締結後速やかに提出。) 「請負代金内訳書」は別添資料に示す構成(種目、科目及び中科目等)とし、「公共建築工事内訳書標準書式(平成15年版)」に準拠して作成すること。 k. 建設業退職金共済制度関係書類(「F17」の項による。) l. 工事請負に係る産業廃棄物処理票(「F24」の項による。) m. 工事請負契約書(写し) n. 交通誘導警備検定合格書(写し) o. 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(「F18」の項に該当する場合。) 2 前払金請求のときに提出するもの a. 前払金支払請求書(1部) b. 保証証書(正1部、副1部) c. 振込依頼書兼振込済通知書(1部) 3 中間前払金請求のときに提出するもの a. 認定請求書(1部) b. 工事履行報告書(1部) c. 認定調書(1部) d. 前払金支払請求書(1部) e. 保証証書(正1部、副1部) f. 認定調書(写し)(1部) g. 振込依頼書兼振込済通知書(1部) 4 部分支払請求のときに提出するもの a. 既済部分検査請求書(2部) b. 出来高支払請求書(1部) c. 振込依頼書兼振込済通知書(1部) 5 完成時に提出するもの a. 完成通知書(2部) b. 振込依頼書兼振込済通知書(1部) c. 出来高支払請求書(1部) d. 各種保証証書(1部) e. 引渡書(1部) f. 完成図面(「F41」参照) g. 「F42」による保全に関する資料 h. コンクリート荷重確認書</p> <p>請負代金の支払条件は原則下記のとおりである。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領」によるものとする。</p> <p>・請負代金は下記の条件で支払う。</p> <p>前払金(低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない。) 工事請負代金の[ ]%以内(ただし、3億円を限度とする。)</p> <p>中間前払金及び部分払: 中間前払金の支払いは、請負者からの請求により、本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領」に掲げるすべてに該当したことを確認した上で行うものとする。ただし、1会計年度につき中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。 なお、各会計年度の年度末に限り、各会計年度における支払限度額の範囲で、当該年度末における出来高に応じて部分払を行うことができる。</p> <p>(2) 部分払の場合: 回数 平成○○年度 [ ]回以内 平成○○年度 [ ]回以内 平成○○年度 [ ]回以内</p> <p>完成払: 完成後 各年度の支払限度額、工事出来高予定額: 概ね下記の比率による。</p> <table border="1"> <tr><th>支払年度</th><th>支払限度額</th><th>工事出来高予定額</th></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>請負代金の[ ]%</td><td>請負代金の[ ]%</td></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>請負代金の[ ]%</td><td>請負代金の[ ]%</td></tr> <tr><td>平成[ ]年度</td><td>請負代金の[ ]%</td><td>請負代金の[ ]%</td></tr> </table> <p>(ただし、前払金、部分払金の当該年度の累計は、その年度の支払限度額を超えることはできない。)</p>	支払年度	支払限度額	工事出来高予定額	平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%	平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%	平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%	<p>7. 契約の保証</p> <p>契約保証の額は原則以下のとおりである。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合には、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」によるものとする。</p> <p>・保証の額は請負代金額の10分の1以上とする。 (低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない) ・保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。 (WTO 政府調達協定の対象の大規模な工事又は公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限り)を付した場合) ・保証の免除</p> <p>8. 施工条件 (1.3.5)</p> <p>1 作業時間等(労働時間短縮の推進について) ※作業時間等は以下による。 ・作業時間等は図示による 請負者は労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として、本市の休日等を定める条例による休日(日曜日、土曜日及び国民の休日)に関する法律に規定する休日等(以下「休日」という。))は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。 なお、作業内容、作業工程の都合等により作業時間の延長、休日作業を実施する場合は監督職員と協議すること。(その場合、検査及び施工の立会いは、原則として行わない。) 施工可能時間・施工順序・工事車両駐車場・資材置場その他は打合せによる。 ・工事関係者は、施設内に入る時は工事関係者である事がわかる腕章等を着用すること。</p> <p>2 建設機械 公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された建設機械を使用する。</p> <p>9. 工事写真</p> <p>1 工事写真の撮り方(建築編改訂第3版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)により作成し、1部提出する。 撮影用具 ※ 35mmフィルム等を使用するカメラ ・ デジタルカメラ</p> <p>2 完成写真はカラープリント(DPE)のうえ、アルバムに整理し、2部(ネガ1部又はデータ、共)を提出する。</p> <table border="1"> <tr><th>分類・規格</th><th>撮影内容</th><th>撮影数</th></tr> <tr><td rowspan="3">カラープリント(D.P.E)</td><td>建物全景</td><td>3~4</td></tr> <tr><td>室内</td><td>各1~2</td></tr> <tr><td>付帯施設</td><td>監督職員指示</td></tr> </table> <p>なお、完成写真は専門家の撮影によるものとし、一切の著作権を本市に帰属させること。</p> <p>10. 工事記録 (1.2.4)</p> <p>1 請負者は、工事内容及び工種別の作業員数等を記録した工事日報を契約期間中、原則として毎日、監督職員に提出する。 (着手までの準備期間を含む。)</p> <p>2 その他、工事記録については、1. 2. 4による。</p> <p>建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者は、資格を証明する資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。(監理技術者資格証等)</p> <p>工事的目的物及び工事材料(支給材料を含む)等を対象とする建設工事保険又は積立保険及び第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償責任を負担できる請負業者損害賠償責任保険に加入し、その証書の写しを本市に提出する。保険期間は契約の日から工事的目的物の引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の積立保険期間は、保険の対象物が発生する日から工事的目的物の引渡しの日までとすることができる。 なお、着工日は、本市との協議により定めた日又は着工命令の日とする。</p> <p>工事区分表による。</p> <p>本工事において、周辺住民等との間に覚書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。</p> <p>工程管理、現場管理(安全衛生、仮設、養生、清掃他)、周辺の道路管理(清掃、事故防止、ガードマン他)等、別途工事の業者と共同で処理すべき以下の事項については、当該業者と協力を組織し、工事の円滑な進捗を図り、費用についても全員で負担すること。</p> <p>1 事故防止 2 付近道路及び仮設道路の維持管理 3 その他工事中に発生した問題について、本市が指示した事項</p> <p>16. 各種調査等</p> <p>請負者は本工事、公共労務費調査対象工事となった時には、本工事中及び工事経過後においても調査書類を作成、又は作成に協力すること。</p> <p>17. 建設業退職金共済制度</p> <p>請負者は、本工事に関わる現場雇用労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)の退職金制度について把握に努めること。 なお、建設業退職金共済制度対象労働者を雇用する場合については、以下の1~4に注意し適切に運用し、また、予定価格が1,000万円以上の工事については5~7の書類を監督職員に提出すること。</p> <p>1 請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、本工事に必要な共済証書の確保を行うこと。 2 請負者は、対象労働者の共済手帳に共済証書を貼付すること。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図ること。 なお、下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、請負者がその事務を代行すること。 3 現場の状況に応じて、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。 4 その他、「建設業退職金共済制度の手引き」を参照すること。(建設業退職金共済事業本部 Hhttp://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp) 5 請負者は、本工事で共済証書を購入した場合、掛金収納書を工事請負契約締結後1カ月以内(共済証書を追加購入したときは工事完成まで)に監督職員に提出すること。 なお、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出用書」を提出すること。 6 完成検査までに、証紙貼付したことが確認できる資料を提出する。 7 本市が必要と認めた場合は、本制度の執行状況等の関係資料を提出すること。</p>	分類・規格	撮影内容	撮影数	カラープリント(D.P.E)	建物全景	3~4	室内	各1~2	付帯施設	監督職員指示	<p>京都市 だし、 工事 工事設計図 No. 枚の内</p> <p>特記仕様書-1 縮尺 平成○○年○○月</p> <p>課長 課長補佐・係長 係員</p> <p>○○○課</p>	<p>章 項目</p> <p>特記事項</p> <p>18. 関係官庁への提出 (1.1.3)</p> <p>19. 工事実績情報の登録 (1.1.4)</p> <p>本工事に必要な関係官庁との申請手続きは請負者が行い、その費用は請負者の負担とする。</p> <p>請負金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム(日本建設情報総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員に確認を受けたうえ、(財)日本建設情報総合センターに登録手続きを行うとともに、受領書の写しを監督職員に1部提出する。 ただし、工事請負額が500万円以上2,500万円未満の工事については受注・訂正時のみ登録するものとする。 1 工事受注時 契約工期の開始日から10日以内 2 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 3 工事完成時 工事完成後10日以内 ただし、期間には、休日を含まない。また、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>20. 施工体制台帳(書類の書式等) (1.1.5)</p> <p>請負者は、締結した下請契約の代金(当該下請が2以上あるときは、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になるときは、「施工体制台帳に係る書類に関する実施要領」(平成13年3月30日国営技第30号)で定める施工体制台帳を作成する。 施工体制台帳は、工事現場に備えるとともに、写しを監督職員に提出する。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示すること。</p> <p>21. 低入札価格調査制度</p> <p>1 京都市公共工事低入札価格調査取扱要領(以下「取扱要領」という。)第5条に基づく低入札価格調査の対象者が請負者になった場合は、取扱要領第7条に基づく調査項目に関する資料を提出しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については、取扱要領に定めるものとし、対象者はこれに準じなければならない。 3 取扱要領第5条に基づく低入札価格調査の対象者が請負者となった工事については、次に掲げる事項に応じなければならない。 (1) 施工計画書の内容のヒアリング 標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 (2) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング ア 請負者は、下請業者を使用する場合は、建設業法により施工体制台帳を作成する必要がある場合であっても、同法に定める施工体制台帳と同様な書類を提出しなければならない。 イ 施工体制台帳又は(ア)に規定する施工体制台帳と同様な書類の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 (3) 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 請負者は、監督職員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 (4) 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 請負者は、監督職員の求めに応じて仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。</p> <p>22. 実施工程表 (1.2.1)</p> <p>23. 施工計画書 (1.2.2)</p> <p>1 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 2 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 3 2の施工計画書のうち、品質計画については、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>24. 施工図等 (1.2.3)</p> <p>25. 電気保安技術者 (1.3.3)</p> <p>26. 後片付け (1.3.13)</p> <p>27. 環境への配慮 (1.4.1)</p> <p>28. 材料の品質等 (1.4.2)(1.4.5)</p> <p>1 工事に使用する材料で、設計図書に記載なきものは、JIS又はJASによる。規格制定のないものは、監督職員の承諾を受けること。 なお、見本により決定するものは、施工前に見本を提出し、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。 2 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁平成18年2月15日)に準拠した証明書を監督職員に提出する。 3 材料検査及び施工検査に伴う試験は、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受ける。</p>																																				
支払年度	支払限度額	工事出来高予定額																																																													
平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%																																																													
平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%																																																													
平成[ ]年度	請負代金の[ ]%	請負代金の[ ]%																																																													
分類・規格	撮影内容	撮影数																																																													
カラープリント(D.P.E)	建物全景	3~4																																																													
	室内	各1~2																																																													
	付帯施設	監督職員指示																																																													

別紙(特記仕様書・建築)

Main table with 4 columns for '項目' (Item), '特記事項' (Special Notes), '項目' (Item), '特記事項' (Special Notes), '項目' (Item), '特記事項' (Special Notes), '項目' (Item), '特記事項' (Special Notes). It contains detailed specifications for construction work, including asbestos removal, material recycling, and safety measures.

京都市 工務局 工務部 工事設計課 No. 枚の内
特記仕様書—2 縮尺 平成〇〇年〇〇月
〇〇〇〇課 課長 課長補佐・係長 係員

項目 特記事項
4.1. 完成図 (1.7.2)
4.2. 保全に関する資料 (1.7.3)
4.3. 電子納品
4.4. 工事現場における表示板設置
(記入例)
工事名称: 京都市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
ただし、建築主体工事
ただし、電気設備工事
ただし、機械設備工事

別紙 (特記仕様書・建築)

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Special Notes). Items include 1. 監督職員事務所, 2. 仮囲い等, 3. 足場その他, 4. 養生シート等, 5. 電力・用水, 3. 土工事, 4. 山留め, 4. 地業工事.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Special Notes). Items include 6. 載荷試験, 5. 鉄筋工事, 6. コンクリート工事, 3. 特殊な要因によるコンクリート, 4. コンクリートの仕上がり, 5. コンクリートの発注・製造・運搬及び打込み等, 6. 試験.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Special Notes). Items include 2) 抑制対策, 3. 特殊な要因によるコンクリート, 4. コンクリートの仕上がり, 5. コンクリートの発注・製造・運搬及び打込み等, 6. 試験.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Special Notes). Items include 7. 軽量コンクリート, 8. 高い強度のコンクリート, 9. 無筋コンクリート. Includes detailed test methods and standards.

別紙(特記仕様書・建築)

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Contains sections for 6. コンクリート工事, 7. 鉄骨工事, and 4. 工作一般.

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Contains sections for 5. 高力ボルト接合, 6. 溶接接合, 7. 錆止め塗料, 8. 耐火被覆, 9. 工事現場施工, 10. 軽量形鋼構造, 11. 溶融亜鉛めっき工法, and 8. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事.

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Contains sections for 4. 押出成形セメント板, 9. 防水工事, and 6. シーリング.

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Contains sections for 7. その他の防水, 8. 保証期間, and 保証書に関する説明.

別紙(特記仕様書・建築)

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 1.0 石工 (Masonry) and 1.1 タイル工事 (Tile Work).

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 1.2 木工 (Woodwork), 1.3 屋根及びびとい工事 (Roofing), and 1.4 左官工事 (Plastering).

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 1.4 金属工事 (Metal Work), 1.5 モルタル塗り (Plastering), and 1.6 床コンクリート直均し仕上げ (Concrete Bed Leveling).

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes section for 4. 仕上塗材仕上げ (Finish Coating).

別紙 (特記仕様書・建築)

章	項目	特記事項	
16	厚付け仕上塗材		
	呼び名	仕上げの形状 工法 所要量(kg/m <sup>2</sup> ) 塗り回数	
	外装厚塗材C	吹放し・凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層3.0以上 主材模様2.0以上 上塗材0.3以上 1 1 1 2	
	外装厚塗材Si	吹放し・凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層1.5以上 主材模様1.5以上 上塗材0.3以上 1 1 1 2	
	外装厚塗材E	吹放し・凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層1.5以上 主材模様1.5以上 上塗材0.3以上 1 1 1 2	
	内装厚塗材C	吹放し・凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層3.0以上 主材模様2.0以上 1 1 1 1	
	内装厚塗材L	平たん状・凹凸状・ひき起こし・かき落とし 吹付け 下塗材0.1以上 主材 3.5以上 1 1~2 <sup>※4</sup> 2	
	内装厚塗材G	平たん状・凹凸状・ひき起こし・かき落とし 吹付け 下塗材0.1以上 主材 2.5以上 1 1~2 <sup>※4</sup> 2	
	内装薄塗材Si	吹放し・凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層1.5以上 主材模様1.5以上 1 1 1 1	
	内装薄塗材E	吹放し・凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層1.5以上 主材模様1.5以上 1 1 1 1	
17	複層仕上塗材 <sup>※7</sup>		
	呼び名	仕上げの形状 工法 所要量(kg/m <sup>2</sup> ) 塗り回数	
	複層塗材CE	凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層0.7以上 主材模様0.8以上 上塗材0.25以上 1 1 1 2	
	複層塗材Si	凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層0.7以上 主材模様0.8以上 上塗材0.25以上 1 1 1 2	
	複層塗材E	凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層0.7以上 主材模様0.8以上 上塗材0.25以上 1 1 1 2	
	複層塗材RE	凸部処理 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層0.7以上 主材模様0.8以上 上塗材0.25以上 1 1 1 2	
	可とう形複層塗材CE	凸部処理・凹凸模様 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層1.0以上 主材模様0.5以上 上塗材0.25以上 1 1 1 2	
	可とう形複層塗材E	凸部処理・凹凸模様 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層1.0以上 主材模様0.5以上 上塗材0.25以上 1 1 1 2	
	可とう形複層塗材RS	凸部処理・凹凸模様 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層0.6以上 主材模様0.6以上 上塗材0.25以上 1 1 1 2	
	可とう形複層塗材RE	凸部処理・凹凸模様 吹付け 下塗材0.1以上 主材基層0.6以上 主材模様0.6以上 上塗材0.25以上 1 1 1 2	
18	軽量骨材仕上塗材		
	呼び名	仕上げの形状 工法 所要量(kg/m <sup>2</sup> ) 塗り回数	
	吹付け軽量塗材	砂壁状 吹付け 下塗材0.1以上 主材 5mm以上 1 1~2 <sup>※4</sup> 2	
	こて塗用軽量塗材	平たん状 吹付け 下塗材0.1以上 主材 厚3mm以上 1 1~2 <sup>※4</sup> 2	
	(注) 1. 下塗材を省略又は専用の下地調整材を用いる場合は、仕上塗材製造所の指定による。 2. 塗り回数が1~2の場合の回数の適用は図示による。 3. セメントスタッコ以外の塗材の場合は、図示による。 4. 塗り回数は、仕上塗材製造所の指定による。 5. 工法欄の吹付け、ローラー塗り及びこて塗りは、主材の塗付けに適用する。 6. 所要量は、被仕上塗材仕上げ面単位面積当たりの仕上塗材(希釈する前)の使用質量とする。 なお、表の所要量は、2回塗りの場合、2回分の使用質量を示す。 7. 複層仕上塗材の上塗りが、メタリックの場合の所要量及び塗り回数は、15.5.6(m)(4)(i)による。		

章	項目	特記事項																				
5	下地処理・下地調整	各種吹付材の下地処理及び下地調整は、15.5.4及び15.5.5による。																				
	所要量等の確認	15.5.7による																				
	ロックウール吹付け(乾式工法)	吹付け厚さ ※図示による (15.7.2) (15.7.3) ロックウール及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆																				
	16 防火戸	防火戸の指定及び機構は図示による。(16.1.3)																				
	2. 見本の製作	建具見本の製作 ・製作する 仮組の実施 ・実施する (16.1.4)																				
	3. アルミニウム製建具	外部に面する建具は、JIS表示認定工場で作成された製品とする。(16.2.1~16.2.5) 建具の性能及び構造は、JIS A 4702及びJIS A 4706による。(表16.2.1)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>※70mm</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>S-5</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>※100mm</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>S-6</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>※100mm</td> </tr> </tbody> </table>		種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み	・A種	S-4	A-3	W-4	※70mm	・B種	S-5	A-3	W-4	※100mm	・C種	S-6	A-4	W-5	※100mm
	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み																	
	・A種	S-4	A-3	W-4	※70mm																	
	・B種	S-5	A-3	W-4	※100mm																	
・C種	S-6	A-4	W-5	※100mm																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">表面処理(14.2.2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A-1</td> <td>・A-2</td> <td>(※標準色)</td> <td>・特注色</td> </tr> <tr> <td>・B-1</td> <td>・B-2</td> <td>(※標準色)</td> <td>・特注色</td> </tr> <tr> <td>・C-1</td> <td>・C-2</td> <td>(※標準色)</td> <td>・特注色</td> </tr> <tr> <td>・D</td> <td></td> <td>(※標準色)</td> <td>・特注色</td> </tr> </tbody> </table>		表面処理(14.2.2)				・A-1	・A-2	(※標準色)	・特注色	・B-1	・B-2	(※標準色)	・特注色	・C-1	・C-2	(※標準色)	・特注色	・D		(※標準色)	・特注色	
表面処理(14.2.2)																						
・A-1	・A-2	(※標準色)	・特注色																			
・B-1	・B-2	(※標準色)	・特注色																			
・C-1	・C-2	(※標準色)	・特注色																			
・D		(※標準色)	・特注色																			
遮音性、断熱性及び面内変形追従性の等級は図示による。(16.2.2) 水切り板 ・図示による (16.2.5) せん板 ・図示による (16.2.5) 建具は落下防止処理を施す。																						
4. 網戸	防虫網(ガラリ部分) ※材質(ステンレス製、線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ) 防鳥網 ※材質(ステンレス製、線径1.5mm以上、ピッチ15mm) (16.2.3)																					
5. 鋼製建具	簡易気密ドアセット(気密性A-3、水密性W-1) ※図示による (16.3.2) 外部建具の耐風圧強度 ・S-4 ・S-5 ・S-6 (表16.2.1)(16.3.2) 遮音性、断熱性及び面内変形追従性の等級は図示による。(16.3.2) 表面処理(溶融亜鉛メッキ)の付着量 ※Z12又はF12 (16.3.3) 鋼板類の厚さは、表16.3.2による (16.3.4) ただし、開き戸の一枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は図示による。 標準型建具の適用は図示による (16.3.6)																					
6. 鋼製軽量建具	簡易気密ドアセット(気密性A-3) ※図示による (16.4.2) 遮音性、断熱性及び面内変形追従性の等級は図示による。(16.4.2) 表面処理(溶融亜鉛メッキ)の付着量 ※Z06、F06又はE24 (16.4.3) ビニル被覆鋼板 ・適用する ・適用しない (16.4.3) カラー鋼板 ・適用する ・適用しない (16.4.3) 召合せ、縦小口包み板等の材種 ※鋼板 (16.4.3) 鋼板類の厚さは、表16.4.1による (16.4.4) ただし、開き戸の一枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は図示による。 標準型建具の適用は図示による (16.4.6)																					
7. ステンレス製建具	簡易気密ドアセット(気密性A-3、水密性W-1) ※図示による (16.5.2) 遮音性、断熱性及び面内変形追従性の等級は図示による。(16.5.2) ステンレス鋼板は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による。 ※SUS304 ・SUS430J1L ・SUS430(屋内のみ) (16.5.3) 下地鋼板類のメッキ付着量(JIS G 3302) ※Z12又はF12 (16.5.3) 鋼板類の厚さは、表16.5.1による (16.5.4) 表面仕上 ※H1仕上 (16.5.4) 曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ																					

章	項目	特記事項															
8	木製建具	含水率の種類(表16.6.1) ※B種 (16.6.2) フラッシュ戸の材料 (16.6.2) 表面材の合板の種類及び品質は図示による。 ホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以下とする。 合板の接着性の種類 水掛り箇所 ※1類 その他 ※2類 枠・くつりの材料は図示による。 フラッシュ戸の表面材の厚さ ※表16.6.6による (16.6.3) 建具の見込寸法は図示による。(16.6.3) ・ふすま 上張りの種類(・鳥の子・新鳥の子・ビニル紙)(16.6.2) 縁の仕上げの工法は、図示による。(16.6.4)															
	9. 建具用金物	金物の種類及び見掛け部等の材質 ※図示による (16.7.2) 取付位置 ※図示による (16.7.3) マスターキー ※製作する ・製作しない (16.7.4) 鍵箱 ※要 ・不要 (16.7.4)															
	10. 自動ドア開閉装置	性能の試験方法はJIS A 1551による。(16.8.2) スライディングドア用開閉装置の性能値 (16.8.2) ※表16.8.1による スイングドア用開閉装置の性能値 (16.8.2) ※表16.8.2による 戸の開閉方法及びセンサーの種類 ※図示による (16.8.3)															
	11. 自閉式上吊り引き戸	性能は表16.9.1による (16.9.3)															
	12. 重量シャッター	シャッターの種類は図示による。(16.10.2) 外部に面するシャッターの耐風圧性能区分 ・50 ・80 ・120 (16.10.2) 開閉機能による種類 (16.10.2) ※上部電動式(手動併用) ・上部手動式 シャッターケース(防火・防煙以外の場合) (16.10.2) ・設ける ・設けない 危害防止機構 設置しない箇所 ・図示による (16.10.2) ※障害物感知装置(自動閉鎖型) : 国土交通省告示第1392号に適合 ・シャッターの二段降下方式															
	13. 軽量シャッター	開閉機能による種類 (16.11.2) ・上部電動式(手動併用) ※上部手動式 外部に面するシャッターの耐風圧性能区分 (16.11.2) ・50 ・65 ・80 (16.11.4) ※スラット、シャッターケースの鋼板の厚さは防火設備の場合0.8mm以上とする。 ・強度上必要な場合図示による。 スラット形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形															
	14. オーバーヘッドドア	※図示による (16.12.2) (16.12.3) ※セクションの鋼板の厚さは、防火設備の場合0.8mm以上とする。 ・強度上必要な場合図示による。(16.12.4)															
	15. ガラス	品種、厚さ及び性能等による種類又は区分は図示による。(16.13.2) ガラス留め材は下表及び16.13.2(b)による (16.13.2) (表16.13.1)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材</th> <th>料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>・表9.6.1</td> <td>※ガasket</td> </tr> <tr> <td>鋼</td> <td>※表9.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td>※表9.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>製 ・バテ(木製用)</td> <td>※押え縁</td> </tr> </tbody> </table>		建具の種類	材	料	アルミニウム製	・表9.6.1	※ガasket	鋼	※表9.6.1		ステンレス製	※表9.6.1		木	製 ・バテ(木製用)	※押え縁
	建具の種類	材	料														
アルミニウム製	・表9.6.1	※ガasket															
鋼	※表9.6.1																
ステンレス製	※表9.6.1																
木	製 ・バテ(木製用)	※押え縁															
16. ガラスブロック	はめ殺し部、防音サッシのガラス留め材は、表9.6.1による。 防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。 熱線反射ガラスの映像調整 ・行う ・行わない (16.13.5) 表面形状・呼び寸法・厚さは図示による。 壁用金属枠及び補強材は図示による。 目地モルタルの色は監督職員の指示による。 シーリング材は表9.6.1による。 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状は図示による。 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法は、図示による。(16.13.5)																

章	項目	特記事項												
17	1. メタルカーテンウォール	(17.1.3) <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <td>・S-4 ・S-5 ・S-6</td> </tr> <tr> <th>水密性</th> <td>・W-4 ・W-5</td> </tr> <tr> <th>気密性</th> <td>・A-3 ・A-4</td> </tr> <tr> <th>断熱性・耐火性・耐湿気性・遮音性・断熱性等</th> <td>※図示による</td> </tr> </thead> </table> 金属材料の種類 (17.2.2) ※図示による 見え掛り部分の仕上 (17.2.3)	耐風圧性	・S-4 ・S-5 ・S-6	水密性	・W-4 ・W-5	気密性	・A-3 ・A-4	断熱性・耐火性・耐湿気性・遮音性・断熱性等	※図示による				
	耐風圧性	・S-4 ・S-5 ・S-6												
	水密性	・W-4 ・W-5												
	気密性	・A-3 ・A-4												
	断熱性・耐火性・耐湿気性・遮音性・断熱性等	※図示による												
	2. PCカーテンウォール	(17.1.3) (17.3.2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <td>※図示による</td> </tr> <tr> <th>耐火性</th> <td>※図示による</td> </tr> <tr> <th>耐火目地材</th> <td>※図示による</td> </tr> </thead> </table> コンクリートの種類及び品質 (17.3.2) ※17.3.2による ・下表による。ただし、下表以外は17.3.2による <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度(F<sup>^</sup>d0)</th> <th>所要スランプ(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 鉄筋 ※SD295A (17.3.2) 仕上げ ※図示による (17.3.3) サッシ枠、ゴンドラ用ガイドレール等は図示による。(17.3.2)	耐風圧性	※図示による	耐火性	※図示による	耐火目地材	※図示による	コンクリートの種類	設計基準強度(F <sup>^</sup> d0)	所要スランプ(cm)			
	耐風圧性	※図示による												
	耐火性	※図示による												
	耐火目地材	※図示による												
	コンクリートの種類	設計基準強度(F <sup>^</sup> d0)	所要スランプ(cm)											
3. シーリング材及びガラス取付材料	※表9.6.1による (17.2.2) (17.3.2) ・メーカー仕様による													
4. 構造用ガasket	形状・寸法等 ※メーカー仕様による(施工箇所:図示による) (17.2.2)													
5. 断熱材料等	断熱材料の種類等 ※図示による (17.2.2) (17.3.2) 施工箇所 ※図示による													
6. 耐震性能	(17.1.3) <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の構造種別</th> <th>層変位量(h=支点間距離)</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>※±(1/100)×h以上</td> <td>※ガラスの破損及び脱落はしない</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>※±(1/200)×h以上</td> <td>部材に有害な損傷等がない</td> </tr> <tr> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造</td> <td></td> <td>シーリングは補修程度</td> </tr> </tbody> </table>	建物の構造種別	層変位量(h=支点間距離)	状態	鉄骨造	※±(1/100)×h以上	※ガラスの破損及び脱落はしない	鉄筋コンクリート造	※±(1/200)×h以上	部材に有害な損傷等がない	鉄骨鉄筋コンクリート造		シーリングは補修程度	
建物の構造種別	層変位量(h=支点間距離)	状態												
鉄骨造	※±(1/100)×h以上	※ガラスの破損及び脱落はしない												
鉄筋コンクリート造	※±(1/200)×h以上	部材に有害な損傷等がない												
鉄骨鉄筋コンクリート造		シーリングは補修程度												

別紙 (特記仕様書・建築)

18 塗装工事	1. 材料 防火材料の使用箇所 ※図示による (18. 1. 3) (防火材については、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。)																																	
2. 各種素地ごしらえ	種類は、(18. 2. 2~18. 2. 7)による。																																	
3. 各種塗料等	使用箇所 ※図示による (18. 4. 1)~(18. 14. 2)																																	
4. 塗装記号 ・塗装の種類等	※下表による。 ・仕上表による。																																	
	<table border="1"> <tr> <th>表示記号</th> <th>名 称</th> <th>備考(種類,等級)</th> </tr> <tr> <td>・SOP</td> <td>合成樹脂調合ペイント塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・CL</td> <td>クリヤラッカー塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・NAD</td> <td>アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・DP</td> <td>耐候性塗料塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・EP-G</td> <td>つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・EP</td> <td>合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・EPT</td> <td>合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・UC</td> <td>ウレタン樹脂ワニス塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・OS</td> <td>オイルステイン塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WP</td> <td>木材保護塗料塗り</td> <td></td> </tr> </table>	表示記号	名 称	備考(種類,等級)	・SOP	合成樹脂調合ペイント塗り		・CL	クリヤラッカー塗り		・NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り		・DP	耐候性塗料塗り		・EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り		・EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り		・EPT	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り		・UC	ウレタン樹脂ワニス塗り		・OS	オイルステイン塗り		・WP	木材保護塗料塗り	
表示記号	名 称	備考(種類,等級)																																
・SOP	合成樹脂調合ペイント塗り																																	
・CL	クリヤラッカー塗り																																	
・NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り																																	
・DP	耐候性塗料塗り																																	
・EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り																																	
・EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り																																	
・EPT	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り																																	
・UC	ウレタン樹脂ワニス塗り																																	
・OS	オイルステイン塗り																																	
・WP	木材保護塗料塗り																																	
	・マステック塗材 種別 ・A種 ・B種 仕上材塗り 種類,適用 ( )																																	
19 内装工事	1. 接着剤 壁紙,ビニル床タイル,ビニル床シート,幅木に使用する (19. 2. 2) 接着剤は、表19. 2. 1による種別とし、一般床には水性系を用いる。 材料の制限等は特記1-37による																																	
2. ビニル床シート 張り	(19. 2. 2)																																	
	<table border="1"> <tr> <th>材 種</th> <th>種 類</th> <th>色 柄</th> <th>厚 さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>※NC</td> <td>※無地・柄</td> <td>※2. 5</td> </tr> </table>	材 種	種 類	色 柄	厚 さ (mm)	ビニル床シート	※NC	※無地・柄	※2. 5																									
材 種	種 類	色 柄	厚 さ (mm)																															
ビニル床シート	※NC	※無地・柄	※2. 5																															
	工法 ※熱溶接 ・突付け (施工箇所: ) (19. 2. 3)																																	
3. ビニル床タイル 張り	(19. 2. 2)																																	
	<table border="1"> <tr> <th>材 種</th> <th>種 類</th> <th>厚 さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>ビニル床タイル</td> <td>・半硬質 ・軟 質</td> <td>※2. 0</td> </tr> </table>	材 種	種 類	厚 さ (mm)	ビニル床タイル	・半硬質 ・軟 質	※2. 0																											
材 種	種 類	厚 さ (mm)																																
ビニル床タイル	・半硬質 ・軟 質	※2. 0																																
4. 帯電防止床タイル ・床シート張り	(19. 2. 2)																																	
	<table border="1"> <tr> <th>材 種</th> <th>種 類</th> <th>性 能</th> <th>厚 さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>帯電防止床タイル</td> <td></td> <td>帯電性3. 0KV以下</td> <td>・2. 0</td> </tr> <tr> <td>帯電防止床シート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	材 種	種 類	性 能	厚 さ (mm)	帯電防止床タイル		帯電性3. 0KV以下	・2. 0	帯電防止床シート																								
材 種	種 類	性 能	厚 さ (mm)																															
帯電防止床タイル		帯電性3. 0KV以下	・2. 0																															
帯電防止床シート																																		
5. ゴム床タイル 張り	(19. 2. 2)																																	
	<table border="1"> <tr> <th>材 種</th> <th>種 類</th> <th>色 柄</th> <th>厚 さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>ゴム床タイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	材 種	種 類	色 柄	厚 さ (mm)	ゴム床タイル																												
材 種	種 類	色 柄	厚 さ (mm)																															
ゴム床タイル																																		
6. 視覚障害者用 床タイル貼り	(19. 2. 2)																																	
	<table border="1"> <tr> <th>材 種</th> <th>種 類</th> <th>形 状</th> </tr> <tr> <td>視覚障害者用床タイル</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	材 種	種 類	形 状	視覚障害者用床タイル																													
材 種	種 類	形 状																																
視覚障害者用床タイル																																		
7. ビニル幅木	材種 ※軟質 ・硬質 (19. 2. 2) 厚さ (mm) ※1. 5 高さ (mm) ※60 ・75 ・100																																	
8. カーペット敷き	(19. 3. 3) (表19. 3. 1) (表19. 3. 2)																																	
	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>種 別</th> <th>織り方</th> <th>パイルの形状</th> <th>帯電性</th> </tr> <tr> <td>・織じゅうたん</td> <td>・A種 ・B種 ・C種</td> <td></td> <td></td> <td>※3. 0KV以下</td> </tr> </table>	種 類	種 別	織り方	パイルの形状	帯電性	・織じゅうたん	・A種 ・B種 ・C種			※3. 0KV以下																							
種 類	種 別	織り方	パイルの形状	帯電性																														
・織じゅうたん	・A種 ・B種 ・C種			※3. 0KV以下																														
	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>敷込み工法</th> <th>パイルの形状</th> <th>パイルの長</th> <th>帯電性</th> </tr> <tr> <td>・タフテッドカーペット</td> <td>※全面接着工法 ・グリッパー工法</td> <td></td> <td></td> <td>※3. 0KV以下</td> </tr> </table>	種 類	敷込み工法	パイルの形状	パイルの長	帯電性	・タフテッドカーペット	※全面接着工法 ・グリッパー工法			※3. 0KV以下																							
種 類	敷込み工法	パイルの形状	パイルの長	帯電性																														
・タフテッドカーペット	※全面接着工法 ・グリッパー工法			※3. 0KV以下																														
	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>厚 さ (mm)</th> <th>ラバー有無</th> <th>帯電性</th> </tr> <tr> <td>・ニードルパンチカーペット</td> <td></td> <td>・有 ・無</td> <td>※3. 0KV以下</td> </tr> </table>	種 類	厚 さ (mm)	ラバー有無	帯電性	・ニードルパンチカーペット		・有 ・無	※3. 0KV以下																									
種 類	厚 さ (mm)	ラバー有無	帯電性																															
・ニードルパンチカーペット		・有 ・無	※3. 0KV以下																															
	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>種 別</th> <th>パイルの形状</th> <th>寸 法</th> <th>総厚さ</th> <th>帯電性</th> </tr> <tr> <td>・タイルカーペット</td> <td>※1種</td> <td>※ループパイル</td> <td>※500角</td> <td>※6. 5mm</td> <td></td> </tr> </table>	種 類	種 別	パイルの形状	寸 法	総厚さ	帯電性	・タイルカーペット	※1種	※ループパイル	※500角	※6. 5mm																						
種 類	種 別	パイルの形状	寸 法	総厚さ	帯電性																													
・タイルカーペット	※1種	※ループパイル	※500角	※6. 5mm																														
9. 合成樹脂塗床	下敷き材 ※JIS L 3204の第2種2号 厚さ8mm 取付け用付属品 見切り, 押え金物の材質, 種類及び形状は、図示による。																																	
	(19. 4. 2) (19. 4. 3) (19. 4. 4)																																	
	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>仕 上 げ の 種 類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>・弾性ウレタン樹脂系塗床材</td> <td>※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・エポキシ樹脂系塗床材</td> <td>※防滑仕上げ ・薄膜流し展べ仕上げ ・樹脂モルタル仕上げ (※平滑 ・防滑) ・厚膜流し展べ仕上げ (※平滑 ・防滑)</td> <td></td> </tr> </table>	種 類	仕 上 げ の 種 類	備 考	・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ		・エポキシ樹脂系塗床材	※防滑仕上げ ・薄膜流し展べ仕上げ ・樹脂モルタル仕上げ (※平滑 ・防滑) ・厚膜流し展べ仕上げ (※平滑 ・防滑)																									
種 類	仕 上 げ の 種 類	備 考																																
・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ																																	
・エポキシ樹脂系塗床材	※防滑仕上げ ・薄膜流し展べ仕上げ ・樹脂モルタル仕上げ (※平滑 ・防滑) ・厚膜流し展べ仕上げ (※平滑 ・防滑)																																	

10. フローリング 張り	・下表による ※図示による (19. 5. 1)~(19. 5. 6) (表19. 5. 1)~(表19. 5. 4)																																										
	<table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>樹 種</th> <th>工 法</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>塗 装</th> </tr> <tr> <td>・フローリングボード</td> <td>※なら</td> <td>・釘どめ工法 ・接着工法</td> <td>板 厚 15 板 幅 75 板長さ500以上</td> <td>・ウレタン樹脂ワニス塗り</td> </tr> <tr> <td>・フローリングブロック</td> <td>※なら</td> <td>・モルタル埋込み工法 ・接着工法</td> <td>厚 さ※15 大きさ※303×303</td> <td>・オイルステインのうすワックス塗り</td> </tr> <tr> <td>・モザイクパーケット</td> <td>※なら</td> <td>・接着工法</td> <td>厚 さ 大きさ</td> <td>・生地のままワックス塗り</td> </tr> <tr> <td>・複合フローリング</td> <td>・複合1種 ・複合2種 ・複合3種</td> <td>・なら ・ふなら ・さくば</td> <td>・A種 ・B種 ※C種</td> <td>・図示による</td> </tr> <tr> <td>・複合フローリング</td> <td>・複合1種 ・複合2種 ・複合3種</td> <td>・釘どめ工法 ・接着工法</td> <td>・板厚 8 ・板幅 75 ・板長さ900</td> <td></td> </tr> </table>	種 別	樹 種	工 法	寸法 (mm)	塗 装	・フローリングボード	※なら	・釘どめ工法 ・接着工法	板 厚 15 板 幅 75 板長さ500以上	・ウレタン樹脂ワニス塗り	・フローリングブロック	※なら	・モルタル埋込み工法 ・接着工法	厚 さ※15 大きさ※303×303	・オイルステインのうすワックス塗り	・モザイクパーケット	※なら	・接着工法	厚 さ 大きさ	・生地のままワックス塗り	・複合フローリング	・複合1種 ・複合2種 ・複合3種	・なら ・ふなら ・さくば	・A種 ・B種 ※C種	・図示による	・複合フローリング	・複合1種 ・複合2種 ・複合3種	・釘どめ工法 ・接着工法	・板厚 8 ・板幅 75 ・板長さ900													
種 別	樹 種	工 法	寸法 (mm)	塗 装																																							
・フローリングボード	※なら	・釘どめ工法 ・接着工法	板 厚 15 板 幅 75 板長さ500以上	・ウレタン樹脂ワニス塗り																																							
・フローリングブロック	※なら	・モルタル埋込み工法 ・接着工法	厚 さ※15 大きさ※303×303	・オイルステインのうすワックス塗り																																							
・モザイクパーケット	※なら	・接着工法	厚 さ 大きさ	・生地のままワックス塗り																																							
・複合フローリング	・複合1種 ・複合2種 ・複合3種	・なら ・ふなら ・さくば	・A種 ・B種 ※C種	・図示による																																							
・複合フローリング	・複合1種 ・複合2種 ・複合3種	・釘どめ工法 ・接着工法	・板厚 8 ・板幅 75 ・板長さ900																																								
	ホルムアルデヒド等の制限は特記1-37による フローリング裏面の緩衝材 適用箇所は図示による 材料 (※合成樹脂発泡シート )																																										
11. 畳敷き	級別 ・A種 ・B種 ・C種 (19. 6. 2) ・D種 (・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N) 防虫処理 ・する ・しない (D種に使用する畳ボードのホルムアルデヒド等の制限は特記1-37による)																																										
12. せっこうボード ・その他ボード 及び合板張り	(19. 7. 2)																																										
	<table border="1"> <tr> <th>規格名称</th> <th>種 類</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>品質・規格</th> </tr> <tr> <td>・木質系セメント板</td> <td>・HW ・NW ・HF ・NF</td> <td></td> <td>JIS A 5404</td> </tr> <tr> <td>・繊維強化セメント板 (タイプ2)</td> <td>・O. 8FK ・1. 0FK</td> <td></td> <td>JIS A 5430</td> </tr> <tr> <td>・火山性が乏しい複層板 (VSボード)</td> <td>・A1</td> <td></td> <td>JIS A 5440</td> </tr> <tr> <td>・繊維板</td> <td>・HB ・MDF ・IB</td> <td></td> <td>JIS A 5905</td> </tr> <tr> <td>・パーティクルボード</td> <td>・RS ・VS ・DV ・DC ・DO</td> <td></td> <td>JIS A 5908</td> </tr> <tr> <td>・吸音材料</td> <td>・RW-F ・RW-B ・RW-BL ・GW-F ・GW-B ・IB ・GB-P ・HB-P ・DR ・WWCB</td> <td></td> <td>JIS A 6301</td> </tr> <tr> <td>・せっこうボード製品</td> <td>・GB-R ・GB-S ・GB-F ・GB-L ・GB-D ・GB-NC</td> <td></td> <td>JIS A 6901</td> </tr> </table>	規格名称	種 類	厚さ (mm)	品質・規格	・木質系セメント板	・HW ・NW ・HF ・NF		JIS A 5404	・繊維強化セメント板 (タイプ2)	・O. 8FK ・1. 0FK		JIS A 5430	・火山性が乏しい複層板 (VSボード)	・A1		JIS A 5440	・繊維板	・HB ・MDF ・IB		JIS A 5905	・パーティクルボード	・RS ・VS ・DV ・DC ・DO		JIS A 5908	・吸音材料	・RW-F ・RW-B ・RW-BL ・GW-F ・GW-B ・IB ・GB-P ・HB-P ・DR ・WWCB		JIS A 6301	・せっこうボード製品	・GB-R ・GB-S ・GB-F ・GB-L ・GB-D ・GB-NC		JIS A 6901										
規格名称	種 類	厚さ (mm)	品質・規格																																								
・木質系セメント板	・HW ・NW ・HF ・NF		JIS A 5404																																								
・繊維強化セメント板 (タイプ2)	・O. 8FK ・1. 0FK		JIS A 5430																																								
・火山性が乏しい複層板 (VSボード)	・A1		JIS A 5440																																								
・繊維板	・HB ・MDF ・IB		JIS A 5905																																								
・パーティクルボード	・RS ・VS ・DV ・DC ・DO		JIS A 5908																																								
・吸音材料	・RW-F ・RW-B ・RW-BL ・GW-F ・GW-B ・IB ・GB-P ・HB-P ・DR ・WWCB		JIS A 6301																																								
・せっこうボード製品	・GB-R ・GB-S ・GB-F ・GB-L ・GB-D ・GB-NC		JIS A 6901																																								
	ボードの目地処理 ※行う ・行わない 遮音シール材 ※適用する パーティクルボード・MDF・合板, 他木質建材のホルムアルデヒド等の制限は特記1-37による ・天然木化粧合板 仕様は図示による。 ・特殊加工化粧合板 仕様は図示による。 下地の適用は、図示による。 せっこうボードの目地工法 表19. 7. 5により, 適用は図示による。																																										
13. 壁紙張り	コンクリート面の素地ごしらえ ・A種 ※B種 (19. 8. 2)																																										
	<table border="1"> <tr> <th>施 工 場 所</th> <th>品 質</th> <th>防火性能の級別</th> <th>規 格</th> </tr> <tr> <td>図示</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 6921</td> </tr> </table>	施 工 場 所	品 質	防火性能の級別	規 格	図示			JIS A 6921																																		
施 工 場 所	品 質	防火性能の級別	規 格																																								
図示			JIS A 6921																																								
14. 断熱材	(19. 9. 2)																																										
	<table border="1"> <tr> <th>材 種</th> <th>級 別</th> <th>厚 さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>※押出法ポリスチレンフォーム</td> <td>※2種 b</td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム保温材A種</td> <td>・保温板1種2号</td> <td>・25</td> </tr> <tr> <td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フェノールフォーム (F☆☆☆☆)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	材 種	級 別	厚 さ (mm)	※押出法ポリスチレンフォーム	※2種 b	※25	・硬質ウレタンフォーム保温材A種	・保温板1種2号	・25	・ビーズ法ポリスチレンフォーム			・フェノールフォーム (F☆☆☆☆)			・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材																										
材 種	級 別	厚 さ (mm)																																									
※押出法ポリスチレンフォーム	※2種 b	※25																																									
・硬質ウレタンフォーム保温材A種	・保温板1種2号	・25																																									
・ビーズ法ポリスチレンフォーム																																											
・フェノールフォーム (F☆☆☆☆)																																											
・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材																																											
15. 吸音材	<table border="1"> <tr> <th>材 種</th> <th>品 質 ・ 規 格</th> <th>厚 さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>※グラスウール吸音材</td> <td>吸音用グラスウールマット32K</td> <td>・25</td> </tr> <tr> <td>・ロックウール吸音材</td> <td>ロックウール吸音ボード2号60K</td> <td>・25 ・50</td> </tr> </table>	材 種	品 質 ・ 規 格	厚 さ (mm)	※グラスウール吸音材	吸音用グラスウールマット32K	・25	・ロックウール吸音材	ロックウール吸音ボード2号60K	・25 ・50																																	
材 種	品 質 ・ 規 格	厚 さ (mm)																																									
※グラスウール吸音材	吸音用グラスウールマット32K	・25																																									
・ロックウール吸音材	ロックウール吸音ボード2号60K	・25 ・50																																									
20 ユニット及びその他の工事	1. フリーアクセスフロア (20. 2. 2)																																										
	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>工 法</th> <th>仕上り高 (mm)</th> <th>適用地震時水平力</th> <th>耐衝撃性能</th> <th>表面仕上げ材</th> </tr> <tr> <td>・パネル工法</td> <td></td> <td>・1. 0G</td> <td>・3. 000N</td> <td>・フローリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・溝工法</td> <td></td> <td>・0. 6G</td> <td>・5. 000N</td> <td>・タイルカーペット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・パネル工法</td> <td></td> <td>・1. 0G</td> <td>・3. 000N</td> <td>・帯電防止床タイル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・溝工法</td> <td></td> <td>・0. 6G</td> <td>・5. 000N</td> <td>・タイルカーペット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・パネル工法</td> <td></td> <td>・1. 0G</td> <td>・3. 000N</td> <td>・帯電防止床タイル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・溝工法</td> <td></td> <td>・0. 6G</td> <td>・5. 000N</td> <td>・タイルカーペット</td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	工 法	仕上り高 (mm)	適用地震時水平力	耐衝撃性能	表面仕上げ材	・パネル工法		・1. 0G	・3. 000N	・フローリング		・溝工法		・0. 6G	・5. 000N	・タイルカーペット		・パネル工法		・1. 0G	・3. 000N	・帯電防止床タイル		・溝工法		・0. 6G	・5. 000N	・タイルカーペット		・パネル工法		・1. 0G	・3. 000N	・帯電防止床タイル		・溝工法		・0. 6G	・5. 000N	・タイルカーペット	
施工箇所	工 法	仕上り高 (mm)	適用地震時水平力	耐衝撃性能	表面仕上げ材																																						
・パネル工法		・1. 0G	・3. 000N	・フローリング																																							
・溝工法		・0. 6G	・5. 000N	・タイルカーペット																																							
・パネル工法		・1. 0G	・3. 000N	・帯電防止床タイル																																							
・溝工法		・0. 6G	・5. 000N	・タイルカーペット																																							
・パネル工法		・1. 0G	・3. 000N	・帯電防止床タイル																																							
・溝工法		・0. 6G	・5. 000N	・タイルカーペット																																							
	フリーアクセスフロア及び寸法 ※図示による 表面仕上げ材の品質・規格等は、19章内装工事による。 スロープ及びボーダー ※製造所の標準仕様 ・図示による コンセント等の取付け対応 ※製造所の標準仕様 (コンセント本体は別途設備工事)																																										
2. 可動間仕切り	(20. 2. 3)																																										
	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>構造形式</th> <th>構成材</th> <th>表面仕上</th> <th>遮音性</th> <th>寸法・形状</th> </tr> <tr> <td>※パネル式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※図示による</td> </tr> </table>	種 類	構造形式	構成材	表面仕上	遮音性	寸法・形状	※パネル式					※図示による																														
種 類	構造形式	構成材	表面仕上	遮音性	寸法・形状																																						
※パネル式					※図示による																																						

3. 移動間仕切り	(20. 2. 4)																									
	<table border="1"> <tr> <th>パネル操作方法</th> <th>パネル表面材・仕上</th> <th>パネル圧接装置</th> <th>遮音性</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	パネル操作方法	パネル表面材・仕上	パネル圧接装置	遮音性																					
パネル操作方法	パネル表面材・仕上	パネル圧接装置	遮音性																							
	ハンガーレール取付下地補強, 固定方法, あと施工アンカーの材質及び寸法 ※図示による																									
4. トイレブース	表面仕上げ材 ※メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエスチル樹脂系化粧板 (20. 2. 5)																									
	足形状 ※幅木タイプ																									
5. 階段滑止め	材質・形状 ステンレス鋼製 (SUS304) (20. 2. 6) ※ビニルタイヤ入り ・ゴム練り込み 幅 (mm) 約35 工法 ※接着工法 ・埋込み工法																									
6. 黒板及び ホワイトボード	※図示による (20. 2. 8)																									
7. 鏡	※図示による (20. 2. 9)																									
8. 表示	※図示による (20. 2. 10)																									
9. 煙突用成形 ライニング材	最高使用温度 ※650℃ (20. 2. 11)																									
10. ブラインド	(20. 2. 12)																									
	<table border="1"> <tr> <th>形 式</th> <th>・横形ブラインド</th> <th>・縦形ブラインド</th> </tr> <tr> <td>ス ラ ッ ト</td> <td>※アルミニウム合金</td> <td>・アルミニウム合金 ・クロス</td> </tr> <tr> <td>開 閉 方 式</td> <td>※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式</td> <td>※2本操作コード方式</td> </tr> <tr> <td>スラットの成形幅 (mm)</td> <td>※25</td> <td>・80 ・100</td> </tr> <tr> <td>ヘッドボックス ボトムレール</td> <td>・鋼製 ・アルミニウム合金製 (浴室)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅・高さ</td> <td colspan="2">図示による</td> </tr> </table>	形 式	・横形ブラインド	・縦形ブラインド	ス ラ ッ ト	※アルミニウム合金	・アルミニウム合金 ・クロス	開 閉 方 式	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※2本操作コード方式	スラットの成形幅 (mm)	※25	・80 ・100	ヘッドボックス ボトムレール	・鋼製 ・アルミニウム合金製 (浴室)		幅・高さ	図示による								
形 式	・横形ブラインド	・縦形ブラインド																								
ス ラ ッ ト	※アルミニウム合金	・アルミニウム合金 ・クロス																								
開 閉 方 式	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※2本操作コード方式																								
スラットの成形幅 (mm)	※25	・80 ・100																								
ヘッドボックス ボトムレール	・鋼製 ・アルミニウム合金製 (浴室)																									
幅・高さ	図示による																									
	縦型ブラインドのクロススラットは、消防法で定める防火性能の認定表示があるものとする。																									
11. ロールスクリーン	操作方法 ・電動 ・ブルコード ・チェーン (20. 2. 13) 幅及び高さ ※図示による 材質 ・ブレーション 品質 ※標準品																									
12. カーテン	・下表による ・図示による ・メーカー覧表による (20. 2. 14)																									
	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形式</th> <th>装置</th> <th>名称品質</th> <th>ひだの種類</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ</td> </tr> </table>	施工箇所	形式	装置	名称品質	ひだの種類	・	・	・	・	・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ	・	・	・	・	・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ	・	・	・	・	・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ	・	・	・	・	・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ
施工箇所	形式	装置	名称品質	ひだの種類																						
・	・	・	・	・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ																						
・	・	・	・	・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ																						
・	・	・	・	・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ																						
・	・	・	・	・フランスひだ ・片ひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーションひだ																						
	カーテンのきれ地は、消防法で定める防火性能の認定表示があるものとする。																									
13. カーテンレール	材質 ※ステンレス製 ・アルミニウム製 (※シルバー ・着色) 形式 ・片引き ・引分け (※暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする。) (20. 2. 14)																									
14. プレキャスト コンクリート	シングル ・ダブル (20. 3. 2)																									
	取り付け方法は、図示による。																									
21 排水工事	1. 排水管 (21. 2. 1) ※図示による ※硬質ポリ塩化ビニル管はリサイクル製品を使用するものとする。																									
2. 側溝及び排水樹	※図示による (21. 2. 2)																									
3. その他の材料	地業の材料 (21. 2. 3) ・切込み砂利 ・切り込み砕石 ※再生クラッシュラン (JIS A 5001によるC-40) (21. 2. 3) 埋戻し 種別 (表3. 2. 1) ・A種 ※B種 ・C種 ・D種																									

22 舗装工事	1. 路床	遮断層 ・適用する (22. 2. 2) (22. 2. 3) 材料・厚さ ※ 図示による 凍上抑制層 ・適用する (22. 2. 2) (22. 2. 3) 材料・厚さ ※ 図示による 路床安定処理 ・適用する (22. 2. 2) (22. 2. 3) (表22. 2. 2)  添加材料の種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・生石灰 ( ) ・消石灰 ( ) ・フライアッシュセメントB種 盛土材料 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (22. 2. 3) (表3. 2. 1) ジオテキスタイル ・適用する (22. 2. 3) 品質 ( )  《 試験 》 (22. 2. 5) 路床土の支持力比 (CBR) 試験 (JIS A 1211) ・行う 路床締固め度の試験 (JIS A 1214) ・行う 砂の粒度試験 (JIS A 1102) ・行う
	2. 路盤	厚さ ※図示による (22. 3. 2) (表22. 3. 1) 材料 ※再生クラッシュランRC-40 (22. 3. 3) (表22. 3. 3) ・クラッシュランC-40又はクラッシュランスラグCS-40 ただし, 透水性アスファルト舗装に用いるクラッシュランは, 透水性能の高いものとする。 《 試験 》 (22. 3. 5) 路盤の締固め度試験 ・行う

別紙(特記仕様書・建築)

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項						
3. アスファルト舗装	構成及び厚さ ※図示による (22.4.2) (表22.4.1) 加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4) (表22.4.6) ※再生加熱アスファルト混合物 → 加熱アスファルト混合物 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>表層</td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13)</td> </tr> <tr> <td>基層</td> <td>・細粒度アスファルト混合物(13)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・粗粒度アスファルト混合物(20)</td> </tr> </table> シールコート ・行う (22.4.5) 《試験》 (22.4.6) アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う 舗装の平坦性は、散水の上、目視により確認する。	表層	・密粒度アスファルト混合物(13)	基層	・細粒度アスファルト混合物(13)		・粗粒度アスファルト混合物(20)	10. 芝	種別 ※こうらい芝 ・野芝 (23.4.2) 芝張り 平地 ※目地張り (23.4.3) 法面 ※べた張り 11. 吹付けは種用種子 (23.4.2) 種子の種類及び量は図示による。 工法については、23.4.4による。		
表層	・密粒度アスファルト混合物(13)										
基層	・細粒度アスファルト混合物(13)										
	・粗粒度アスファルト混合物(20)										
4. コンクリート舗装	※図示による (22.5.2) (22.5.3) コンクリート材料(車道部 設計基準強度24N/mm <sup>2</sup> 、所要スランプ8cm以下) (歩道部 設計基準強度18N/mm <sup>2</sup> 、所要スランプ8cm以下) (22.5.6) (22.4.6(b)) 《試験》 コンクリートのコア試験 ・行う 舗装の平坦性は、目視により確認する。	24 その他									
5. カラー舗装	※図示による (22.6.2) 《試験》 アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う 舗装の平坦性は、散水の上、目視により確認する。										
6. 透水性アスファルト舗装	※図示による (22.7.3) (22.7.6) (22.4.6(a)) 《試験》 アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う 舗装の平坦性は、散水の上、目視により確認する。										
7. 排水性アスファルト舗装	※図示による (22.8.2) 《試験》 アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う 舗装の平坦性は、目視により確認する。										
8. ブロック系舗装	・コンクリート平板舗装 (22.9.2) 種類・寸法 ※図示による ・インターロッキングブロック舗装 JIS A5371 曲げ強度5.0N/mm <sup>2</sup> N/mm <sup>2</sup> 材質・形状・寸法及び表面加工等 ※図示による ・舗石舗装 種類・形状及び寸法 ※図示による ジオテキスタイル ※適用しない ・適用する(図示による) (22.9.3) 《試験》 (22.9.5) 舗装の平坦性は、目視により確認する。 ・レンガ舗装 材質・形状・寸法及び表面加工等 ※図示による										
9. 街きよ・縁石及び側溝	※図示による (22.10.2) 地業の材料 ※再生クラッシュラン(RC-40) ・切込み砂利又は切込み砕石										
10. 砂利敷き	※図示による (22.11.2) 材料 通路 ※A種 ・B種 (表22.11.1) (下敷き材 ※再生クラッシュラン(RC-40) ・切込み砂利又は切込み砕石) 建物周囲 ・A種 ※B種 (下敷き材 ※再生クラッシュラン(RC-40) ・切込み砂利又は切込み砕石)										
23 植栽工事	1. 植栽地の確認等 土壌の水素イオン濃度(PH)及び塩分量試験 ・行う ※行わない (23.1.3) 2. 植栽基盤一般 植栽基盤整備工法 芝及び地被類 ※適用する ・適用しない (23.2.2) 低木・高木 ・適用する ※適用しない 有効土層の面積は、枝張りによる。厚さは表23.2.1による。(23.2.2) 雨水排水層、縦穴排水等の設置 ※図示による 工法 樹木 ※A種 (23.2.2) 芝及び地被類 ※B種 3. 材料 植込み用土 ※現場発生の良質土 ・客土 (23.2.3) 土壌改良剤 ※使用する ・使用しない (23.2.3) 4. 工法 発生土の処理は、土工事(3.3)による。 5. 植樹 樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みもの数の適用は図示による。(23.3.2) 6. 支柱材 材質 ※杉、ひのき及びから松 ・竹 ・図示 (23.3.2) 形状 ※図示による 7. 幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも (23.3.2) 8. 新植樹木の枯補償 期間は引き渡しの日から1年 (23.3.4) (芝及び吹付けは種も含む) 9. 移植樹木の枯損処理 期間は引き渡しの日から1年 (23.3.6)										

章 項 目	特 記 事 項





# 別紙（特記仕様書・電気）

## 特記仕様書（3）

（選択する項目において■印を本工事に適用する。  
なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。）

- (3) □電熱設備 □電熱幹線 □電熱分岐
- (4) □雷保護設備  
受雷部 □突針 □棟上導体 □  
避雷導体 □建築構造体利用 □引下げ導線  
接地極 □鋼板埋設 □建築構造体利用  
測定用端子及び測定用補助極を設ける。
- (5) □受変電設備  
引込方式 □架空 □地中 3φ3W 6.6KV60Hz \_\_\_\_ 回線  
受変電方式 □屋内開放 □キュービクル  
高圧盤・配電盤・キュービクル等 □標準仕様書盤 □製造者標準盤  
主遮断装置 □PFS □CB  
変圧器 □油入型 □モールド型 □高効率型 □低損失型 □トランジスタ  
設備容量 変圧器総容量 \_\_\_\_ KVA  
区分閉鎖器 □屋外閉鎖型 □屋内型 □鉄製 □ステンレス製  
□柱上取付 □ \_\_\_\_ □気中 □  
7.2kV \_\_\_\_ A  
□引外し装置付(SOG動作)  
□耐中塩じん用 □耐重塩じん用  
□ヒートラベル 高圧引込及び引出接合部直近並びに変圧器二次端子接合部直近。
- (6) □静止形電源設備 □直流電源装置  
用途 □非常用照明他・受変電設備共用 □受変電設備専用  
蓄電池 □MS E形鉛蓄電池 □ \_\_\_\_  
電圧・容量等 直流 \_\_\_\_ V セル \_\_\_\_ Ah  
□交流無停電電源装置(UPS)  
用途  
方式 □簡易形 □簡易形以外  
相数(出力) □単相2線式 □単相3線式 □三相3線式, 60Hz  
停電補償時間 \_\_\_\_ 分間 定格出力 \_\_\_\_ KVA
- (7) □発電設備 □ディーゼル発電装置 □ガスタービン発電装置  
形式 □オープン式 □キュービクル式 □簡易形  
発電機 三相3線式 電圧 \_\_\_\_ V 60Hz 定格出力 \_\_\_\_ KVA (効率0.8)  
原動機 □電気始動方式 □空気始動方式  
起動時間 \_\_\_\_ 秒以内, 連続時間 \_\_\_\_ 時間  
冷却方式(ディーゼル機関) □水槽式 □ラジエータ式  
燃料 □軽油 □重油 □灯油  
□太陽光発電  
用途 □一般用 □防災用  
装置 系統連系 □有 □無  
太陽電池 □結晶系Si □アモルファス系Si \_\_\_\_ 容量 \_\_\_\_ kW  
パワーコンディショナー 容量 \_\_\_\_ kW
- (8) □構内情報通信網設備 工事範囲 □配管 □配線 □機器取付
- (9) □構内交換設備 用途 □電話 □FAX □遠隔監視  
工事範囲 □配管 □配線 □端子盤取付 □電話機器取付  
端子板 □B形 □D形 □  
形式 □ボタン電話装置 □電子交換機  
電話機 □壁掛形 □卓上形
- (10) □情報表示設備 □時刻表示装置 親時計 □ラック組込形 □自立型, □壁掛型  
□プログラムタイマー(時刻設定 □カード式 □キー式)  
□時刻修正機能付(□FM □AM), □電子チャイム付
- (11) □映像・音響設備
- (12) □拡声設備 用途 □一般用 □非常放送用  
増幅器 □卓上形 □自立形 □デスク形
- (13) □誘導支援設備 □音声誘導装置(□磁気式 □無線式)  
□身体障害者用インターホン装置
- (14) □呼出設備 □インターホン □親子式 □相互式 □複合式, \_\_\_\_ 局用  
□テレビインターホン  
□トイレ等呼出装置 □呼出表示器 \_\_\_\_ 回線用, □壁掛形 □ラック組込型  
□ナースコール装置  
□徘徊センサー装置
- (15) □テレビ共同受信設備 機器収納箱 放熱口(防虫ネット付)設置  
□標準仕様書盤 □製造者標準盤  
分岐器, 分配器, 直列ネットは, GS, BS, UV共用型とする。(ﾌﾞﾗｸﾞ付)  
ﾌﾞﾗｯｼﾞ 壁面取付形 □自立型(基礎 □別途工事 □本工事)  
ﾌﾞﾗｯｼﾞ及びその支持材等はステンレス製とする。  
電界強度 最上階が打上がった時に, ﾉﾞﾗｯｼﾞ取付け予定位置周辺で測定し, その測定記録を監督職員に速やかに提出すること。  
受信局 □大阪局 □枚方局 □京都局 □將軍塚局 □伏見桃山局  
□京都大岩山局 □嵯峨野局 □生駒奈良北局  
対象放送 □NHK総合 □NHK教育 □MBS □ABC □KTV □YTV  
□KBS □TVO  
方式 □アナログ □デジタル

- (16) □監視カメラ設備 工事範囲 □配管 □配線 □機器取付  
画像 □カラー □モノクロ
- (17) □駐車場管制設備 車両検出方式 □ループコイル方式 □光線方式
- (18) □入退室管理設備 □入退室管理設備 認識部 □磁気ｶｰﾄﾞ □ﾌﾟﾘﾝﾄ  
□ICｶｰﾄﾞ □非接触ｶｰﾄﾞ □ﾊﾞｲﾌﾞﾗｲﾄﾞ  
□防犯設備 工事範囲 □配管 □配線 □機器取付
- (19) □火災報知設備 □自動火災報知 受信機 □P形 □R形 □1級 □2級 \_\_\_\_ 回線  
□壁掛形 □自立形 □単独形 □複合形  
副受信機 \_\_\_\_ 回線  
□自動閉鎖 運動制御器 \_\_\_\_ 回線 □自火報受信機と一体 □単独  
自動閉鎖装置(防火戸用) □ラッチ式 □電磁式  
防火ダンパー・排煙装置 □制御配管・配線
- 非常警報  
□ガス漏れ警報 □受信機 \_\_\_\_ 形 \_\_\_\_ 級 \_\_\_\_ 回線(□壁掛形 □自立形)  
(□単独形 □火報受信機と一体)(ガス種類 \_\_\_\_)
- (20) □中央監視制御設備
- (21) □構内配電線路
- (22) □構内通信線路
- (23) □テレビ電波障害防除
- (24) □昇降機設備  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)  
(平成16年版)」による。  
福祉対策は、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」による。
- | 項目      | 号機       | 号機       | 号機       | 号機       |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 用途      | □乗用      | □乗用      | □配膳      | □配膳      |
|         | □        | □        | □小荷物     | □小荷物     |
| 方式・形式   | □機械室レス   | □機械室レス   | □フロア形    | □フロア形    |
|         | □油圧式     | □油圧式     | □テーパー形   | □テーパー形   |
|         | □ロープ式    | □ロープ式    | □        | □        |
| 積載量, 定員 | Kg 人     | Kg 人     | Kg 人     | Kg 人     |
| 速度      | m/分      | m/分      | m/分      | m/分      |
| 停止箇所数   | 箇所       | 箇所       | 箇所       | 箇所       |
| 付加装置    | □有 □無    | □有 □無    | □有 □無    | □有 □無    |
| 耐震安全性分類 | □S □A □B | □S □A □B | □S □A □B | □S □A □B |
- (注) 耐震安全性分類について, 地域係数は1.0とする。

### 4.3 庁舎・学校施設のシックビル対策

- (1)ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド及びスチレンを発生する建築・設備材料等の使用制限の原則
- | 対策を取る建築・設備材料等   | 使用制限の原則  |
|---|--|
| ①合板・木質系フローリング・構造用パネル<br>・集成材・単板積層材・MDF・パーティクルボード<br>・その他の木質建材<br>②壁紙 ③塗料 ④ユリア樹脂板<br>⑤壁紙, ビニル床タイル, ビニル床シート,<br>中木及び設備工事等の施工時に使用する接着剤<br>⑥保温材・緩衝材・断熱材 ⑦仕上塗料<br>⑧家具・書架・実験台・その他の什器等 | ホルムアルデヒド等を発生しないか, 発生が極めて少ないJIS又はJASの規格品とする。<br>①③⑤に掲げる建築・設備材料等を使用している場合には, ホルムアルデヒド等を発生しないか, 発生が極めて少ないものとする。 |
- (2)トルエン, キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則
- | 対策を取る建築・設備材料等  | 使用制限の原則                       |
|--|-------------------------------|
| ①壁紙, ビニル床タイル, ビニル床シート,<br>中木及び設備工事等の施工時に使用する接着剤<br>②塗料 | トルエン等の含有量が少ないJIS又はJASの規格品とする。 |
- (3)クロロピリロス, ダイアジノン及びフェノプロパルブを含有する防霉・防蟻剤の使用制限の原則
- | 対策を取る建築・設備材料等     | 使用制限の原則   |
|-------------------|---|
| 木材保存(木材の防霉・防蟻処理)剤 | クロロピリロス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし, 加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い, 十分乾燥した上現場へ搬入すること。 |
- (4)可塑剤を使用している建築・設備材料等の使用制限の原則
- | 対策を取る建築・設備材料等 | 使用制限の原則  |
|---------------|--|
| ①壁紙用接着剤       | フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJIS又はJASの規格品とする。 |
| ②木工用接着剤       | フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。           |

※上記(1)~(4)における使用制限の原則としては, F☆☆☆☆を基本とし, 該当する材料等がない場合は, F☆☆☆又はその同等品(IEJAS及びJISにおけるF0, E0のものを含む。)を使用する。  
※施工中, 施工後の通風, 換気を十分に行い, 室内に発生した化学物質等を室外に放出させないこと。

京都市 工事設計図 No. 3 設計変更 No. \_\_\_\_\_  
ただし, \_\_\_\_\_ 枚の内 平成 年 月 \_\_\_\_\_ 枚の内  
特記仕様書(3) 平成 年 月 課長 課長補佐, 係長 係員  
企画設計課 課長 課長補佐, 係長 係員

### 4.4 ホルムアルデヒド等の室内濃度の測定

別途建築工事において, ホルムアルデヒド等の室内濃度測定を専門機関に依頼し, 工事終了後に十分に養生期間を確保して測定し, 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認するため, 本工事においても協力すること。

測定対象化学物質(厚生労働省の指針値)(25℃の場合)	※ホルムアルデヒド	(0.08 ppm以下)
	※トルエン	(0.07 ppm以下)
	※キシレン	(0.20 ppm以下)
	※エチルベンゼン	(0.88 ppm以下)
	※スチレン	(0.05 ppm以下)
	・パラジクロロベンゼン	(0.04 ppm以下)

測定対象室	測定箇所数
室の床面積A㎡	A ≤ 50
	50 < A ≤ 200
	200 < A ≤ 500
	500 < A
測定箇所数	1
	2
	3
	4

全測定箇所において, 測定対象化学物質の濃度を同時に測定する。

測定は, パッシブ型採取機器を用いて以下の要領で行う。

測定の準備	測定
①30分間換気 ②5時間閉鎖	③8時間又は24時間測定 パッシブ型採取機器を設置 パッシブ型採取機器を回収
測定回数: 1回とし, 複数回の測定は不要とする。 ①②③において, 換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。 ただし, 局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたま。	

### 4.5 石綿の取扱

- 石綿の取扱いは次による。
- 飛散性アスベスト撤去工事にあつては, 廃掃法, 労働安全衛生法及び大気汚染防止法等の関係法令に従い, 適正に処理すること。
  - 非飛散性アスベスト成形板等撤去工事に当たっては, 「石棉障害予防規則」(平成18年9月1日施行), 「非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する技術指針」及び次の「非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する仕様書」を踏まえ, 適正に処理すること。

### 4.6 非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する仕様書

- 施工計画書  
非飛散性アスベスト含有建材(以下「アスベスト成形板」という。)の除去に際しては, 事前に施工計画書を作成し, 監督職員の承諾を受ける。
- 施工調査  
アスベスト成形板の除去に当たり, 事前にアスベスト成形板の仕様及び使用部位についての施工調査を行い, 調査結果を監督職員に報告する。
- 施工方法  
ア 作業主任者  
請負者は, 石綿作業主任者を選任し, 次の事項を行わせなければならない。  
(ア) 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され, 又はこれらを呼吸しないように, 作業の方法を決定し, 労働者を指揮する。  
(イ) 保護具の使用状況を監視する。  
イ アスベスト成形板の撤去  
(ア) アスベスト成形板の撤去は, 内装材及び外部建具等の撤去にさきが行う。  
(イ) 建物内部で撤去作業を行う場合は, 外部建具を閉鎖するとともに, ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をプラスチックシート等で覆くものとする。  
(ウ) アスベスト成形板の撤去は, 可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし, 原則として, 「手ばらし」とする。なお, 建物外部のアスベスト成形板を撤去する場合は, できる限り, 原形のまま撤去する。  
(エ) 撤去作業中は, 散水その他の方法により, アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。  
(オ) 撤去作業には, 防じんマスク, 防護メガネ及び作業衣を着用させる。  
(カ) 撤去作業後, アスベスト成形板の破片, 破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう, 真空掃除機等により, 清掃及び後片付けを十分に行う。  
(4) アスベスト成形板の集積, 運搬等  
ア 撤去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては, 高所より投下しないことのほか, 粉じんの飛散防止に努める。  
イ 細かく破砕されたアスベスト成形板は, 湿潤化のうえ, 丈夫なビニル袋に入れる等, 飛散防止の措置を講じる。  
ウ 撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間, 現場内に保管する場合は, 一定の保管場所を定め, 一般の内装材と分別して保管するものとし, シートで覆う等, 飛散防止の措置を講じる。また, 保管場所には, アスベスト成形板の保管場所であることを表示を行う。  
エ アスベスト成形板の運搬に当たっては, 運搬車両の荷台全体をシート等で覆い, 飛散防止に努める。  
オ アスベスト成形板の撤去, 集積, 積み込み及び保管等の処理が完了した場合は, 速やかに監督員に報告し, 確実に処理されたかの確認を受ける。  
(5) アスベスト成形板の処分等  
ア アスベスト成形板は, 一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお, マニユフェストには, アスベスト成形板であることを明示する。  
イ 撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は, マニユフェストを監督職員に提出し, 処分が確実に行われたことの確認を受ける。  
(6) 施工記録  
上記作業手順等が確認できる写真を提出すること。  
(7) その他  
この仕様書に記載されていない事項については, 「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」(有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)による。

- (8) 既設天井ボード等(みなし非飛散性アスベスト(アスベスト成形板))に貫通等の施工を実施する場合 既設天井ボード等を配線配管等が貫通する箇所に当たっては, 当該天井ボード等には石綿(アスベスト)が含まれている可能性があるものとし, 適切に処理した後, 新規の天井ボード等(天井下石膏ボード等)に取替え, 新設天井ボード等を貫通させるものとする。ただし, 図中に指示がある場合は, その指示に従うこと。

### 4.7 請負代金内訳書

提出する「請負代金内訳書」は, 別添資料に示す構成(種目, 科目, 中科目等)とし, 「公共建築工事内訳書標準書式(平成15年度版)」に準拠して作成すること。  
なお, 公共建築工事内訳書標準書式は, 国土交通省大臣官房官庁営繕部のウェブページ([http://www.mlit.go.jp/gobuid/kijun/toitituki/jyun/031001s\\_s\\_uwakesyo\\_syosiki.pdf](http://www.mlit.go.jp/gobuid/kijun/toitituki/jyun/031001s_s_uwakesyo_syosiki.pdf))に公開されている。  
参考図書: 「公共建築工事内訳書標準書式・同解説(平成15年度版)」(大成出版社)

### 4.8 追記事項

- 工期  
工期が「契約の日から」の場合は契約の日の翌日を工期の初日とする。
- 特記仕様書中における工事担当課の取扱い  
工事担当課とは, 本都市計画局公共建築部工務監視課をいう。
- 盤類において, 図中の「標準」, 「製造者標準」は, 製造者標準をいう。
- 建築基準法による中間検査等, 関連法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては, その検査に必要な資機材, 労務等を提供すること。
- 保全に関する説明書(基礎データの貸与を □行う □行わない)  
・工事完成時に, 国土交通省作成の「施設保全マニュアル作成要領」に基づく保全資料の作成を行う。  
・施設保全マニュアルは, 原稿2部及び電子データ(CD-R)1部を提出する。  
・電子データの提出方法は, 「40 電子納品」に準拠した形で提出する。  
・その他, 作成に関しては監督職員の指示に従う。

# 別紙（特記仕様書・機械）

## 京都市標準仕様書

### 一般事項

関連法規等	工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、消防法、ガス事業法、電気事業法、水道法、下水道法、環境基本法、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守する。
監督職員	監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員で、本市の監督員及び本市が監理業務を委託した者をいう。
設計変更	工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、次の算式により求め、千円未満切捨てとする。 変更請負工事価格 = 変更設計工事価格 × (請負工事価格 / 元設計工事価格)
施工中の安全確保及び環境保全(発生材の処理等)	(1) 施工中は前記関係法規等によるほか、建設工事公衆災害防止対策指導致要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物等(発生材)は選別を行い、リサイクル等再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用にも努める。 (2) 工事の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。 (3) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規等に従ってこれを行う。 (4) 工事用車両の出入りに対する交通傷害、安全の確認等、構内及び周辺の危機防止に努める。 (5) 気象予報又は警報等については、常に注意を払い、災害の防止に努める。 (6) 火気の使用及び火の粉の飛散等火災の恐れのある工事を行う場合は、火気の取扱に十分注意するとともに、火災防止に有効な材料で養生する他、消火器や水の入った容器を作業場所周辺に配置し、火災防止の徹底を図る。 既存施設を施工する場合、現場代理人は、その都度監督職員及び防火管理者に場所、時間、方法等について説明を行い、確認を受ける。 (7) 工事現場には、煙草の吸殻容器を所定の場所に設置し、喫煙管理にも注意する。 (8) 既存の消防設備等の工事においては、工事中も出来る限り消防設備器具及びシステムが作動する状態を保つように留意する。工事の関係上、やむを得ず設備の器具及びシステムの作動を停止又は休止させる場合は、事前に所轄消防署の指導を要請する。
作業時間等	○ 作業時間等は下記による。 ○ 作業時間等は図示による。 請負者は、労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として、本市の休日を定める条例による休日(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等(以下「休日」という。))は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。なお、作業内容・作業工程の都合等により、作業時間の延長、休日作業の実施する場合は、監督職員と協議すること。(その場合、検査や施工の立会いは、休日は原則として行わない)
覚書書の締結	本工事中において、周辺住民との間に覚書等(進入経路・作業時間・騒音工事・他)が締結された場合は、その締結事項を遵守する。
関連工事との調整及び建設協会の	工程管理、現場管理(安全衛生・仮設・養生・清掃・他)、周辺の道路管理(清掃・事故防止・ガードマン・他)等については、別途工事の業者と共同で処理すべき以下の事項については、当該業者と協会等を組織し、工事の円滑な進行を図り、費用についても全員で負担すること。 (1) 事故防止 (2) 付近道路及び仮設道路の維持管理 (3) その他工事中に発生した問題について、本市が指示した事項
清掃	工事中の解体材・発生材・工事用残材等は、構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。また工事の完成に際しては、工事対象物内外を清掃し、入念な跡片付けを行う。
地中障害物	工事中に発生する障害物の撤去及び処理は、請負者の負担とする。ただし、予想外に重大な障害物は、監督職員と協議する。
養生	在来部分、施工済み部分、未使用機器、材料などで汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。なお、コンクリート打設時には立会し、スリーブ、インサート等の破損防止に努める。
申請手続と費用の負担	本工事に必要な官公署等の申請手続は、請負者が行い、その費用は本工事に含む。
工事用電力等の負担	着工から引渡しまでの工事及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の使用料金は、請負者の負担とする。
完成検査	工事に必要な官公庁検査及び本市検査職員の検査に合格して完成とする。また、契約工期までに完成検査に合格しなければならない。
引渡し説明	完成後、施設管理者に、完成図書に基づき機器の取扱い・操作方法等の指導を行う。
各種調査等	請負者は、本工事が下記調査対象工事となった場合には、本工事中期中及び工期経過後においても、調査書類を作成、又は作成に協力すること。 ・公共事業労務費調査
低入札価格調査制度	・京都市低入札価格調査取扱要領(以下「取扱要領」という。)第5条に基づく調査対象者(以下「調査対象者」という。))は、取扱要領第7条に定める調査項目に関する資料を提出しなければならない。 ・前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については、取扱要領に定めるものとし、調査対象者はこれに誠意をもって対応しなければならない。 ・調査対象者が落札者となった場合には、本工事中において、次に掲げる事項について、対応しなければならない。 (1) 施工計画書の内容のヒアリング 標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 (2) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング ア 請負者は、下請業者を使用する場合は、建設業法により施工体制台帳を作成する必要がない場合であっても、同法に定める施工体制台帳と同様な書類を提出しなければならない。

### 提出書類

提出書類	提出書類及び部数は以下による。なお、※については、監督職員の指示による。 工事着工関係書類 ・着工届 (1部) ・現場代理人等通知書 (1部 本市契約課受付後) ・経歴書、資格者証の写し(監理技術者、主任技術者、専門技術者) (1部) ・労災保険加入法に基づく労働災害保険の成立を証明する書類 (1部) ・使用材料製造者通知書 (2部) ・予定工程表 (1部) ・請負代金内訳書 (1部) ・再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書 (1部)※ ・工事請負契約に係る産業廃棄物処理票 (1部) ・建設業退職金共済組合掛金収納書 (1部)※ ・工事保険証書の写し (1部) ・工事実績情報関係の書類 (1部)※ ・電気保安技術者届 (1部)※ ・組織表、緊急連絡表 (1部) 施工計画(施工前) ・納入仕様書 (2部) ・実施工程表 (1部) ・施工図 (1部) ・関係官庁届出書(正・副) (2部) ・機器搬入計画書 (1部) ・協議記録 (1部) ・産業廃棄物処理関係(1部) (施工計画書、廃棄物処理委託契約書の写し) 工事記録(施工後) ・工事日報 (1部) ・工事写真 (1部) ・建設副産物処理報告書 (1部) (「産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の写し」及び「再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書」) 完成図書(完成時) ・完成図「原紙」 (1部) ・完成図「原寸二つ折り製本及びA3縮尺A4版製本」 (原寸:1部, A3:2部) ・完成図書(A4ファイル) (2部) ・機器完成図 ・機器性能試験成績書 ・機器取扱説明書 ・機器納入者連絡先表 ・試運転調整記録 ・付属工具リスト ・関係官庁届出書類(副本又は写し…1部) ・引渡書 ・総合調整測定表(総合調整が必要な場合) ・完成図面CADデータ(CADで作成した場合) その他 ・監督職員が特に指示するもの(施工計画書、施工体制台帳等)
着工届	着工届には、請負者の建設業許可の種類及び番号を記載する。
現場代理人等通知書	現場代理人等通知書には、請負者の建設業許可の種類及び番号、現場代理人、主任(監理)技術者、下請負者等及び下請(予定)代金額を記載する。なお、提出先は契約担当課とし、提出後着工関係書類に添付する。
主任(監理)技術者経歴書	主任(監理)技術者経歴書には、会社名、連絡先、資格の種類、資格番号、修得学部学科、工事経歴等を記載し、資格証のコピーを添付する。
労災保険証明書	労災保険の証明書は、労働基準監督署長の「労災保険成立証明書」又は労災保険事務組合長の「労災保険加入証明書」とする。なお、年度当初一括して労災保険事務組合長から届出のある請負者については、「労災保険加入証明書」の提出を必要としない。
工事保険	工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする建設工事保険又は組立保険及び第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償責任を負担できる請負者損害賠償責任保険に加入し、その証書の写しを本市に提出する。保険期間は着工日から工事目的物引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の組立保険期間は保険の対象物が発生する日から工事の目的物の引渡しの日までとすることができ。 なお、着工日は本市との協議により定めの日、又は着工命令の日とする。
使用機械製造者通知書	使用する機器が、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第3条の製造者指定品目に該当する場合、「都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表(機械設備工用)」から製造者を選定する。ただし、同要領第17条を適用することにより、指定を受けていない製造者の機器を使用することができる。(要領及び一覧表については、都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007359.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007359.html</a> を参照) なお、製造者指定されていない機材については、資料を提出して監督職員の承諾を受ける。
予定工程表	予定工程表は、工事請負契約書で規定するもので、工事種目毎の予定を記載する。
請負代金内訳書	提出する「請負代金内訳書」は、別添資料に示す構成(種目、科目、中科目等)とし、「公共建築工内訳書標準書式(平成15年版)」に準拠して作成すること。 なお、公共建築工内訳書標準書式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部のウェブページ( <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/touitukijyun/s_utiwakesyo_syosiki.htm">http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/touitukijyun/s_utiwakesyo_syosiki.htm</a> )に公開されている。 参考図書:「公共建築工内訳書標準書式・同解説(平成15年版)」(大成出版社)

京都市	工事設計図
ただし、	N o . 4  枚の内
企画設計課	課長 課長補佐・係長 係員 平成 年 月
京都市標準仕様書(一般事項・提出書類・他)	
工事実績情報の登録	請負金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)入カシステム(日本建築総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員に確認を受けたうえ、(財)日本建設情報センターに登録手続きを行うとともに、受領書の写しを監督職員に1部提出する。(ただし、工事請負額が500万円以上2,500万円未満の工事については受注・訂正時のみ登録するものとする。) 1 工事受注時 契約工期の開始日から10日以内に提出 2 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内に提出 3 工事完成時 工事完成後10日以内に提出 ただし、期間には、休日を含まない。また、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
施工体制台帳	請負者は、建設業法第24条の7第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の規定により、施工体制台帳を作成する場合には、「施工体制台帳に係る書類に関する実施要領(平成13年営技第30号)」にて定める施工体制台帳の様式を参考とし、工事現場に備えるとともに、写しを監督職員に提出すること。 また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい箇所へ掲示する。
納入仕様書	主要機器及び監督職員が指示する機器については、製作図・性能表等を作成し、監督職員の承諾を受ける。なお、性能等確認のため製造会社の工場等で、監督職員立会いの上試験を行う場合がある。
実施工程表	施工に先立ち実施工程表を作成し、監督職員に提出するとともに、関連工事の関係者と充分調整し、工事の円滑な進捗を図る。また、必要に応じ、月間・週間工程表を作成して調整を行う。
施工図	施工に先立ち速やかに施工図を作成し、監督職員に提出する。
関係官庁届出書	本工事に必要な官公庁その他の申請手続きは請負者が行い、その費用は請負者の負担とする。
機器搬入計画書	屋上水槽・梁台・空調機等の大型機器及び監督職員の指示する機器については、搬入計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、関係者に周知徹底して、事故防止に努めるものとする。
工事日報	作業人数・作業内容・搬入機材等を作業日毎に記録し、逐次監督職員に提出する。
工事写真	原則として「工事写真の撮り方(改訂第2版)建築設備編」(建設大臣官房官庁営繕部監修)により作成するものとし、着工前の状況・各施工工程の状況、地中障害物の状況等施工後外部から明視しがたい施工箇所、完成状況の主要な箇所及び監督職員が特に指示する箇所について、写真撮影を行い、工事用アルバム(A4版)に整理して、逐次監督職員に提出する。また、デジタルカメラを採用してもよい。
資材の再資源化に関する取扱	1 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)の対象工事である場合は、落札者は、落札後直ちに同法第12条第1項の規定で定める説明書及び同法第13条及び省令第4条に基づく書面を工事担当課に提出する。 なお、届出の記載内容に変更が生じた場合は、同条第2項の規定により、速やかに届出を再提出すること。 2 1の場合には、請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定に基づく報告書を提出すること。
産業廃棄物処理関係	1 請負者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令の他、京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱を遵守しなければならない。 2 請負者は、前条に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、要綱第2条第2項第2号に規定する排出事業者として、同要綱第4条の責務を負っていることを十分に認識し、信義に従って誠実に対応しなければならない。 3 請負者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、本市の求めに応じて施工計画書、廃棄物処理委託契約書、実績報告及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の写し、現場からの搬出状況及び受入先の搬入状況を確認できる写真を提出しなければならない。 4 この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、請負者に対して必要な措置を命じることがある。このとき請負者は、速やかに指示に従わなければならない。
建設副産物に関する取扱	1 請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)による再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を2部作成し、そのうちの1部を監督職員に提出するとともに、残り1部を、工事完成後1年間保管するものとする。 2 請負者は、工事完了後速やかに、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書をそれぞれ3部作成し、そのうちの2部を監督職員に提出するとともに、残り1部を工事完成後1年間保管するものとする。
完成図	1 作成方法 ○ CAD(データ形式) ○ 鉛筆書き又はCAD 2 完成図「原図」は施工後の状態を明確に記載し、その原因等を監督職員に提出する。様式及び図面の種別は設計図に準ずる。 3 完成図「二つ折製本」は原寸版及びA3縮小版を各2部提出とする。
完成図書製本	完成図書製本は、施設管理に必要な前記書類をA4サイズにファイルし、リスト添付の上、監督職員の承諾を受けたのち施設管理者に引き渡す。
機器完成図等	納入仕様書をもって、機器完成図及び機器性能試験成績書としてもよい。
試運転調整記録	試運転調整記録は水質検査報告書(水道直圧方式を除く)、ガス工事検査報告書、機器の調整記録(水量、風量、温湿度等)、その他監督職員の指示したものとする。

# 別紙（特記仕様書・機械）

## 配管工事

弁ボックス

弁ボックスは、標準図に示す弁樹とし、弁の呼び径50以下はVG-Pとする。なお、水道用仕切弁及び止水弁のボックスは、京都市上下水道局規格とする。また、ボックス内には、口径、系統名を記した名札等を設置する。

管の支持金物

水槽内配管、外壁露出配管及びビット内配管の管支持金物、固定金物（インサート金物は除く）はステンレス鋼製とし、その他の屋外部分（屋上横走り配管等）は溶融亜鉛めっき又はステンレス鋼製とする。鋼管で呼び径40以下の屋外立管は、ステンレス製立管バンド、鋼管で呼び径50以上の屋外立管及び全ての横走り配管は、ステンレス製形鋼の架台に取付ける。

冷媒管の支持

なお、屋内地中埋設配管には、吊金具を取付ける等地盤の沈下に備えることとする。冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔は、基準外径が9.52mm以下の場合は1.5m以下、12.7mm以上の場合は2.0m以下とする。ただし、液管・ガス管共吊りの場合は、液管の外径とする。ガス配管の横走り管の支持間隔は次表による。

ガス管の支持間隔

横走り管（鋼管）の最大支持間隔（日本ガス協会基準）					
支持間隔（m）	1.8	2.0	3.0	4.0	5.0
管径（mm）	15～20	25～40	50～80	100～150	200～

なお、横走り管の振れ止め支持及び立て管の支持は「横仕」による。

地中埋設深さ

管の地中埋設深さは、車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外では300mm以上とする。ただし、建物直近で外力により損傷の受けない場所及び防護処置を施した場合はこのかぎりでない。

防虫網  
ポリ粉体鋼管等の  
の接合

水槽の排水・溢水管の末端にはネジ込み式で着脱可能な黄銅製防虫網を取付ける。塩ビライニング鋼管及びポリ粉体鋼管は原則として呼び径80以下は管端防食継手によるネジ接合とし、呼び径100以上はフランジ接合とする。なお、やむを得ずフランジを現場取付けする場合は、監督職員の承諾を受け、管端防食フランジにより接合する。

スリーブ

柱及び梁以外の箇所では、開口補強、水密性が不要であり、かつスリーブ径が200mm以下の部分及び監督職員の承諾を得た箇所は、紙製スリーブとしてもよい。なお、紙製スリーブを用いる場合は、変形防止の措置を講じ、かつ、配管施工前に必ず取り除く。また、VP管を使用する場合は、RF-VP管を使用してもよい。

瞬間流量計  
逆止弁

瞬間流量計の取付け箇所は、図示による。揚水ポンプ、消火ポンプ、冷却水ポンプ及び冷水水ポンプの逆止弁は次による。  
(1)全揚程が30mを超える場合は、衝撃吸収式とする。  
(2)弁の呼び径65以上の場合は、バイパス弁内蔵型とする。  
(3)弁の呼び径50以下の逆止弁には、呼び径15以上のバイパス管及び弁を取り付ける等逆止弁上部の水抜きが可能な構造とする。ただし、バイパス弁内蔵型は除く。

## 管の保温

管の保温順序

管（継手・弁類を含む）の保温順序は、以下による。		
	給湯管・温水管・膨張管 蒸気管・冷水管・冷温水	給水管・排水管・通気管
①屋内露出 （一般居室・廊下 便所）	1 グラスウール保温筒 2 鉄線 〈3 ポリエチレンフィルム〉 4 原紙 5 綿布（塗装施工）	1 発火防止用フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 綿布（塗装施工）
②屋内露出 （機械室 書庫・倉庫）	1 グラスウール保温筒 2 鉄線 〈3 ポリエチレンフィルム〉 4 原紙 5 アルミガラスクロス	1 発火防止用フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 アルミガラスクロス
③屋内隠蔽 （天井内・PS内 空隙壁中）	給湯管・温水管・蒸気管 1 グラスウール保温筒 2 発火防止用フォーム保温筒 3 ポリエチレンフィルム 4 アルミガラスクロス	1 発火防止用フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレンフィルム 4 鉄線 5 ステンレス鋼板(0.3mm)
	膨張管・冷水管・冷温水 1 グラスウール保温筒 2 鉄線 3 ポリエチレンフィルム 4 アルミガラスクロス	
④屋内隠蔽 （最下階の床下 暗渠内・ビット内）	1 グラスウール保温筒 2 鉄線 3 ポリエチレンフィルム 4 着色アルミガラスクロス	1 発火防止用フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレンフィルム 4 着色アルミガラスクロス
⑤屋外露出 （バルコニー・開放廊下含む） 厨房（天井内除く） 浴室（ Ⅱ ）	1 グラスウール保温筒 2 鉄線 3 ポリエチレンフィルム 4 ステンレス鋼板（0.2mm）	1 発火防止用フォーム保温筒 2 粘着テープ 3 ポリエチレンフィルム 4 ステンレス鋼板（0.2mm）

注 く Ⅱ は冷水・冷温水（膨張管を含む）のみ施工とする。

保温材の厚さ

保温筒の厚さは、次表の管径による。		単位（mm）				
保温材・配管	保温筒厚さ	20	25	30	40	50
ポリスチレンフォーム 給水・排水・通気	15～150	—	200～	—	—	—
グラスウール 給湯・温水（膨張管を含む）	15～80	100～150	—	200	250～	—
グラスウール 冷水・冷温水（膨張管を含む）	—	—	15～25	32～200	250～	—
グラスウール 蒸気	—	15～25	32～50	65～150	200～	—

冷媒管の保温

冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合は、製造者標準仕様（厚み8mm以上）の保温とし、屋内及び屋外露出部のみグラスウール又は発火防止用フォーム保温（20mm厚）を巻き上表の温水又は給水管の外装を行なう。なお、特記により保温化粧ケースを取付ける箇所については、製造者標準仕様の保温のみとする。

保温不要箇所

学校施設の保温  
不要箇所

被覆鋼管

ダクトの保温

ダクトの保温順序

保温不要箇所

消音内張り

排煙ダクトの保温

次の管、弁、フランジなどは、保温を行わない。（保温を行う場合は特記による。）

- 衛生器具の付属品とみなされる器具及び配管（流し下部の床上排水管を含む）
- 給水用配管で、ポンプ回りの防振継手、フレキシブルジョイント
- 給水及び排水の地中又はコンクリート埋設（ただし、鋼管類には防食処理を行なう）
- 給水で、空気流通のない暗渠内配管及び空気流通のない最下階の床下配管（ただし、鋼管類には防食処理を行う）
- 給排水管で、スラブとフローリングとの間（ただし、鋼管類にはプラスチックテープ0.4mm厚1/2重ね1回巻きを施工）
- 給湯用・温水用・蒸気用配管で、屋内及び暗渠内配管の伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント、弁（ヘッダー元弁を除く）、フランジ
- 保温付被覆鋼管（ただし、露出部分の外装は上表参照）
- 排水管で、暗渠内配管（ビット内を含む）、最下階の床下配管及び屋外露出配管
- 耐火被覆二層管を使用した排水管
- 通気用配管（排水管の分岐点より100mm以下の部分を除く）
- 消火配管（ただし、屋外は給水仕様の保温を行う）
- 厨房機器及びガス湯沸し器廻りの給水、排水及び給湯管（ただし、屋外設置の給水、給湯管は除く）
- 各種槽類のオーバーフロー管及び水抜き弁以降のドレン管
- 空気抜き弁以降の配管及び排泥弁以降の配管など
- 放熱器廻りの蒸気配管及び温水管
- 蒸気管及び温水管で、室内及び暗渠内の各種装置回りの配管
- 冷凍機の冷却水用配管
- 油管（ただし、地中配管は防錆被覆を行なう）

次の管、弁、フランジなども保温を行わない。

- 厨房室の給排水管で床上1500mmまでの露出配管
- 便所のブースで囲われたPS内の給排水管
- 屋内流し下部の給水管
- 実習（実験）机の内部及び見え掛かり部の給排水管
- プール機械室内の濾過配管
- 屋外受水槽ポンプ室内の給排水管

給湯管で壁又は床埋設をする配管には、保温付被覆鋼管（保温厚14mm以上）を使用してもよい。この場合は、外装を行わない。又、コンクリート内等保温の施工が困難な場所については、監督職員の承諾を得て被覆鋼管を使用してもよい。この場合は、保温は不要とする。

## ダクトの保温

ダクトの保温順序は、次表による。

風道	矩形ダクト	円形ダクト	保温材の厚さ
場所 屋内露出 （一般居室・廊下 便所）	1 紙 2 グラスウール保温板 （40K） 3 3層重鉛鉄板(0.35mm)	1 グラスウール保温帯 （40K） 2 鉄線 3 3層重鉛鉄板(0.35mm)	50mm
屋内露出 （機械室 書庫・倉庫 屋内隠蔽 天井・シャフト内）	1 紙 2 7層重グラスウール保温帯 グラスウール（40K） 3 7層重グラスウール粘着テープ	1 7層重グラスウール保温帯 グラスウール（40K） 2 7層重グラスウール粘着テープ	25mm
屋外露出 （バルコニー・開放 廊下含む） 厨房（天井内除く） 浴室（ Ⅱ ）	1 紙 2 グラスウール保温板 （40K） 3 ポリエチレンフィルム 4 鉄線 5 ステンレス鋼板(0.3mm)	1 グラスウール保温帯 （40K） 2 鉄線 3 ポリエチレンフィルム 4 鉄線 5 ステンレス鋼板(0.3mm)	50mm

ダクトのフランジ部（補強を含む）は、厚さ25mmの保温材の重ね巻きを行うか、ダクトの保温厚さをフランジ高さ＋10mm以上とする。

保温不要箇所

消音内張り

排煙ダクトの保温

次のダクトには、原則として、保温を行わない。（保温を行う場合は特記による。）

- 換気用ダクト・外気取入用ダクト・排気用ダクト ただし、外壁から1mまでのダクト及び厨房・浴室内（天井内を含む）を通過するダクトには保温を行う。
- 空調している建物内の廻りダクト
- 内張りしたダクトおよびチャンパー
- 消音内張は、次表による。ただし、施工範囲は特記のある場合のみ行う。

消音チャンパー 消音エルボ	1 紙 2 グラスウール保温板 40K(50mm) 3 ガラスクロス 4 銅亀甲金網又はアルミバンテングメタル
排煙ダクトの保温は、次表による。	
矩形ダクト （隠蔽箇所）	1 紙 2 アルミガラスクロス化粧保温板 （ロックウール1号又は2号・25mm） 3 アルミガラスクロス粘着 4 きつ甲金網
円形ダクト （隠蔽箇所）	1 アルミガラスクロス化粧保温帯（ロックウール1号・25mm） 2 アルミガラスクロス粘着テープ 3 きつ甲金網

屋内外露出排煙ダクトには、保温を行わない。

京都市		工事設計図	
ただし、	N o . 5	棟の内	
企画設計課	課長 課長補佐・係長 係員	平成	年 月
京都市標準仕様書（配管工事・保温・塗装・他）			

煙道・機器の保温

煙道・機器の保温は、次表による。

煙道	1 ロックウールブランケット1号(75mm) 2 鉄線 3 カラー亜鉛鉄板(0.35mm)
煙道(隠蔽箇所) 排気筒(隠蔽箇所)	1 ロックウールブランケット1号(50mm) 2 鉄線 3 アルミガラスクロス 4 金網
冷水タンク 冷水水タンク 冷水ヘッダー 冷水水ヘッダー	1 紙 2 グラスウール保温板40K(50mm) 3 ポリエチレンフィルム 4 鉄線 5 アルミニウム板(0.8mm)（屋外はステンレス鋼板）
貯湯タンク、膨張タンク 温水タンク、還水タンク 温水ヘッダー、蒸気ヘッダー 熱交換器	1 紙 2 グラスウール保温板40K(50mm) （膨張タンクのみ(25mm)） 3 鉄線 4 アルミニウム板(0.8mm)

・屋外露出鋼板製消火用充水タンクには、膨張タンク仕様の保温を行う。

保温不要箇所

次の煙道・機器には、保温を行わない。

- 屋外露出の煙道・煙突及び屋内外露出部の排気筒
- ポンプ（ただし、屋外設置の冷水ポンプ・冷水水ポンプには保温を行う）
- 消火用冷水タンク
- ユニット型空調機、コンパクト型空調調器及び送風機
- オイルサービスタンク及びオイルタンク
- 樹脂製タンク（膨張タンク共）
- プレート形熱交換器
- 鋼板製膨張タンクの蓋取付け面（上面）
- 密閉形隔膜式膨張タンク

## 塗装（仕上・防錆）

管・ダクトの塗装

管・ダクト・鋼製架台及び支持金物類の塗装は、下記塗装不要箇所を除き、素地こしらえ（汚れ・錆落し、乾燥、エッチングプライマー等）の上、次表の塗装を行う。

露出	綿布	1 目止め 2 調合ペイント	1 回 2 回
	亜鉛めっき面	1 錆止めペイント 2 調合ペイント	1 回 2 回
	亜鉛めっき以外の鉄面	1 錆止めペイント 2 調合ペイント （蒸気管のみ 2 アルミニウムペイント2回）	2 回 2 回
隠蔽	樹脂面	調合ペイント	2 回
	鉄面	錆止めペイント	2 回
	水槽内の鉄面	エポキシ樹脂塗装	2 回
	水槽内の鉄面（排水槽） ねじ切りの鉄面	タールエポキシ樹脂塗装 錆止めペイント	2 回 2 回

塗装不要箇所

管・ダクト・鋼製架台及び支持金物類のうち、次の部分は塗装を行わない。

- 埋設されるもの。ただし、防食塗装部分を除く
- 亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面
- 亜鉛めっきされたもので、常時隠蔽される部分
- 屋内の亜鉛めっきされた配管、ダクト、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類（居室及び廊下の露出部分は除く）
- 屋外の溶融亜鉛めっきされた鋼製架台及び支持金物類
- 樹脂コーティングされたもので、常時隠蔽される部分
- 特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面
- アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面
- カラーパイプVP。ただし、継手等で同色でない部分は上表の塗装を施す。
- カラー亜鉛鉄板面

錆止めの省略

※亜鉛めっきとは、電気亜鉛めっき及び溶融亜鉛めっき（JIS H 8642）をいう。錆止めペイントを施す面で、製作工場で浸漬などにより塗装された機材及び、ライニング鋼管の外面に製作工場において一次防錆剤を塗布したものは、塗装の剥離した部分を補修すれば、錆止目を省略することができる。なお、都市ガス設備における白管には、剥離した部分を補修することにより、露出・隠蔽共、錆止めペイントを省略する。ただし、ねじ切りの鉄面は施工する。

## 識別・その他

機器

配管

弁

ダクト

ダンパー

マンホール蓋

主要機器（居室内は除く）には、機器名称・記号（系統名）を記入する。なお、水中ポンプの場合は、その系統の弁に銘板を取り付ける。機械室・パイプスペース内の配管には、配管の種別・系統名・矢印を明示する。湯沸し器・洗面器等を除く弁には、配管の種別・系統名・開閉状態（常時又は夏冬の開閉状態）・口径（地中埋設の弁のみ）を記入した名札を取付ける。機械室・ダクトスペース内のダクトには、ダクトの種別（SA・RA・OA・EA）及び矢印を明示する。風量調整ダンパーには、調整後の目印を表示する。マンホール蓋は、「汚水」「雑排水」の名称を明示したものとす。

# 別紙（特記仕様書・機械）

## 特記仕様書 1

（選択する項目は●印を本工事に適用する。）

### 工事概要

工 事 名 京都市  
ただし、

工 事 場 所 京都市

工 事 期 間 ○ 着工命令 ○ 箇月以内  
○ 契約 の日から ○ 平成 年 月 日まで  
(本工区内には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する工事期間並びに、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う場合の養生期間等を含む。)

通 用 この特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、京都市標準仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の  
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成19年版（以下「標仕」という。）  
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成19年版（以下「改修標仕」という。）  
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成19年版（以下「標準図」という。）を適用する。

優 先 順 位 設計図書優先順位は次のとおりとする。  
(1) 特記仕様書 (2) 図面 (3) 京都市標準仕様書  
(4) 「標仕」・「改修標仕」 (5) 「標準図」

建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	床 延 面 積 (㎡)	消 防 令 別 表	備 考

(敷地面積) \_\_\_\_\_㎡ (建築面積) \_\_\_\_\_㎡  
(用途地域) \_\_\_\_\_ (防火地域) \_\_\_\_\_  
(主要用途) \_\_\_\_\_  
(騒音の規制基準・昼間\_\_\_\_dB, 朝夕\_\_\_\_dB, 夜間\_\_\_\_dB)

設 備 工 事 種 目

- 空調設備
- 機器設備 ○ ダクト設備 ○ 配管設備 ○ 総合調整
- 換気設備
- 機器設備 ○ ダクト設備 ○ 総合調整
- 排煙設備
- 自動制御設備
- 衛生器具設備
- 給水設備
- 直圧給水 ○ 加圧給水 ○ 直結増圧給水 ○ 高置水槽方式
- 排水設備
- 分流式下水道地域 ○ 合流式下水道地域
- 給湯設備
- 消火設備
- 屋内消火栓設備 ○ 連結散水設備 ○ スプリンクラー設備
- 泡消火設備 ○ 消火器 ○ その他 ( )
- ガス設備
- 厨房機器設備
- 井戸設備
- 浄化槽設備
- ろ過設備
- プール用 ○ 雑用水用 (井水・雨水)
- 撤去工事
- 
- 

本管接続工事区分

水道本管接続工事

- 本工事（水道加入金は別途支出）
- 舗装本復旧 ○ 舗装復旧
- 別途工事
- 既設管分岐

下水本管接続工事

- 本工事
- 舗装本復旧 ○ 舗装復旧
- 別途工事
- 既設接続（樹・管）

ガス本管接続工事

- 本工事（敷地境界から本管までは、ガス事業者工事）
- 既設管分岐

### 契約の保証

### 請負代金の支払条件

### 主任（監理）技術者の資格

### 技 能 士

○ 保証の額は請負代金額の10分の1以上とする。  
○ 保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。（WTO政府調達協定対象の大規模な工事又は公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限り）を付した場合）  
○ 保証の免除

低入札価格調査を経て契約を締結した場合には、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」によるものとする。

○ 単年度契約工事 請負代金は下記条件で支払う。  
1 前払金：工事請負代金額の [ ] % 以内 （ただし、3億円を限度とする。）  
2 中間前払金及び部分払  
中間前払金及び部分払については、いずれか一方を請負者が選択するものとする。それぞれの内容については下記のとおりとする。  
(1) 中間前払金の場合：請負代金額の [ ] % 以内  
中間前払金の支払いは、請負者からの請求により、本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」に掲げる要件のすべてに該当したことを確認した上で行うものとする。ただし、中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。  
(2) 部分払の場合：回 数 平成 [ ] 年度 [ ] 回以内  
3 完成払：工事完成後

低入札価格調査を経て契約を締結した場合には、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」によるものとする。

○ 複数年度契約工事  
○ 請負代金は下記の条件で支払う。  
○ 請負代金は下記の条件で支払うが、契約年度に、契約会計年度及び翌会計年度の出来高予定額に対する前払金を支払う。

1 前払金

支 払 年 度	前 払 金 支 払 限 度 額
平成 年度	平成 [ ] 年度工事出来高予定額の [ ] % 以内
平成 年度	平成 [ ] 年度工事出来高予定額の [ ] % 以内
平成 年度	平成 [ ] 年度工事出来高予定額の [ ] % 以内

注) ただし、各支払年度において3億円を限度額とし、かつ各支払年度の支払限度額をこえることはできない。

2 中間前払金及び部分払  
中間前払金及び部分払については、いずれか一方を請負者が選択するものとする。それぞれの内容については下記のとおりとする。  
(1) 中間前払の場合：

支 払 年 度	中 間 前 払 金 支 払 限 度 額
平成 年度	平成 [ ] 年度工事出来高予定額の [ ] % 以内
平成 年度	平成 [ ] 年度工事出来高予定額の [ ] % 以内
平成 年度	平成 [ ] 年度工事出来高予定額の [ ] % 以内

中間前払の支払いは、請負者からの請求により、本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」に掲げる要件のすべてに該当したことを確認した上で行うものとする。ただし、1会計年度につき中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。  
なお、各会計年度の年度末に限り、各会計年度における支払限度額の範囲で、当該年度末における出来高に応じて部分払を行うことができる。  
注1) 中間前払金の支払限度額は、原則、当該年度工事出来高予定額の20%以内とする。  
注2) 前払金及び中間前払金の支払い限度額は、1会計年度につきそれぞれ3億円及び1億5千万円である。

(2) 部分払の場合： 回 数 平成 [ ] 年度 [ ] 回以内  
平成 [ ] 年度 [ ] 回以内  
平成 [ ] 年度 [ ] 回以内

3 完成払：工事完成後  
4 各年度の支払い限度額及び工事出来高予定額は概ね下記の比率による。

支 払 年 度	支 払 限 度 額	工 事 出 来 高 予 定 額
平成 年度	請負代金額の [ ] %	請負代金額の [ ] %
平成 年度	請負代金額の [ ] %	請負代金額の [ ] %
平成 年度	請負代金額の [ ] %	請負代金額の [ ] %

注) 前払金、部分払金の当該年度の累計は、その年度の支払い限度額を超えることは出来ない。

低入札価格調査を経て契約を締結した場合には、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」によるものとする。

建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者は、その資格を証明する資料を監督職員に提出し、承諾を受けること。（監理技術者資格者証等）

適用する技能士は次のとおりとする。  
○ 1級配管施工技能士（配管工事 ただし、ガス設備工事の配管工事を除く。）  
○ その他（ ）  
請負者は、工事細分に掲げる内容に該当する工事の着手前に技能士を選定し、書面をもってその氏名を監督職員に報告しなければならない。  
なお、その際、技能士手帳又は合格者証書の写し等有資格者であることを証明するものを添付しなければならない。  
請負者は、報告した技能士を変更しようとする場合は、事前にその旨を監督職員に書面をもって報告しなければならない。



### 監督職員事務所

### 建設業退職金共済制度

### 電気保安技術者

京都市 工事設計図

ただし、 No. 1 枚の内

課長 課長補佐・係長 係員

企画設計課 平成 年 月

特記仕様書1（工事概要・特記事項）

○ 別契約の建築工事にて設置（机・椅子・書棚・衣類ロッカー等）  
ただし、安全帽・懐中電灯・ゴム長靴・軍手等は本工事にて準備

○ 本工事にて設置（面積10m2以上）  
（備品等）机・椅子・書棚・衣類ロッカー・電話・冷暖房機・黒板・手洗い・湯沸し設備  
・安全帽・安全帯・懐中電灯・ゴム長靴・軍手・雨合羽・ラジオ・掃除具  
・時計・消火器・冷蔵庫

請負者は、本工事に関わる現場雇用労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）の退職金制度について把握に努めること。  
なお、建設業退職金共済制度対象労働者を雇用する場合には、以下の1～4に注意し適切に用し、また、予定価格が1,000万円以上の工事については5～7の書類を監督職員に提出すること。  
1 請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、本工事に必要な共済証紙の確保を行うこと。  
2 請負者は、対象労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。  
また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図ること。  
なお、下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、請負者がその事務を代行すること。  
3 現場の状況に応じて、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。  
4 その他、「建設業退職金共済制度の手引き」を参照すること。  
（建設業退職金共済事業本部 HP <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>）  
5 請負者は、本工事で共済証紙を購入した場合、掛金収納書を工事請負契約締結後1か月以内（共済証紙を追加購入したときは工事完成までに）提出すること。  
なお、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出理由書」を提出すること。  
6 完成検査までに、証紙を貼付したことが確認できる資料を提出すること。  
7 本市が必要と認めた場合は、本制度の執行状況等の関係資料を提出すること。

1 請負者は、電気事業法に定める電気工作物に係わる工事に、電気保安技術者をおくものとする。  
2 電気保安技術者は、電気工作物の巡視・点検を行うものとし、詳細は監督職員と協議を行うものとする。

○ 電気保安技術者の資格は、機械設備工事監理指針（社団法人 公共建築協会）による（事業用電気工作物において分電盤以降の低圧部分の電気工事のみに係る場合は、100kW未満の需要設備として扱う）。ただし、これと同等の知識及び経験を有する者で監督職員の承諾を受けた場合にはこの限りでない。

○ 電気保安技術者の資格は、（ ）とする。

# 別紙（特記仕様書・機械）

## 特記仕様書 2

（選択する項目は●印を本工事に適用する。）

機器の耐震固定 機器の耐震固定は、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（平成8年版）によるものとし、図中特記がなければ、耐震クラスは下記による。

- 重要機器 ○ 耐震クラスS ○ 耐震クラスA ○ 耐震クラスB  
 その他の機器 ○ 耐震クラスS ○ 耐震クラスA ○ 耐震クラスB

重要機器とは、防災機器、ガス機器、ボイラ、給排水機器、飲料用水槽、雑用水槽、防災用水槽、オイルタンク、100 R Tを越える冷温水機及び冷却塔をいう。  
 局部震度法による建築設備機器の設計用標準震度

	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB
上階層・屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	0.6
地階及び1階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

- ・（ ）内の値は地階及び1階（地表）に設置する水槽の場合に適用する。
- ・上階層とは、2～6階建の建物においては最上階、7～9階建の建物においては上層2階のことをいう。
- ・中間階とは、地下階及び1階を除く各階で、上階層に該当しない階のことをいう。
- ・水槽本体の耐震性能は、図中特記がなければ、上記の機器の耐震固定と同じ耐震クラスとする。
- ・運転重量が100kgを越える機器の固定方法及び水槽本体については、耐震計算書を作成し、機器承諾図に添付することとする。

庁舎・学校施設のシックビル対策 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生する建築・設備材料等の使用制限の原則

対策を取る建築・設備材料等	使用制限の原則
①合板・木質系フローリング・構造用パネル・集成材 ・単板積層材・MDF・パーティクルボード・その他の木質建材 ②壁紙 ③塗料 ④ユリア樹脂板 ⑤壁紙・ビニル床タイル・ビニル床シート・巾木及び設備工事等の施工時に使用する接着剤 ⑥保温材・緩衝材・断熱材 ⑦仕上塗料	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないJIS又はJASの規格品とする。
⑧家具・書架・実験台・その他の什器等	①③⑤に掲げる建築・設備材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則

対策を取る建築・設備材料等	使用制限の原則
①壁紙・ビニル床タイル・ビニル床シート・巾木及び設備工事等の施工時に使用する接着剤 ②塗料	トルエン等の含有量が少ないJIS又はJASの規格品とする。

3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノカルブを含有する防腐・防蟻剤の使用制限の原則

対策を取る建築・設備材料等	使用制限の原則
木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した上現場へ搬入すること。

4) 可塑剤を使用している建築・設備材料等の使用制限の原則

対策を取る建築・設備材料等	使用制限の原則
①壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJIS又はJASの規格品とする。
②木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。

- ・上記1～4における使用制限の原則としては、F☆☆☆☆を基本とし、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆又はその同等品（旧JAS及びJISにおけるF00、E0のものを含む。）を使用する。
- ・施工中、施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発生した化学物質等を室外に放出させること。

ホルムアルデヒド等の室内濃度の測定への協力

別途建築工事において、ホルムアルデヒド等の室内濃度測定を専門機関に依頼し、工事終了後に十分に養生期間を確保して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認するため、本工事においても協力すること。

測定対象化学物質 (厚生労働省の指針値) (25℃の場合)	測定方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホルムアルデヒド (0.08 ppm以下)</li> <li>・トルエン (0.07 ppm以下)</li> <li>・キシレン (0.20 ppm以下)</li> <li>・エチルベンゼン (0.88 ppm以下)</li> <li>・スチレン (0.05 ppm以下)</li> <li>・パラジクロロベンゼン (0.04 ppm以下)</li> </ul>	<p>測定は、パンプ型採取機器を用いて以下の要領で行う。</p> <p>測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。                  ①②③において、換気設備又は空調設備は稼働させたまとする。                  ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたま。</p>

石綿の取扱

石綿の取扱いは次による。  
 1 飛散性アスベスト撤去工事にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の関係法令に従い、適正に処理すること。  
 2 非飛散性アスベスト成形板等撤去工事に当たっては、「石綿障害予防規則（平成18年9月1日施行）」、「非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する技術指針」及び次の「非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する仕様書」を踏まえ適正に処理すること。

非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する仕様書

- 施工計画書  
非飛散性アスベスト含有建材（以下「アスベスト成形板」という。）の除去に際しては、事前に施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 施工調査  
アスベスト成形板の除去に当たり、事前にアスベスト成形板の仕様及び使用部位についての施工調査を行い、調査結果を監督職員に報告する。
- 施工方法
  - 作業主任者  
請負者は、石綿作業主任者を選定し、次の事項を行わせなければならない。  
 ア 作業に従事する労働者が石綿粉塵により汚染され、又はこれらを呼吸しないように、作業法を決定し、労働者を指揮する。  
 イ 保護具の使用状況を監視する。
  - アスベスト成形板の撤去  
ア アスベスト成形板の除去は、内装材及び外部建具等の撤去にさきが行う。  
 イ 建物内部で除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇等で粉塵が外部に飛散するおそれのある箇所をプラスチックシート等でふさぐとともに、壁面及び床面についてもプラスチックシートで塞ぐものとする。  
 ウ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト成形板を撤去する場合は、できる限り、原形のまま撤去する。  
 エ 除去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。  
 オ 撤去作業には、防塵マスク、防護メガネ及び作業着を着用させる。  
 カ 撤去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業着等に付着した粉塵が残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
- アスベスト成形板の集積、運搬等
  - 撤去したアスベスト成形板の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
  - 細かく破砕されたアスベスト成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なビニル袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
  - 撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。
  - アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
  - アスベスト成形板の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。
- アスベスト成形板の処分等
  - アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。
  - 撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
- 施工記録  
上記作業手順等が確認できる写真を提出すること。
- その他  
この仕様書に記載されていない事項については、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）による。

石綿含有ガスケット類の除去について

既存設備の石綿含有ガスケット類（配管のパッキン・ダクトの伸縮継手等）を除去する場合は、施工時において劣化に伴う石綿粉じんが飛散する恐れがあるので、作業に際しては、必要に応じて湿潤化や保護具の着用などの対策を講じ、産業廃棄物として適正に処理すること。

手すり先行工法

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。  
 ただし、請負者は工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督職員と協議しなければならない。

別紙（特記仕様書・機械）

特記仕様書 3

（選択する項目は●印を本工事に適用する。）

完成図

作成方法 ○CAD（納入方法は下記電子納品による）  
○鉛筆書き又はCAD

電子納品

- 本工事は電子納品対象工事とする。
- 1 電子納品は「京都市都市計画局電子納品（建築工事）要領（案）」に基づいて行うものとする。（要領については、都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007350.html>を参照）  
本工事は電子納品対象書類は、完成写真、完成図（CADデータを貸与した場合）、施設台帳及び機器台帳とする。
- 2 CADデータの貸与を ○行う（データ形式 ） ○行わない  
貸与するCADデータの著作権は、京都市が保有している。  
貸与するCADデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
- 3 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領（案）のレベル2を満足すること。
- 4 電子納品の成果物は、電子媒体（CD-R）で正、副各1部提出する。
- 5 電子納品の成果物の提出の際には、電子納品成果物作成支援・検査システムにより、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- 6 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議のうえ、決定する。

施設安全マニュアルの作成

- 施設安全マニュアルを作成し提出する（基礎データの貸与を ○行う ○行わない）
- 1 工事完成時に、国土交通省作成の「施設安全マニュアル作成要領」に基づく保安資料の作成を行う。
- 2 施設安全マニュアルは、原稿2部及び電子データ（CD-R）1部を提出する。
- 3 電子データの提出の際には、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認のうえで提出するものとする。
- 4 その他、保安マニュアルの作成及び提出に関しては、監督職員と協議のうえ行うこと。

工事現場における表示板設置

- 1 ○設置 同一工事現場において、複数の工事がある場合は、1枚にまとめることができる。
- 2 文字 常用漢字を使用し、字体は角ゴシック、工事名称は50mm角、その他は40mm角とする。
- 3 大きさ 列間を15mm又は30mm、四辺の余白を50mmとし、文字数及び列数により、必要な寸法とする。
- 4 表示  
工事名：工事請負契約書の工事名を記入する。  
発注：「京都市」と記入する。  
設計：「京都市都市計画局公共建設部企画設計課」及び「★★★★建築事務所」を記入する。  
監理：「京都市都市計画局公共建設部工務監理課」及び「▼▼▼▼建築事務所」を記入する。  
施工：請負社名を記入する。  
連絡先：「京都市都市計画局公共建設部工務監理課」及び「電話075-222-3651」を記入するとともに、請負者名及び電話番号も併せて記入する。
- 5 色 地色は白、文字は黒とする。
- 6 その他 下記記入例を参考にし、詳細については、監督職員の指示による。

工事名称：京都市○○○○○○○○○○○○○○  
 ただし、□□□□工事  
 ただし、△△△△工事  
 ただし、◇◇◇◇工事

発注：京都市  
 設計：京都市都市計画局公共建設部企画設計課 ★★★★★建築事務所  
 監理：京都市都市計画局公共建設部工務監理課 ▼▼▼▼建築事務所  
 施工：□□□建設株式会社  
 △△△電設株式会社  
 ◇◇◇設備株式会社

連絡先：京都市都市計画局公共建設部工務監理課 電話 075-222-3651  
 □□□建設株式会社 ○○○工務事務所 電話 075-\*\*\*-\*\*\*\*

総合調整

- 各設備における装置全体の施行完了時に、次に適用する総合調整を行う。  
 なお、総合調整を行う箇所及び系統等については、監督職員の指示による。
- 風量調整
  - 水量調整
  - 室内外空気の温湿度の測定
  - 室内気流の測定
  - 騒音の測定（○ 室外機 ○ 室内機 ○ 給排気口 ○ その他（ ））
  - 飲料水の水质の測定（水道法施行規則第10条による水质検査）  
 （○ 15項目（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号イ）  
 ○ 全51項目）
  - 雑用水の水质の測定  
 （○ pH値、臭気、外観、大腸菌、遊離残留塩素、濁度  
 ○ 上記6項目+BOD、COD（便所洗浄水に使用する場合）  
 ○ その他（ ））

官公署等検査

建築基準法による中間検査等、関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供すること。

その他

給水、給湯設備（井水設備等を含む）として使用する弁類、管継手類及び水栓類等については、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成16年1月26日改正）に定める鉛の浸出基準値に適合する材料を使用すること。

交通誘導員

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更に伴い員数が増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	日数	延べ人数
給水本管 接続工事	名/日	交通誘導員B 名 交通誘導員A 名	昼間	日	人

※交通誘導員Aとは  
 登録業者の登録員（登録業法第2条第4項に規定する登録員をいう。）で、交通誘導登録業務（登録員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導登録業務をいう。）に従事する交通誘導業務に係る一級検定合格登録員又は二級検定合格登録員  
 交通誘導員Bとは  
 登録業者の登録員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

京都市 工事設計図  
 ただし、 No. 3 枚の内  
 課長 課長補佐・係長 係員  
 企画設計課 平成 年 月  
 特記仕様書3

機材及び施工

図面中に特記なきものは、下表による

配管	適用	管 材 料（接 合）	備 考（範囲）
冷温水	○	SGP 配管用炭素鋼管（白）	
	○	SGP-HVA 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	
冷却水	○	SGP-VA 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	
	○	SGP 配管用炭素鋼管（白）	
冷媒	○	CUP 断熱材被覆鋼管（製造者標準品）	JIS-H-3300
ドレン	○	VP 硬質ポリ塩化ビニル管	下記以外
	○	RF-VP リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	呼び径 40～150
	○	SGP 配管用炭素鋼管（白）	
給水	○	SGP-VA 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	一般配管
	○	SGP-VD 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	屋内埋設・ビット内
	○	HIVP 水道用硬質ポリ塩化ビニル管	屋外地中配管
	○	PE2(1) 水道用*リフレクシ二層管（1種）	引込管
排水	○	VP 硬質ポリ塩化ビニル管	下記以外
	○	RF-VP リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	屋内排水のみ（呼び径40～150） ただし、埋設部分は、除く。
	○	FDPD-VP 排水・通気用耐火二層管	
	○	DVA 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	
	○	SGP 配管用炭素鋼管（白）	
通気	○	VP 硬質ポリ塩化ビニル管	下記以外
	○	RF-VP リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	呼び径 40～150
	○	SGP 配管用炭素鋼管（白）	
	○	DVA 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	
	○	FDPD-VP 排水・通気用耐火二層管	
給湯	○	CUP 鋼管（M）	JIS-H-3300
	○	CUP 保温付被覆鋼管（M）（断熱材14mm以上）	JIS-H-3300
	○	SUS 配管用ステンレス鋼管（○溶接接合 Sch40 ○ねじ接合 Sch40）	JIS-G-3459
	○	SUS 一般配管用ステンレス鋼管（○溶接接合 ○ねじ接合）	JIS-G-3448
	○	SGP-HVA 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	
	○	PEP 架橋ポリエチレン管（さや管ヘッダー工法）	
	○	PBP ポリブデン管（さや管ヘッダー工法）	
循環濾過	○	SUS 配管用ステンレス鋼管（○溶接接合 Sch40 ○ねじ接合 Sch40）	JIS-G-3459
	○	SGP-HVA 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	
	○	SGP-VA 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	プール用（機械室露出配管）
	○	VP 水道用硬質ポリ塩化ビニル管	プール用（ビット内・埋設配管）
消火	○	SGP 配管用炭素鋼管（白）	一般配管
	○	SGP-VS 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	地中配管
矩形ダクト	○	アングルフランジ工法	
	○	平板フランジ工法（長辺1500以下）	
円形ダクト	○	亜鉛鉄板（スパイラル状甲はげ掛け）	
	○	VP 硬質ポリ塩化ビニル管	
ダクト	○	RF-VP リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	呼び径 40～150
	○		
排煙ダクト	○	アングルフランジ工法	
	○		

※ 都市ガス管の管材については、ガス事業者の指定する管材とする。  
 ※ 液化石油ガス管の管材については、別図によるものとし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律その他関係法令を遵守して施工すること。

- 地中埋設標 ○ 設置（呼び径40以上の屋外埋設管の分岐及び曲がり部  
ただし、排水管は除く。）
- 埋設標示用テープ ○ 設置（呼び径40以上の屋外埋設管。ただし、排水管は除く。）
- プール設備工事 甲羅干し下部ビット内配管（排水管を除く） ○ 保温巻を行う ○ 保温不要

改修工事特記仕様書

京都市 ただし

I. 工事概要

- 1. 工事場所 京都市
2. 工事期間 契約の日から平成 年 月 日まで
3. 工事種目
4. 別途工事
5. その他

II. 摘要

- 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下を適用する。
2. 適用範囲
3. 特記事項に記載の( )内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。
4. 特記事項に記載の[ ]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。
5. 特記事項に記載の< >表示番号は、解体仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。
6. 設計図書に規定する事項は、請負者の責任において履行するものとする。

Table with 2 columns: Chapter/Item, Details. Contains sections 1-4 regarding compliance, priority, design changes, and contract guarantees.

Table with 2 columns: Chapter/Item, Details. Contains sections 5-7 regarding bid price investigation, payment conditions, and insurance.

京都市立 改修工事特記仕様書-1 整備支援課 平成 年 月

Table with 2 columns: Chapter/Item, Details. Contains sections 8-16 regarding cooperation organizations, work area division, investigation, and material handling.





別紙 (特記仕様書・改修)

章 項目		特記事項		章 項目		特記事項		京都市立 ただし、 改修工事特記仕様書-4 平成 年 月 整備支援課 課長 課長補佐・係長 係員		工事設計図 No. 4 (99) 枚の内																			
7 建具 改修 工事	1. 改修工法	・かぶせ工法 (別途交換サッシ工事仕様書による。)	[5. 1. 3]	2. 既存床の撤去及び 下地補修	1) 既存床仕上材の除去等 [6. 2. 2(a)] ・ビニル床シート等の除去等 [6. 2. 2(a) (1)] による。 ・合成樹脂塗床材の除去等 ※機械的除去工法 ・目荒し工法 [6. 2. 2(a) (2)] ・フローリング張り床材の撤去等 [6. 2. 2(a) (3)] による。 ・床タイルの撤去等 [6. 2. 2(a) (4)] による。 ・床組の撤去等 [6. 2. 2(a) (5)] による。 2) コンクリート又はモルタル面の下地処理 [6. 2. 2(b)] による。 ※著しいひび割れ・浮き及び欠損部の補修は、監督員と協議のうえ補修を行うこと。																								
	2. 防火戸	防火戸の指定及び機構等は、図示による。	[5. 1. 4]	3. 床改修	1) 新規床下地 ※図示による。 2) 新規床仕上げ ※図示による。 3) 改修後の床の清掃 ※行う。(※改修端部より1mの範囲程度・図示による。) ・行わない。																								
	3. アルミニウム製建具	1) 建具の性能及び構造は、JIS A 4702(ドア)及びJIS A 4706(サッシ)による。 2) 建具の性能値等 ※下表による。・図示による。 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>性能</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>栓見込み</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70mm</td> <td>(標準)は100mm</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>S-5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>S-6</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>100mm</td> <td></td> </tr> </table> 3) 防音ドア、防音サッシの適用及び遮音性の等級は、図示による。 断熱ドア、断熱サッシの適用及び断熱性の等級は、図示による。 耐震ドアの適用及び面内変形追随性の等級は、図示による。 4) アルミの表面処理 ※B-1 (外部に面する建具) ・B-2 ※C-1 (屋内の建具) ・C-1 5) アルミニウム材 JIS H 4100及びJIS H 4000による。 6) ステンレス鋼板 JIS G 4305によるSUS304とする。 7) 雨掛り部分の建具枠回りに使用するシーリング材 4章10項による。 8) 水切り、ぜん板 ・取り付ける ・図示による。 9) 建具は、落下防止処理を施す。 10) 製作に先立ち現場実測を行い、施工図を作成し、監督職員の承諾を受けること。	種別	性能	耐風圧性	気密性	水密性	栓見込み	・A種	S-4	A-3	W-4	70mm	(標準)は100mm	・B種	S-5					・C種	S-6	A-4	W-5	100mm		[5. 2. 2]	4. 既存壁の撤去及び 下地補修	1) コンクリート間仕切壁等の撤去は、[6. 3. 2(a)] による。 2) 間仕切り壁の撤去に伴う他の構造体の補修方法 ※図示による。 [4. 4. 9]モルタル塗替え工法による。 3) 木製及び軽量鉄骨間仕切壁等の撤去は、[6. 3. 2(b)] による。
	種別	性能	耐風圧性	気密性	水密性	栓見込み																							
	・A種	S-4	A-3	W-4	70mm	(標準)は100mm																							
	・B種	S-5																											
	・C種	S-6	A-4	W-5	100mm																								
	4. 網戸	1) 網戸の枠 JIS H 4100による。 2) 防虫網 ※ステンレス(SUS316)製 ・合成樹脂製 線径: 0.25mm以上、網目: 16~18メッシュ 3) 防鳥網 ステンレス製(SUS304) 線径: 1.5mm、網目寸法: 15mm	[5. 2. 3(e) (1)] [5. 2. 3(e) (2)] [5. 2. 3(e) (3)]	5. 壁改修	1) 新規壁下地 ・木製壁下地 (工法: [表6. 5. 12]による。 ・図示による。) ・軽量鉄骨壁下地 2) 新規壁仕上げ ※図示による																								
	5. 鋼製建具	1) 建具の性能及び構造は、JIS A 4702(ドア)及びJIS A 4706(サッシ)による。 2) 簡易気密型ドアセット ・適用する (気密性 A-3 水密性 W-1) ※しない 3) 耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6 4) 防音ドア、防音サッシの適用及び遮音性の等級は、図示による。 断熱ドア、断熱サッシの適用及び断熱性の等級は、図示による。 耐震ドアの適用及び面内変形追随性の等級は、図示による。 5) 鋼板類 JIS G 3302による。 6) めっきの付着量 ※Z 12又はF 12 7) ステンレス鋼板 JIS G 4305によるSUS304とする。 8) 形鋼 JIS G 3101による。 9) 鋼板類の厚さ ※図示による。 [表5. 3. 2]による。 10) 雨掛り部分の建具枠回りに使用するシーリング材 4章10項による。 11) 製作に先立ち現場実測を行い、施工図を作成し、監督職員の承諾を受けること。	[5. 3. 2]	6. 既存天井の撤去及び 下地補修	[6. 4. 1], [6. 4. 2]による。																								
	6. 鋼製軽量建具	1) 建具の性能及び構造は、JIS A 4702(ドア)及びJIS A 4706(サッシ)による。 2) 簡易気密型ドアセット ・適用する (気密性 A-3) ※しない 3) 防音ドア、防音サッシの適用及び遮音性の等級は、図示による。 断熱ドア、断熱サッシの適用及び断熱性の等級は、図示による。 耐震ドアの適用及び面内変形追随性の等級は、図示による。 4) 鋼板類 JIS G 3302又はJIS G 3313による。 5) めっきの付着量 ※Z 0.6、F 0.6又はE 2.4 6) ビニル被覆鋼板 ・適用する。 ・しない。 7) カラー鋼板 ・適用する。 ・しない。 8) ステンレス鋼板 JIS G 4305によるSUS304とする。 9) 召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金 10) 鋼板類の厚さ ※図示による。 [表5. 4. 1]による 11) 製作に先立ち現場実測を行い、施工図を作成し、監督職員の承諾を受けること。	[5. 4. 2]	7. 天井改修	1) 新規天井下地 ・木製天井下地 (工法: [表6. 5. 12]による。 ・図示による。) ・軽量鉄骨天井下地 2) 新規天井仕上げ ※図示による																								
7. 木製建具	1) 建具材の加工及び組立時の含水率 ・A種 ※B種 ・C種 (表16. 6. 1) 2) 材料及び接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆を原則とする。 (16. 6. 2(b) (1) (i)) 3) 木製建具の適用 ・図示による。 ・フラッシュ戸 見込 ・30 ※36 ・39 表面材の合板の種類 ※天然木化粧合板: 厚さ mm ・かまち戸 (7/4出付) 見込 ・36 ※39 かまち及び鏡板の種類 ※米ひば (寸法は図示による) 表面仕上げ ※天然木化粧羽目板 厚さ9mm 塗装済品 ・ふすま 見込 ※21 上張りの種類 ※新鳥の子程度 ・ビニル紙程度 縁の仕上げ ・塗り縁 ・生地縁 ( ) ・戸ふすま 見込 ※30 表面材の合板の種類はフラッシュ戸に準ずる。 上張りは、ふすまに準ずる。	[5. 4. 3(a) (1)] [5. 4. 3(a) (1)] [5. 4. 3(a) (2)] [5. 4. 3(a) (3)] [5. 4. 3(a) (4)] [5. 4. 3(e)] [5. 4. 4(a)]	8. 木下地等 (構造材・造作材・下地材)	1) 木材の断面寸法: 引出線で部材断面 (長辺寸法×短辺寸法) が示されている場合は、ひき立て寸法とし、寸法線で部材寸法が記入されている場合は、仕上り寸法とする。 2) 表面仕上げ ・A種 ※B種 ・C種 3) 木材の含水率 ※A種 ・B種 4) 構造材及び下地材の品質の基準 ※[6. 5. 2(a) (2) (iii) ①~②]による。 5) 造作材の材面の品質の基準 ※A種 ・B種 6) 樹種 構造材 ・松 ・杉 ※ひのき ( ) 造作材 ・杉 ・松 ※ひのき ( ) 下地材 (壁・天井下地、畳下・下張り用床板等) ※杉 ・松 ( ) 7) 代用樹種の禁止 ・禁止する: 区分 ( ) 樹種 ( )																									
8. 自閉式上吊り引戸装置	1) 自閉式上吊り引戸装置の性能値は [表5. 8. 1] による。 2) 引戸装置は、振動等に耐えるよう建具枠、戸等に堅固に取り付ける。	[5. 8. 1]	9. 集材等	1) 造作用集材 [6. 5. 2(b) (ii) ①] 樹種 柱 ※ひのき ・ひば ・杉 ・桐 鴨居 ※ひのき ・ひば ・杉 ・桐 敷居、框 ※なら ・ひのき ・ひば 2) 化粧ばり造作用集材 [6. 5. 2(b) (ii) ②] 化粧薄板の樹種 ※ひのき ・杉 ・たも 厚み (mm) 3) ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。																									
9. 建具用金物	1) [5. 6. 1~5. 6. 4] [表5. 6. 1~表5. 6. 2]による。 2) 鍵の仕様 ※既存マスターキーグループに組み込む ・単独 (カ所設置) 3) 金物の種類及び見え掛り部の材質 ※[表5. 6. 1]による。 ・図示による。 (ステンレス材は、JIS G 4305によるSUS304とする。) 4) 握り玉及びレバー・ハンドル、押板類、ルレットの取付け位置 ※図示によるものほかは、監督職員との協議による。	[5. 6. 1]	10. 防汚処理	1) 土間スラブの類及びその周辺のコンクリートに接する土台、転ばし大引及び転ばし根太等の各部材の全面に行う。 [6. 5. 2(h)] 2) 防汚剤は、非有機リン系の環境に配慮した表面処理用防汚剤とする。(日本木材保存協会の認定品) 3) 防汚処理を行う場合は原則として工場処理材とする。																									
10. ガラス	1) ガラスの適用 ※図示による。 ・ガラス種又は7mm複合ガラス (不燃認定品) 厚3mm シルバー 2) ガラス留め ※シーリング ・ガスケット	[5. 12. 1]	11. 防蟻処理	※防蟻処理を行う場合は原則として工場処理材とする。 [6. 5. 2(i)] 適用範囲 ( )																									

改修工事特記仕様書-5

整備支援課

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Includes 'コンクリートの強度試験' and '構造体コンクリートの強度試験'.

(注) 寒中コンクリートの場合は(6.12.6)による。
(試験) 構造体コンクリートの28日圧縮強度の推定試験及び28日を超え91日以内の圧縮強度の推定試験は、指定試験所(注)で行う

コンクリートの荷重確認
コンクリートの打設に当たっては、納入書の受取時に「コンクリート荷重確認書」により確認し、打設完了後、速やかにその写しを監督職員に提出すること。

8. 軽量コンクリート
※JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)の規格品とし、指定事項等は下記による。

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Includes '1) 軽量コンクリートの種別と適用' and '呼び強度等'.

スランブ 18cm
空気量 5%
水セメント比の最大値 55%
単位セメント量の最小値 ※320kg/m³

9. 無筋コンクリート
※JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)の規格品とする。
設計基準強度 ※18N/mm²

10. 材料
(型枠)
せき板の材料
※合板せき板「合板の日本農林規格」の「コンクリート型枠用合板の規格」による表面加工品

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Includes '〔アルカリ骨材反応抑制対策 特記仕様書〕' and '1) 適用範囲'.

〔アルカリ骨材反応抑制対策 特記仕様書〕
1) 適用範囲
建築構造物(基礎、主要構造物等建築基準法第37条に規定する部分)に使用されるレディーミクストコンクリートに適用する。

2) 抑制対策
※コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、標準仕様書6.5.4(b)アルカリ総量(6.5.1式)、改修標準仕様書8.6.4(b)アルカリ総量[8.6.1式]又は下式を用いてアルカリ総量を計算し、その値が3.0kg/m³であることを確認し、監督職員の承諾を受ける。

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Includes '抑制効果のある混合セメント等の使用' and '安全と認められる骨材の使用'.

また、骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)(注1)による骨材試験の結果を用いる場合には、コンクリート生産工程管理用試験方法-骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(迅速法)(注1)による骨材試験を施工着手前、工事中1回/6箇月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関(注2)で行い、骨材が無害であることを確認し、監督職員の承諾を受ける。

(注1) 試験方法は、JIS A 1145 骨材の7割リカ反応性試験方法(科学法)又はJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)の付属書7「骨材の7割リカ反応性試験(科学法)」、JIS A 1146 骨材の7割リカ反応性試験方法(モルタルバー法)又はJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)の付属書8「骨材の7割リカ反応性試験(モルタルバー法)」による骨材試験の結果を用いる場合には、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法-骨材の7割リカ反応性試験方法(迅速法)」による。

(注2) 公的機関又はこれに準ずる機関(大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、その他信頼に値する民間試験機関、人工骨材については製造工場の試験成績表でよい)

4. 特殊な要因によるコンクリート
※図示による。(6.1.3)
5. コンクリートの仕上がり
1) コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差 (6.2.5)[8.1.4(d)(1)]

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Includes '2) コンクリート表面の仕上がり状態' and '※下表による'.

コーンの使用は、(6.9.4(i))[8.7.9(b)(8)]による。
外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む。)の打増し厚さ ※20mm ・図示による。

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Includes '3) コンクリートの仕上がり平たんさ' and '平たんさ'.

4) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法
位置及び形状 ※図示による。
寸法 ・図示による。(9.6.3)による。

6. コンクリートの発注、製造、運搬及び打込み等
標準仕様書6章4節及び6節による。

Table with 2 columns: 章 項目, 特記事項. Includes 'フレッシュコンクリートの試験' and '試験項目'.

コンクリートの製造工場、種類が異なるごとに一日一回以上、かつ150m³ごと及びその端数につき一回以上行う。
当初の測定は打設当初とし、コンクリートの工場出荷時に行う。(測定器は(財)国土開発技術センターの技術評価を受けたもの)

別紙 (特記仕様書・改修)

Main specification table with columns for 'Item', 'Particulars', and 'Remarks'. It covers various construction items like steel reinforcement, concrete, and finishing work, including detailed tables for materials and testing methods.

京都市立 工務設計図 No. 6 99 枚の内
改修工事特記仕様書-6
平成 年 月
課長 課長補佐・係長 係員
整備支援課

Table with 3 columns: 'Item', 'Particulars', and 'Remarks'. It lists specific construction details and materials for items 7 through 22, such as blackboards, tables, and partitions.

別紙（特記仕様書・改修）

章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項	
15 耐 震 改 修 工 事	1. 耐震改修工事	[8.1.1]による。		8. 鉄骨工作	4) コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め [8.7.1]～[8.7.9]による。 耐震改修工事において新規に打込むコンクリートは、原則として、打継ぎは設けない。 [8.7.3(a)] 暑中におけるコンクリートの取扱い 構造体温度補正値(S)は、10章3項による。 [8.7.8(b)(5)] シアコネクタをセパレーターとして使用する場合は、図示による。 [8.7.9(b)(3)]		<p>京都市立 ただし、</p> <p>改修工事特記仕様書－7</p> <p>平成 年 月</p> <p>整備支援課</p> <p>課長 課長補佐・係長 係員</p>
	2. 施工計画	1) 施工期間中に建物の使用が考えられるため、使用状況を十分把握し、安全を確保するよう心がける。 2) 躯体寸法は実測による。 3) 既存コンクリートとの一体化を図る。 既存部と新設部材との定着を十分図る。 4) 本工事は使用中の建物に対して行われるので、騒音、粉塵汚染など支障の及ぶ範囲が出来るだけ小さくなるよう考慮する。それに伴い、出来るだけ短期間に工事が完了するように施工計画を立てること。 5) 施工図を作成し監督職員の承諾を受けること。 [1.2.3]			5) コンクリート及びコンクリート用材料の試験 [8.8.1]～[8.8.6]による。 6) 軽量コンクリート [8.10.1]～[8.10.5]による。 7) 上記によるもののほかは、10章 コンクリート工事 による。		
	3. 仮設工事	2章 仮設工事 による。 工用通路と施設利用者通路を出来る限り明確に分けること。			1) 鉄骨工作 [8.12.1]～[8.12.10]による。 2) 高力ボルト接合 [8.13.1]～[8.13.9]による。 摩擦面の性能及び処理 すべり係数試験 ※行う。 ・行わない [8.13.2] 標準ボルト張力 張力確認試験 ※行う ・行わない [8.13.3] 高力ボルトの締め付け施工法の確認 ※行う ・行わない [8.13.5][8.13.8]		
	4. 撤去工事	1) 補強工事に先立ち、内装材及びコンクリート部材表面のプaster、モルタルなどの仕上げ材を除去する。撤去範囲は図示による。 [8.19.2] 2) 新しくコンクリート又はモルタルを打ち継ぐ部分（増設部材と接する既存面）の表面は、適当な目荒らし又ははつりを行う。（平均深さ0.5cm～1.0cm程度） [8.19.3(b)] 3) はつりに際しては、他の部分にひび割れを起こさせないよう慎重に行う。（梁、柱、土間コンクリート等の接合部は予めカッターで切り込みをいれて撤去する。） 4) 既設配管、配線など予め調査し、損傷を与えないよう十分注意すること。 5) 既存仕上げなどの撤去の際は、最低限必要な範囲とし、範囲外の部分には損傷を与えないよう養生など、十分注意する。 6) プレース設置等コンクリート解体の際、特に上階に関しては、コンクリート塊の飛散には十分注意を払い、落下防止対策を講じること。 7) 解体工事に際しては、施設運営に支障をきたさないよう、ウォールカッター等適当な工法を検討すること。 なお、やむを得ない場合は休日等に近隣住民などへ配慮の上施工計画を立てること。 8) コンクリート解体については、コンクリート無騒音破壊法（ハンドクラッシャー、ウォールカッター）による。 9) 既存構造体の撤去範囲及びはつり出した鉄筋並びに鉄骨の処置は、図示による。 [8.19.2(b)]			3) 溶接接合 [8.14.1]～[8.14.12]、[8.15.1]～[8.15.7]による。 開先の形状及びスカラップの形状は図示による。 [8.14.4(a)][8.14.7(b)(5)] 溶接部の試験 [8.14.11] 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験（ただし、板厚9mm未満は浸透探傷試験とする。） ※適用する。（※全数試験 ・図示による。） ・適用しない。 4) スタッド溶接 [8.15.1]～[8.15.7]による。 5) 鉄骨の錆止め塗装 [8.16.1]～[8.16.4]による。 1 回目は製作工場、2 回目は工事現場建方及び接合完了後に行う。 [7.3.3(b)] 現場接合部の下地調整は「表7.2.2 鉄鋼面の下地調整」によるRC種とし、工場塗装と同種の錆止め塗料を使用して塗装を施す。 [8.16.4] 6) 耐火被覆 [8.17.1]～[8.17.9]による。 7) 鉄骨の工事現場施工 [8.18.1]～[8.18.3]による。 8) 上記によるもののほかは、11章 鉄骨工事 による。		
	5. 鉄筋工事	1) 鉄筋の材料試験 [8.2.3]による。 2) 鉄筋の加工及び組立 [8.3.1]～[8.3.8]による。 鉄筋の継手 [8.3.4(a)] 柱及び梁の主筋 ※ガス圧接継手（ ） ・重ね継手（ ） ・特殊な鉄筋継手（ ） その他の鉄筋 ・ガス圧接継手（ ） ※重ね継手（ ） ・特殊な鉄筋継手（ ） 鉄筋の継手位置 ※図示による。 [8.3.4(b)] 鉄筋の重ね継手の長さ ※図示による。 ・[8.3.4(c)]による。 [8.3.4(c)] 柱に取り付けける梁の引張り鉄筋の定着長さ ※図示による。 ・[8.3.4(d)]による。 [8.3.4(d)] 帯筋組立の形 [8.3.4(e)(2)] ※図示による。 ・「改修標準仕様書 各部配筋 参考図 1.1帯筋」による。 壁の配筋及び補強 [8.3.7] ※図示による。 ・「標準仕様書 各部配筋 参考図 4.1壁の基準配筋及び4.4壁の開口部補強」による。 圧接部の確認試験 [8.3.8(i)(2)] ※超音波探傷試験（試験の対象：全圧接部） ・図示による。 超音波探傷試験で不合格となった圧接箇所処置 ※[8.3.8(j)(2)]による。 [8.3.8(j)(2)]			9. 無収縮グラウト工事 1) 材質等 グラウトの種類は、早強形無収縮グラウト（プレミックス）とする。 2) 品質、性能 各項目の試験は、JHS312—1992による。 コンシステンシー [8±2秒（練混ぜ完了から3分以内の値）] ブリージング [2.0%以下（練混ぜ2時間後のブリージング率）] 凝結時間 [凝結開始時間 1時間以上 凝結時間 10時間以内] 膨張収縮（無収縮性） [収縮しないこと（材齢7日において）] 圧縮強度 [材齢28日 30N/mm <sup>2</sup> 以上] 付着強度 [材齢28日 2.5N/mm <sup>2</sup> 以上] 塩化物量 [0.30Kg/m <sup>3</sup> 以下] 注）鉄骨柱下に使用する無収縮グラウト材の圧縮強度については、別に定めるものとする。 3) 圧入 1. 圧入は適切な圧力で、中断しないように行うこと。 2. 空気抜きを設けグラウトが空気抜きに出てくることを確認すること。（図面参照） 3. 事前に施工計画書を監督職員に提出し承諾を受けること。 4. 増設部材と既存コンクリート躯体等との接触面については、既存コンクリート面を目荒らし、グラウト打設前に十分な水湿しを行う。又、養生期間中は振動等を与えないよう注意すること。 5. グラウトを練る際の水については、10℃以上の水を使用し、練り上がりのグラウトの温度が10～30℃以内となるようにすること。 4) 型枠 1. 型枠はグラウトの圧入の圧力に対して十分に抵抗できる剛性を持ち、かつグラウトの膨張圧を適切に拘束できるものとする。 2. 型枠はグラウトが隙間なく圧入できるよう、パッキンやコーキング材を用い、グラウトの漏出がないよう密に保つこと。（図示） 5) 型枠の取り外し 型枠の取り外し時期については監督職員との協議による。 施工時及び施工期間中（打設から1週間以上）は、常に湿潤状態を保ち5℃以上に保つこと。 6) 試験 1. コンシステンシー及びグラウト温度については、1日施工毎に試験すること。 2. 圧縮試験については、1日施工毎に試験体3本を作成することとし、試験体は直径5cm高さ10cmとすること。 3. なお、供試体の作成方法は、JASS5に準じ、現場養生（水中又は湿潤）とすること。		
	6. あと施工アンカー工事	1) あと施工アンカー [8.2.4(a)][(c)(2)] ・金属系拡張アンカー 引張耐力、せん断耐力 ※図示による。 [8.2.4(b)(1)] アンカーのセット方式 ※本体打込み式 ・図示による。 [8.2.4(b)(6)] 接合筋の種類、径及び長さ ※図示による。 [8.2.4(b)(7)] ※接着系アンカー 引張耐力、せん断耐力 ※図示による。 [8.2.4(c)(1)] アンカーの種類 ※有機系カプセル型 ・図示による。 [8.2.4(c)(2)] アンカー筋の径及び埋込み深さ ※図示による。 [8.2.4(c)(4)] アンカー筋の種類 ※図示による。 [8.2.4(c)(5)] アンカー筋の新設壁内への定着長さ ※図示による。 [8.2.4(c)(6)] 2) あと施工アンカーの性能確認試験の適用 [8.2.4(d)] ・適用する。（試験方法： ） ・適用しない。 3) あと施工アンカーの施工 [8.11.1]～[8.11.6]による。 下孔は低振動及び低騒音型ドリルを使用し、その他削孔する工事も同様とする。 施工は（社）日本建築あと施工アンカー協会（JCA）資格認定者によるものとする。 アンカー差筋はアンカー施工業者において準備のこと。 施工に当たっては、各メーカーの施工手順に従い定められた事項を遵守すること。 なお、穿孔の際には既存鉄筋などの配置を確認し、それらの位置を避けること。 （レーダーなどによる探知を行う。） 4) あと施工アンカーの施工後の確認試験 [8.11.5] ※引張り試験 （試験箇所 ※図示による。 ・接着系アンカー 1辺2本とし1ブレース当たり8本以上とする。） ・せん断試験（試験箇所 ※図示による。） ※打音試験（試験箇所 ※全アンカーについて行う。）			10. 現場打鉄筋コンクリート壁の増設工事 [8.19.1]による。 1) コンクリートの打込み方法 ※流込み工法 ・圧入工法 [8.19.8(a)] 2) 増設壁工事後の仕上げは、図示による。 [8.19.10]		
	7. コンクリート工事	1) コンクリートの種類 [8.1.3(b)] ・普通コンクリート ・軽量コンクリート 2) コンクリートの発注、製造及び運搬 [8.5.1]～[8.5.4]、[8.5.6]～[8.5.10]による。 構造体用モルタルの割合 以外の圧縮強度及びw/c値は、図示による。 [8.5.10] 3) 普通コンクリートの品質管理 [8.6.1]～[8.6.5]による。			11. 鉄骨プレースの設置工事 [8.20.1]による。 1) 分割され搬入された部材の取り付けは、地組みを行う。 2) 地組みされた部材又は1部材として搬入された部材は、仮締めボルト、キャンパー、ジャッキ等を使用して取り付ける。 3) プレース設置後の仕上げは、図示による。 [8.20.9]		

京都市立  
ただし、

工事設計図 No.7 (99) 枚の内

改修工事特記仕様書－7

平成 年 月

整備支援課

課長 課長補佐・係長 係員

章 項 目	特 記 事 項																
13. 耐震スリット新設工事	<p>[8.22.1]による。</p> <p>施工要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>鉄筋探査機にて鉄筋の探査を行うと共に、壁内に設備配管類が無いことを確認する。</li> <li>壁の切断は墨だし位置に合わせてコンクリートカッター等を用いて正確に行う。</li> <li>スリット位置は柱より50～100mm程度はなす。（カッター施工のため）</li> <li>スリット幅（※図示による。 ・30～50mm） スリット材（※図示による。 ・ ）</li> <li>その他詳細は図示による。</li> </ol> <p>2) 連続繊維補強工法 (1) 材料 [8.21.7]による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>指 定 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繊維の種類・シートの形状</td> <td>PAN系高強度品 一方強化シート</td> </tr> <tr> <td>目付量</td> <td>※ 300 g/m<sup>2</sup> ・ 200 g/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>規格引張強度</td> <td>※ 3,400 N/mm<sup>2</sup> ・ 2,900 N/mm<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>規格ヤング係数</td> <td>2.30×10<sup>9</sup> N/mm<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>炭素繊維補強材の巻数 ※ 図示による。 ・2層 ・3層 ・層 炭素繊維シートのラップ長は、繊維方向200mm以上、繊維と平行する方向は30mm以上とし、同一面に集中しないよう分散させる。 割り付け図の作成 ※行う ・行わない</p> <p>(2) 試験 ※接着試験 JIS A 6909（建築用仕上塗材）の付着強さ試験を準用する。 （施工した柱の近傍にあるコンクリート製の壁等に連続繊維シートを張り付けて行い、試験箇所数は、数は、施工柱1ヶ所に付き1ヶ所とする。） 判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接着強さ</td> <td>下地の引っ張り強度で定まる値を上回ること</td> </tr> <tr> <td>連続繊維シートの層間剥離</td> <td>層間剥離がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工者 炭素繊維シート巻き付け工事の施工者は、施工実績のある施工者で監督職員の承諾を得る。</p> <p>(4) 施工方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>既存床仕上げ、柱、梁下の仕上げモルタル及び既存鋼製建具等を撤去する。</li> <li>既存壁を柱際から200mmの範囲でカッター切りの上、既存鉄筋は残したままコンクリートのみはつり撤去する。</li> <li>柱コーナー部を半径30mmの円弧に仕上げ、全面プライマー塗布の上、ポリマーセメントモルタルにて下地調整を行う。</li> <li>メーカーの技術資料に基づきプライマー、エポキシ樹脂を使用し、炭素補強材を巻き付ける。</li> <li>あと施工アンカー打設は炭素繊維を巻き付ける前に行い、あと施工アンカーをさけて炭素繊維補強材を巻き付ける。</li> <li>炭素繊維補強材の上下梁との間には10mmのクリアランスを設ける。</li> <li>炭素繊維補強材の幅は壁が取り付かない場合は250mmを標準とする。壁が取り付く場合は壁筋を避けて巻き付ける必要があるため壁筋のピッチを考慮して補強材の幅を選定する。</li> <li>「連続繊維補強材を用いた既存鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計・施工指針（財）日本建築防災協会」参照のこと。</li> </ol>	事 項	指 定 内 容	繊維の種類・シートの形状	PAN系高強度品 一方強化シート	目付量	※ 300 g/m <sup>2</sup> ・ 200 g/m <sup>2</sup>	規格引張強度	※ 3,400 N/mm <sup>2</sup> ・ 2,900 N/mm <sup>2</sup>	規格ヤング係数	2.30×10 <sup>9</sup> N/mm <sup>2</sup>	項 目	判 定 基 準	接着強さ	下地の引っ張り強度で定まる値を上回ること	連続繊維シートの層間剥離	層間剥離がないこと
事 項	指 定 内 容																
繊維の種類・シートの形状	PAN系高強度品 一方強化シート																
目付量	※ 300 g/m <sup>2</sup> ・ 200 g/m <sup>2</sup>																
規格引張強度	※ 3,400 N/mm <sup>2</sup> ・ 2,900 N/mm <sup>2</sup>																
規格ヤング係数	2.30×10 <sup>9</sup> N/mm <sup>2</sup>																
項 目	判 定 基 準																
接着強さ	下地の引っ張り強度で定まる値を上回ること																
連続繊維シートの層間剥離	層間剥離がないこと																

## 完成模型 製作仕様書

模型の製作仕様
---------

- ・ 縮尺 1/200
- ・ 範囲 別紙範囲図による。
- ・ 使用材料/ \* 仕様
 

地盤	MDF(人造繊維板) 木 ※塗装仕上げ
建築物	樹脂(アクリル板等) ※塗装仕上げ ※第一ホール及び第二ホールの客席屋根を 取り外し可能とし、ホール内部形状を表現 ※開口部:透明アクリル樹脂
外構	塗装
植栽	樹木:銅線・着色スポンジ 低木:着色スポンジ 緑地:粉末
敷地外建物	透明アクリル板組のブロック表現
敷地周囲	人・自動車・困障を表現

模型台の製作仕様
----------

- ・ 使用材料/ \* 仕様
 

台	木工作/表面は化粧合板貼 * 表面は化粧合板貼
カバー	t 5mm 透明アクリル樹脂
パイプ足	スチール/クロームメッキ仕上げ * 模型台下面に取付座金を設けた取外し式 Φ76mm×高さ700mm

以上

## 模型表現範圍

